

研究紀要

6

目 次

| | |
|---|--------------------------|
| 縄文時代後期における配石墓の構造 ——深沢遺跡の形成過程を中心として—— | 下城 正・女屋和志雄・谷藤保彦・中東耕志 (1) |
| 関東地方における弥生時代前期集落の選地について | 能登 健・小島敦子 (9) |
| 藤岡市緑塚所在古墳出土の遺物 | 小林 徹 (6) |
| ——「上毛古墳総覧」多野郡平井村410号・411号・412号古墳について—— | |
| 平安時代の煮沸土器について ——土釜とは何か—— | 三浦京子・黒沢はるみ (9) |
| 東山道・あづま道を中心とする道路構造の考古学的特徴 | |
| ——上野地方の陸上交通史序論—— | 坂井 隆 (6) |
| 上野国總社神社主祭神の性格に関する一考察 | 川原嘉久治 (7) |
| 群馬県地域の土師器櫃について | 外山政子 (4) |
| 平安前期東大寺修理造営と造寺使に関する覚え書 | 飯塚 瞳 (20) |

1989・3

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

資料

No.₁-2533

財群馬県埋蔵文化財
調査事業団保管

平成2年3月31日

01-350

6-6

(6)

研究紀要

— 6 —

1989・3

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

縄紋時代後期における配石墓の構造

——深沢遺跡の形成過程を中心として——

下城 正・女屋和志雄・谷藤保彦・中東耕志

1 はじめに

縄紋時代の集落を構成する一要素に、多数の石を配置した遺構がある。その遺構は環状列石・配石遺構・組石遺構などと呼称されている。その、代表的な遺構は秋田県大湯環状列石であり、後期初頭の所産と考えられている。

また、昭和50年から52年にかけて、岩手県埋蔵文化財センターが実施した西田遺跡は、縄紋時代中期（大木8a期）の墓壙群を中心とした環状集落であることが判明した。その構造は中心部に墓壙群が形成され、外帯には長方形柱穴群と住居群が環状に巡るものである。この構成には、墓壙群の集合体である環状列石と共に通する要素が認められる。

一方、群馬県内では昭和56年に県教育委員会が、上越新幹線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査の一環として、月夜野町深沢遺跡の調査を実施した。本遺跡の調査により後期前半の配石墓が発見された。その配石墓群の構造は、墓壙群を中心に土壙群が巡るような様相を呈し、環状集落や環状列石に共通する要素を備えている可能性が類推された。よって、深沢遺跡の資料を中心として、縄紋時代の環状列石や配石墓、および環状集落等の構造と比較し、縄紋時代の集落形成の一端を解明しようとするものである。

なお、本稿は「財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団昭和62年度職員自主研究活動」の一環として、縄紋環状配石墓研究グループ（構成員 下城 正・女屋和志雄・谷藤保彦・中東耕志）が研究助成金を受け、「縄紋時代後期における配石墓の構造とその系譜」の研究テーマにより実施した成果の一部である。

2 配石墓の研究略史

(1) 1951年秋田県大湯町の環状列石が調査され、縄紋時代の配石墓が日本考古学史上重要な問題として注目されてきた。それ以降も、多くの環状列石や配石遺構が紹介され、北海道から九州地方まで、日本列島全体に分布していることが確認されるようになった。

一方、これらの遺構は明治時代から報告され、遺構の性格について議論されてきた。その顕著な例が、「ストーン・サークル＝歐州の巨石文化」類似説であろう。⁽²⁾しかし、長谷部言人は岩手県上ノ山貝塚の埋葬人骨に隣接する位置を「環状列石」と呼称している。⁽³⁾また、「環状列石＝墓」という考えも古くから提唱されていた。

(4) 1950年に大場哲雄は長野県上原遺跡を調査し、「環状石籠」として復元分類し、形態差が用途の相違であり、非墳墓説を提唱している。また、環状列石に地域差と時間差があることを指摘して

いる。

そして、1951年に多くの研究者の参加の下に、大湯遺跡の調査が実施された。環状列石の性格については、墳墓説と非墳墓説の見解が対立し、統一された結論を導きだすには致らなかった。しかし、環状列石と統称されるこの遺跡が、時間差をもつ多くの小単位から形成され、さらに、その小単位に形態差があることも解明された点は特筆されよう。⁽⁵⁾

その後、1962年に神奈川県金子台遺跡では、墓であることを証明する配石遺構が検出され、報告例は増加している。⁽⁶⁾

本段階までの研究史を総括してみると、以下のとく集約することができるであろう。

- ・遺構の特異性がクローズ・アップされるとともに、その性格づけの研究が主流となっていた時期

- ・墳墓説と非墳墓説の論争の下に研究が進められた時期

- ・大湯環状列石の調査成果により、「環状列石」が時間差と地域差をもって形成されたことが解明された

以上の成果をうけ、1965年阿部義平は「配石墓の成立」と題する論文を発表した。⁽⁷⁾ 阿部は本論文で配石墓を集成するとともに、地域差・時期差を整理し、系統的な分析を試みて、配石墓の形態分化とその発展要因の解明をおこなった。

- ・配石墓の成立

- ・配石墓の変遷と意義

上記の2項を中心に考察を加え、「配石遺構の一系統として、基本的に埋葬上を覆うものとして形成され、発展したものと考え」、この系統を「配石墓」と規定している。また、配石墓と「土壙墓」が混在している例が多いことも指摘している。さらに、阿部は坪井清足の説を引用しつつ、配石を「埋葬の標識」と考えている。環状列石で形成される配石墓は、縄紋社会の集落構造と共通していると、結論づけた解釈は評価されよう。

その後、1980年に鈴木保彦は「関東・中部地方を中心とする配石墓の研究」と題する論文を発表した。⁽⁸⁾ 続いて、1986年に「統・配石墓の研究」を発表している。⁽⁹⁾ 鈴木は両者の論文により、配石墓・土壙墓・甕棺等も併せて分類し、墓域の形成を通じて縄紋時代の墓制を解明しようとしている。この、鈴木論文で注目される点は、以下の通りに集約されよう。

- ・新発見の資料の集成をはかった

- ・配石墓を構築時の形態により分類した

- ・土器型式により配石墓の年代を位置づけ、その変遷を追及した

- ・配石下部の墓壙から出土した資料に着目した

以上の通り、環状列石や配石墓についての研究史を振り返ってみるならば、遺構の性格および系統的な変遷という視点から、研究がなされてきた要素が強い。それは、副葬品としての資料があまりにも少量であったことも起因しているのであろう。

また、「墳墓説と非墳墓説」の対立が、遺物に向けられるべき視点が上部構造ともいえる、配石や環状列石自体に注がれたとも解釈できよう。下部構造ともいえる、下部の土壙・墓壙を積極的に取り上げたのは、阿部と鈴木であろう。阿部により確立された分析方法は鈴木に継承され、配石墓を墓域と把握し、土器型式から所属時期を判定し、配石墓群の分析がなされるようになった。本研究においては、阿部と鈴木の論文に準拠しつつ、深沢遺跡配石墓の形成過程の分析から、墓域および縄紋時代の集落構造の一端を解明したい。

3 群馬県における配石墓の概要

(1) 千網谷戸遺跡

桐生市川内町須永字千網谷戸に所在する。1972年の桐生市教育委員会による調査では、石棺状配石墓5基、環状集石と住居（後期2軒・晩期2軒）および敷石遺構が発見された。本遺跡では石棺状配石墓が集中して検出され、南側に集石土壙、西側に敷石遺構と環状集石があり、北側で後期と晩期の住居が発見されている。小範囲の調査ではあるが、集落内における墓域・居住空間・祭祀の場が形成されていた可能性が類推される。環状集石遺構からは堀之内2式土器を主体に、堀之内1式・加曾利B1式・B2式土器が出土している。

(2) 押手遺跡

北群馬郡子持村大字北牧字押手に所在する。配石墓・土壙墓・立石が検出されている。本遺跡は自然の崖地を利用して、中央部に立石をたて、縁辺部を石棺墓が取り囲むように形成されている。環状配石構造をとっている。北側部分には列石というよりも、集中的に2つのブロックが形成され中心的な役割をもっている。墓の上面には墓標的な立石が点在し、これを中心にケルン状の集石がある。遺物はこのケルン状集石の中から出土している。

また、これらの墓域をはずれると、住居や方形柱穴列が取り囲むように形成されている。以上のごとく、集落構造全体を考えた場合に、墓域を中心として環状を呈する可能性が高い。

(3) 下新井遺跡

北群馬郡榛東村大字新井字下新井に所在する。縄紋時代後期・晩期の配石墓である。中央の崖地を挟み東西の配石墓群と、それを取り囲むように敷石遺構・方形柱穴列・住居等が形成されている。

西側配石墓群は6基の配石墓が確認されている。これを、取り囲むように浅い溝が巡っている。時期は後期中葉から晩期初頭である。東側配石墓群は13基の配石墓が確認されている。西側配石墓群と同時期に形成されたものと考えられる。

東側1号配石墓の東側に方形柱穴列が確認された。さらに、この端には後期中葉から後半と思われる住居が確認された。また、西側配石墓群の西にも4軒の住居が確認された。これより、本遺跡は後期中葉から晩期初頭にかけて形成された、墓域を中心とした居住空間が一体となった環状集落の可能性が強い。

(4) 群馬県の配石墓の様相

現在までに群馬県で発見されている配石墓は多くはないが、その集落構造を考えてみると、墓域と居住域の一体化された集落である可能性が強い。そして、中央部の窪地を挟み左右対称的に墓・方形柱穴列・住居が位置する形態がうかがえる。即ち、墓域を中心として居住域がドーナツ状に取り囲んでいたことが頬推された。全体として、環状ないしは馬蹄形の集落構造を呈していたと解釈されよう。ただし、深沢遺跡では墓域がドーナツ形、ないしは半梢円状に形成されていることは判明したが、同時期の住居が位置する場所は把握されていない。

4 深沢遺跡の配石墓

(1) 深沢遺跡の概要

縄文時代中期後半の集落と後期前半の墓域を主体とした遺跡である。後期初頭はやや希薄であ

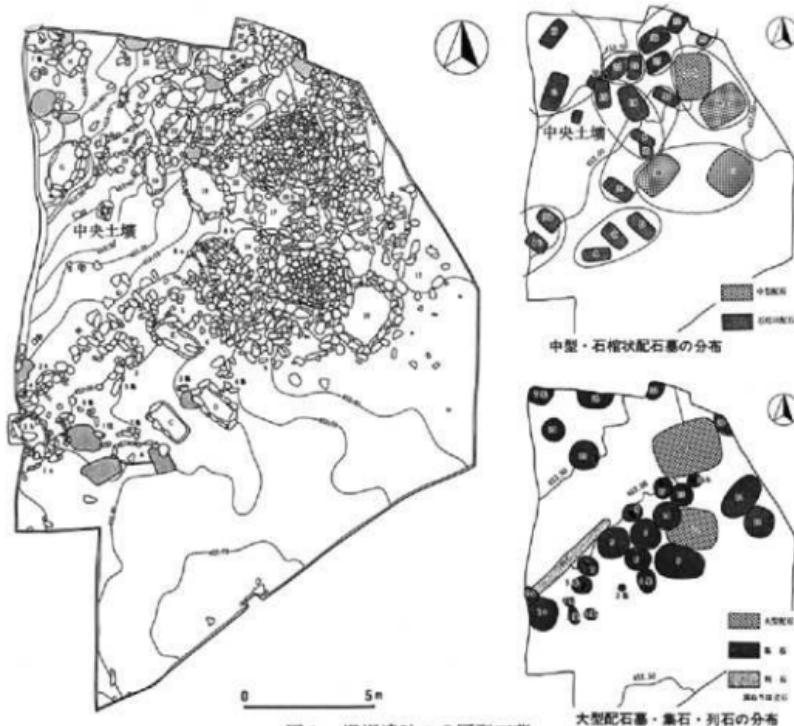


図1 深沢遺跡のC区配石墓

り、後期の土器はC区とD区を中心にして分布している。B区土器群は36基で形成され、出土土器は中期のものが多いが、土器の下限年代は加曾利B式前後である。D区土器群は27基検出され、北限の位置に溝状遺構が確認されている。

C区の配石墓群は61基確認されている。中央部は配石のない空間となり、1基の中央土壙が検出されている。配石墓は石棺状・中型・大型・列石・集石状のものの5形態にわけられる。これらの配石墓は、時間差をもつて形成されたものである。

(2) 深沢遺跡の配石墓

石棺状配石は20基検出され、3つに細分される。a類（周壁に沿って河原石を巡らすもの）に含まれるものは、11基（2b・8b・27・28・30・33・35・A・C・D・H・G）である。b類（周壁に沿って河原石を巡らした上に縁石を載せる）は6基である。c類（b類の配石の縁を円形に周石で囲う）は2基（21・22）である。中型配石は3基（10・16a・20b）である。集石状配石と

第1表 深沢遺跡C区配石墓の重複関係

| 実測 重複 関係 | 加曾利B1式段階 | 加曾利B2式段階 | 加曾利B3式段階 |
|----------------|---------------------------|---|------------------------------|
| Aグループ |34 → 6 中・不明 集・B1 | | 7 集・不明 |
| |35 石・不明 | → 8b 石・無 | → 8a → 7 集・B3 |
| | 34 中・B2? | → 10 大・B2~B3? | → 7・14 集・B3? 集・B3~安行1? |
| | | 11 | 15 集・B3 |
| | | 10 → 11 → 12 集・B2~B3? | |
| Bグループ |33 → 17 石・不明 集・B1 |20a 大・B2? | |
| | 16a 中・不明 | → 20b 中・不明 | → 16b 集・B3 13 集・B3 |
| Cグループ | | 30 石・B2 19 石・無 21 石・無 22 石・B2? | → 23 集・不明 |
| | | 18 石・B2 27 石・B2 21 22 | |

1 本表は報告書掲載の土器および未報告の資料をあわせて再検討し、重複関係から配石墓の時期を決定している。

2 ゴチック文字で示した番号は、時期の確定できた配石墓である。

3 配石墓番号の下段に示した記号は、中（中型配石墓）、集（集石状配石墓）、石（石棺状配石墓）、大（大型配石墓）の略号である。その右側には出土土器型式名を記した。なお、不明は時期の同定が不可能なもの、無は出土土器がないものである。

呼称したものは28基あり、その他小集石が7基ある。形態により3つに区分できる。a類（立石を有する配石）は5基（3・8a・16b・17・23）である。b類（環状をなす配石）は3基（1a・2a・12）である。南縁から東縁にかけて分布する。c類（積石状をなす配石）は13基（5・6・7・9・13・14・15・24・25・29・32）である。

石棺状配石墓は石鐵・丸石・多孔石の出土が多く、配石墓は丸石・多孔石の出土が多い。また、石皿や石棒は破片で発見されたものが多く、しかも配石墓の用材としても使用されている。それらの遺物の外に、打製石斧や不定形石器などの日常道具の出土も多い。土偶は全域に散布しているが、D区の6破片の出土は他区と比較するとやや多い。B区の土壤からは石鐵の出土が多い。しかし、D区の覆土はフローティングしていないので、B区と同様の傾向を示す可能性は強い。玉は20a号配石墓のみで出土している。20号配石墓（大型配石墓）からは30点の石鐵と、ペンダントが出土している。また、11号配石墓からは31点の石鐵が出土している。さらに、土壤から偏平の石皿が出土したものもある。完形土器も出土している。

（3）配石墓の重複関係

大型・集石状（ケルン状）配石墓および列石は、石棺状・中型配石墓を切っている。大型配石墓は石棺状配石墓より後出の傾向があり、集石状配石墓の多くとは共存関係にある。列石は中央部と南縁部を区画する状態で構築されている。そして、集石状配石墓の多くと併存し、立石を有する配石墓とも併存している。

第1表に示したように、重複関係をもつ配石墓は3つのグループに区別される。Aグループでは第34号が最初に構築された。そして、第37号が最後に作られた。その間に、第10・11号が位置づけられる。第34号（中型）→第11号（大型）→第7号（集石状）の序列で構築されたことがうかがわれる。次に、Bグループでは第20a号（大型）を中間段階として、それ以前に第16a号が構築されている。最も新しい段階では、集石状配石墓の第16b・13号が構築されている。第20号は最初中型配石墓（第20a号）として構築したものを、改築して大型配石墓（第20b号）に作り変えていく。形態的には中型から大型のものへと変遷したことがうかがわれる。Cグループでは石棺状配石墓の第18・17号が構築され、次に同形態の第21号が作られ、さらに、これを破壊し第22号（石棺状）が構築されている。

このように、C区の墓域は集石状・石棺状・中型・大型・配石墓と中央土壤・列石・集石で構成されている。配石墓は平面形態上から考えると、同一形態のものでも前後の時間的差異はあるが、石棺状ないしは中型のものから、大型ないしは集石状のものへと変遷したことがうかがわれる。その他、列石は石棺状配石墓を破壊していることより、後出的なものであることが判明した。また、集石は大型配石墓を破壊していることから、最終段階で構築された可能性が高いと考えられる。また、敷石だけのものも認められる。全体としては、中型から大型へと変化し、石棺墓を作り、周囲を梢円形に躰を巡らし、その間に円礎で埋めるタイプのものが過渡的なものである。⁴⁰

（4）配石墓・土壤の出土土器（第2～4図）⁴¹

堀之内 1 式に比定される土器 (92)

口縁部が外反し頸部がくびれ胴部が膨らむ鉢形を呈し、波状口縁の波頂部に刺突をもつ。くびれ部に一条の沈線を巡らせ胴部紋様を区画する。胴部紋様は L R の網紋を地紋とし、渦巻や弧状の沈線を縦に配し施紋する。

加曾利 B 1 式に比定される土器 (1・19・39・44・52・53・58・80~82・84~87・89~91・93・96)

無紋の深鉢で、口縁内面に一条の沈線を巡らせるもの(1)。平行沈線で網紋帯を区画するもの(19・44・52・58)。平行沈線内を更に縦の沈線や、弧状の沈線で区画するもの(39・53・80~82)。口舌部に刻みをもち、平行沈線や刻み目で区画するもの(89・90)。口縁部に突起をもち、沈線で紋様を施するもの(84)。平行沈線で網紋帯を区画し、内面に平行沈線を数条施すもの(91)。緩やかな波状口縁となる無紋の浅鉢で、口舌部に刻み目を施し、内面に刺突や平行沈線を数条巡らせ区画内に刻み目及び網紋を施す(85)。口縁部に数条の平行沈線を巡らせるもの(86)。平行沈線で網紋帯を区画し、横位に「S」字状の沈線を施すもの(87)。口縁部隆帶上に指頭圧痕を施す深鉢土器(93)。注口付双口土器となるもので、平行沈線を巡らせ刺突をもち、双口部に網紋を施したもの(96)。

加曾利 B 2 式に比定される土器 (2~4・6~9・20~25・27・33~38・40・47・50・51・54~56・59・61~65・68~79・83・88・94・95・97・98)

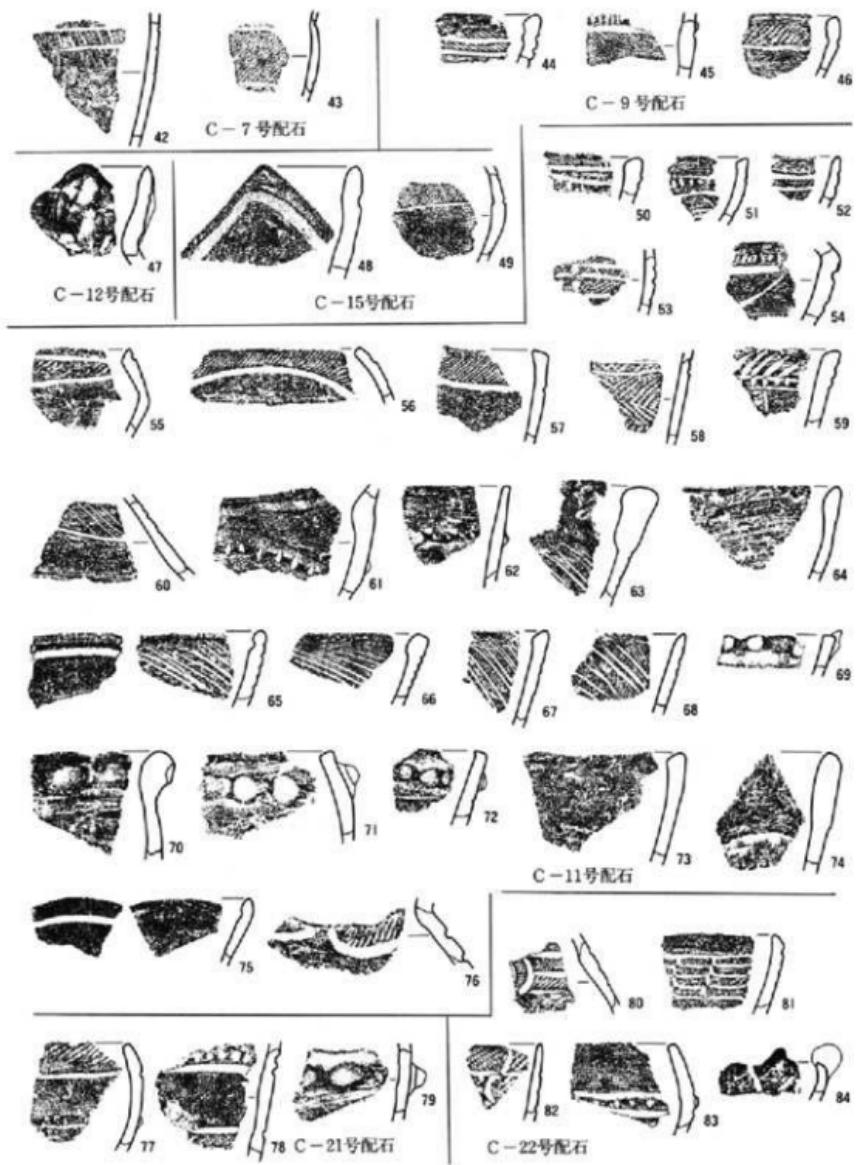
肩部が屈曲する浅鉢で、口縁部に大きく突起状の隆帶を貼付け網紋帯及び刻み目を平行沈線で区画するもの(2・20・21)。波状となる口縁部に隆帶を貼付けるもの(47)。平行沈線及び弧状沈線で網紋等の紋様帯を区画するもの(3・22・34・36・38・50・51・54~56・76~78)。内面に同様の紋様をもつもの(35)。弧状沈線により網紋帯を区画し、「()」状の沈線をもつもの(4)。波状口縁を呈するものもある(23)。口縁部につく把手で両側にえぐり込みが入るもの(27・33)。口縁部下に平行沈線と刻みをもつもの(83)。口縁部が直立し肩部が大きく屈曲する深鉢で、頸部に平行沈線及び縦の沈線、弧状沈線で網紋帯を区画し、胴部紋様に斜位の沈線を施し平行沈線で紋様帯を区画するもの(6・60・88・98)。平行沈線で区画し、区画内に網紋及び綾杉状の沈線を施すもの(7)。口縁部下に斜位の沈線を施し、平行沈線で区画し刻みをもつもの(59)。口縁部下に斜位ないしは綾杉状に沈線を施すもの(9・24・25・40・63・65・68・94・95・97)。内面に一条の沈線をもつものもある(65)。把手のつくもの(63)や、口縁部に山形状に突起のつくものもある(97)。口縁部下の微隆帶上に刻みをもつもの(61・62)。口縁部下に指頭圧痕を施す隆帶を巡らせるもの(69~72・79)。平縁や波状口縁となる無紋の土器で、内面に一条の沈線をもつものもある(8・73~75)。

加曾利 B 3 式に比定される土器 (5・10~18・26・28~32・41・43・45・46・48・49・57・66・67)

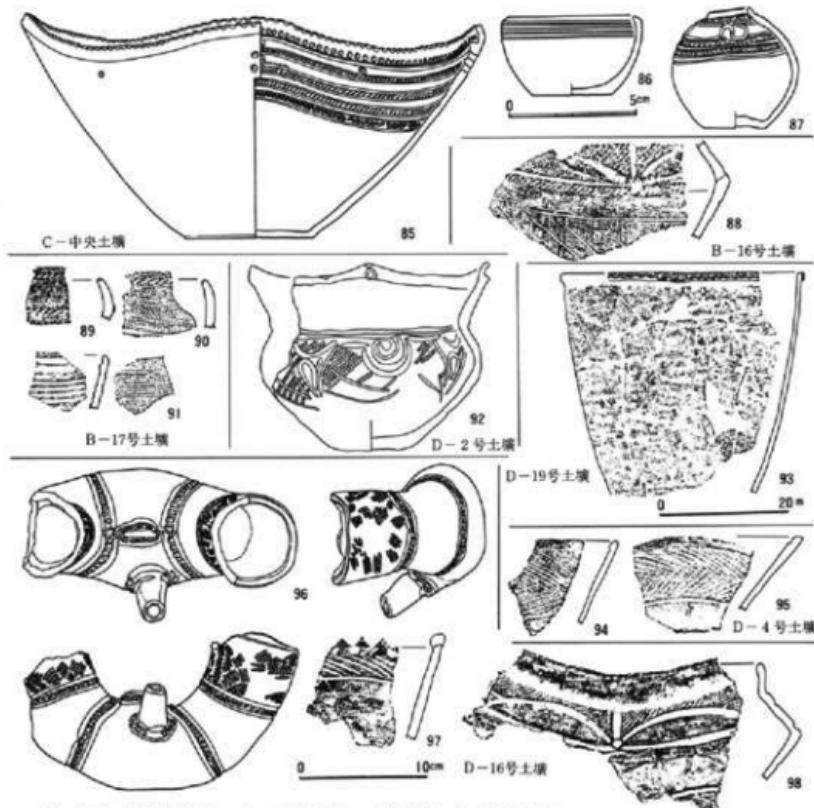
口縁部下で屈曲し、口縁部に平行に太い沈線で紋様を描くもの(12)。口縁部に平行沈線と瘤状



第2図 深沢遺跡C区配石造構の土器(報告書より転載)



第3図 深沢遺跡C区配石墓の土器(補足資料)



第4図 深沢遺跡B・C・D区土壤の土器(報告書より転載)

の隆帯をもつもの (28)。口縁部に燃りの細い繩紋を施し平行沈線で区画したもの (46・57)。平行沈線で区画した内部に、燃りの細い繩紋をもつもの (43・49)。口縁部に燃りの細い繩紋を施し平行沈線で区画し、以下に斜位の沈線を施したもの (11・32)。口縁部に刻み目を巡らせて区画し、以下に斜位の沈線を施したもの (10)。口縁部に刻み目を巡らせ斜位の沈線を施すもの (18)。口縁部に刻み目を巡らせるもの (14・45)。口舌部に刻みをもつもの (41)。口縁部下に斜位の沈線を施すもの (5・16・66・67)。胸部がくびれる深鉢となり、斜位ないしは綾杉状に沈線を施したもので、平行沈線による区画をするものもある (17・29・31)。平縁で朝顔形に開き胸部がくびれる深鉢となるもので、口舌部に刻みをもち平行沈線で区画し、2段の綾杉状の沈線帯を施したもの (26)。小形の鉢形となり、綾杉状の沈線を施したもの (30)。口縁部に縦に隆帯を貼付けたもの (13)。波状となる口縁部に太い沈線を巡らせるもの (48)。口縁が内反する深鉢で、無紋となる土器 (15)。

5 深沢遺跡C区墓域の形成過程

配石墓に伴う副葬品として明確に認定できた土器は少なく、かつ断片的な出土であったため、造構の所属時期を決定するのに困難がともなった。故に、配石墓の形成過程を解明する方法として、重複から相対的な新旧関係を把握し、土器型式から配石墓の構築時期を決定していく方法をとった。

(1) 配石墓の重複と土器型式の関連

Aグループ

第11号の時期は、第10号が加曾利B 2式段階に位置づけられる可能性が強いこと、第15号がB 3式であることから、加曾利B 2式段階に構築されたと推定される。第8a号が加曾利B 3式段階であることから、第7号はB 3式ないしはそれ以降に位置づけられる。これより、第10・11号は加曾利B 2式段階に構築されたものであろう。さらに、これらより後出の第12号は加曾利B 2式からB 3式段階に位置づけられよう。また、第34・35号配石墓の上限年代は不明であるが、第34号の下限年代はB 1式段階である。

Bグループ

第20a・20b号は中型配石墓（20b）を大型配石墓（20a）に改築している。これよりも後出の第16b号の所属年代が加曾利B 3式段階であることから、第20号は加曾利B 2式段階に位置づけられよう。さらに、第16a号は第20号よりも古く構築されたものなので、その年代は加曾利B 1式段階ならば、第20b・20a号はともにB 2式段階に位置づけられよう。また、第17号の時期が加曾利B 1式段階であることより、第33号もB 1式段階に位置づけられる可能性が強い。

Cグループ

第30号が加曾利B 2式段階に位置づけられ、第22号も加曾利B 2式段階に位置づけられる可能性が強い。第18・27・22号が加曾利B 2段階に位置づけられることより、第23号はB 2式段階ないしはそれ以降に位置づけられる可能性が強い。

(2) 配石墓の年代と形成過程

C区では重複と出土土器型式の関係から、次のような変遷が推定された。加曾利B 1式段階において、発掘区の北西位置に中央土壙が形成される。この土壙を初源として配石墓群が形成されるようになる。本段階では中央土壙の周辺部（接近した北側から南東方向）に配石墓が構築される。加曾利B 2式段階では、中央土壙の北東方向に構築されるようになる。加曾利B 1式とB 2式段階の土器を出土している配石墓も加味すると、本位置に集中して構築されたことがより鮮明にうかがわれる。加曾利B 3式段階になると、中央土壙の東側から南側にかけて構築されている。中央土壙を取り巻く外縁部に位置し、しかも拡散的に形成されている状態がうかがわれる。さらに、加曾利B 2式とB 3式段階の資料を出土しているものを加味すると、中央土壙の東側に集中していることがわかる。

その他、重複関係をもたない配石墓で年代の判明しているものがある。第1a号（集石状）は加

| | B区(土壤) | C区(中央土壤・配石) |
|------------------|---|---|
| 加曾利 B1 式段階 | <p>4号</p> <p>4号土壤</p> | <p>中央土壤</p> <p>10号(4m43d)</p> <p>10号(4m43d)</p> <p>10号(4m43d)</p> |
| 加曾利 B2 式段階 | <p>16号土壤</p> <p>16号</p> | <p>10号配石(中型)</p> |
| 加曾利 B3 式段階 | <p>23号</p> <p>20号</p> <p>27号</p> <p>23号土壤</p> | <p>11号配石(大型)</p> |

第5図 深沢遺跡配石墓・土壤の変遷

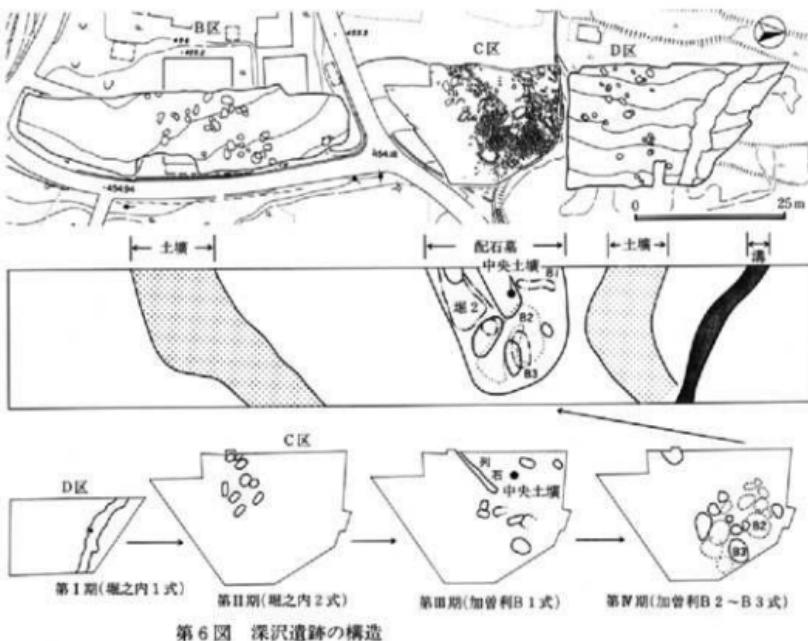
| C区 | D区(土壤) |
|-------------------------------|---|
| <p>6号配石(集石状)</p> <p>16号土壤</p> | <p>④</p> |
| <p>30号配石(石棺状)</p> | <p>11号土壤</p> |
| <p>13号配石(集石状)</p> | <p>1 11号配石墓の時期は加曾利B2式からB3式段階と考えられる。土偶・手捏土器・石製垂具・石製円盤・石鏡・石核・石皿・多孔石・磨石等が出土している。</p> <p>2 D区2号土壤からは壙之内1式の鉢形土器のはば完形品が出土している。</p> <p>3 D区16号土壤からは加曾利B3式土器も出土している。</p> <p>4 D区溝状遺構からは壙之内1式から加曾利B2式段階の土器が多出している。</p> |

曾利B3式段階、第26号（石棺状）は加曾利B2式からB3式ないしは高井東式段階に位置づけられる。また、第5号集石の下部からは、壙之内2式の釣手土器が出土していることは特筆されよう。

以上のことより、C区の配石墓群は、発掘区南西部の壙之内2式段階から構築されるようになる。次の、加曾利B1式段階で中央土壙が構築されるとともに、その周辺部に集石状配石墓、ないしは中型配石墓が形成されるようになる。さらに、加曾利B2式段階において、中央土壙の東側から北西方向に墓域が移る。そして、加曾利B3式段階では北側から東側のより広い範囲に渡り墓域が形成された。これより、加曾利B2式ないしはB3式段階において、C区配石墓の全体構造が確立されたものと推定できよう。さらに、加曾利B3式段階で配石墓が拡散化することから、本段階ないしは曾谷式（高井東式）段階において終焉を迎えたと考えられよう。

6 深沢遺跡の構造

C区の配石墓を中心として、本区の墓域形成過程を分析してみた。さらに、本遺跡ではB区とD区で土壙が確認されている。また、D区には溝状遺構と配石墓1基が検出されている。これらの場所から出土している土器の分析を踏まえ、深沢遺跡の墓域の全体構造を把握したい。



第6図 深沢遺跡の構造

(1) B 区の土壤

B区グリット出土土器の全体的な傾向は、中期のものが多出している。しかし、本区で検出された遺構は後期中葉の土壤37基であり、堀之内2式から加曾利B3式段階の土器が出土している。これらの内幾つかの土壤からは土器が出土し、時期が判明している。第4号土壤は加曾利B1式土器が出土し、第16号土壤からは加曾利B2式土器破片が出土している。これらのことより、本区の土壤群は加曾利B1式からB3式段階に形成されたと考えられる。土壤群の全体的な分布をみると、C区の配石墓を核として周囲に広がる配石を持たない土壤の一郭を構成するものと考えられる。⁽¹⁸⁾

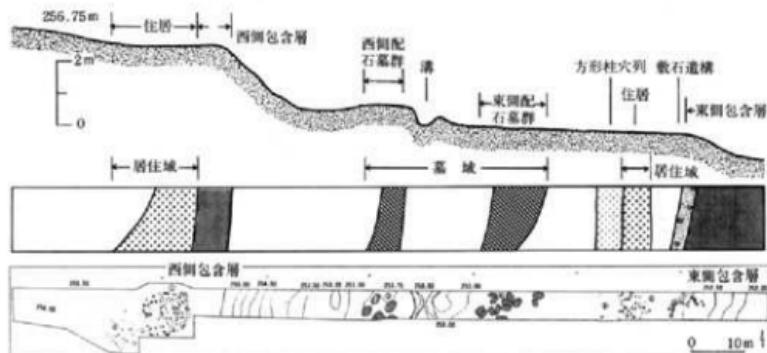
(2) D区の配石墓と土壤・溝状遺構

D区グリッド出土の土器は、後期初頭に位置づけられるものが多いが、加曾利E1式段階から曾谷式段階の土器が出土している。本区で検出された遺構は、配石墓（配石土壤）1基と27基の土壤群である。特に、第16号土壤からは注口付双口土器の完形品が出土し注目される。第11号土壤からは加曾利B2式段階の土器が出土している。一方、土壤群の北側に溝状遺構が確認された。自然の流路なのか、人工的に区画するための溝なのか判断に苦慮する点がある。土壤群の分布からすると、溝状遺構の北側に位置するものは、検出できなかった。つまり、土壤群の北限を示すような（区画）部分に位置していると判断される。

27基の土壤群は、B区と同様にC区の配石墓を囲むように分布している。その北限に溝状遺構が位置し、やや古いと考えられる配石墓が検出されている。

(3) 配石墓と土壤・溝状遺構の時期

前記したように、本遺跡の配石墓は堀之内1式段階のものと、堀之内2式から加曾利B3式段階に形成されたものがある。C区の配石墓は堀之内2式から加曾利B3式段階にかけて構築され



第7図 下新井遺跡の構造

たものである。その中央部には、中央土壙が形成されている。B区の土壙は、堀之内2式から加曾利B3式段階に形成されたと推定される。D区の土壙群は堀之内1式から加曾利B2式、ないしはB3式段階のものであろう。D区土壙群はB区より先行して終了した可能性も考えられる。¹⁹さらに、D区の配石墓は堀之内1式段階に形成されたと推定される。溝状遺構は堀之内1式から加曾利B2式段階の土器が出土していることから、C区の配石墓より古い段階から機能し、D区土壙群の終了とともに廃絶したものと考えられる。

(4) 墓域の全体構造

本遺跡において、第Ⅰ期の堀之内1式段階でD区に配石墓が構築され始める。本段階で溝状遺構とD区の土壙の一部は形成されていた可能性がある。第Ⅱ期の堀之内2式段階で、C区の南西部分において、第5号集石から釣手土器が出土している。この周辺部に石棺状配石墓が構築されている。土器の出土がないので年代を決定できないが、集石と石棺状配石墓が形成されたものと推定される。同時に、B区およびD区の土壙群の一部も構築されたものであろう。第Ⅲ期の加曾利B1式段階で本遺跡の墓域は大きく展開し、前段階の石棺状配石墓の位置していた部分を列石で区画するとともに、中央土壙が形成され、この土壙を取り巻くように配石墓が構築される。第Ⅳ期の加曾利B2式段階で、本遺跡を特徴づける中型・大型配石墓が、中央土壙の外縁部に構築されるようになる。この段階において、C区の配石墓群の構造が確立され、しかもB区とD区の土壙群も形成され、馬蹄形ないしは環状に取り囲む墓域全体構造が決定されたものと推定される。次段階の加曾利B3式段階にいたり、配石墓は継続して構築されるが、分布領域は拡散化し終焉を迎えたものと考えられる。

7 おわりに

深沢遺跡の配石墓の分析で解明されたように、墓域の平面形態は環状、ないしは馬蹄形と成るものを基本としている。この形状は墓域形成の最終形態を示しているので、墓の集合体としての所産である。例えば、住居や貝塚の集合体である集落が、環状や馬蹄形を呈するのも最終の姿であり、各種の遺構の複合体で形成されたものであることが判明している。墓域も一定時間経過後には、幾つかの墓の形態を異にする小集合体の同時存在を核として、大きな墓域が形成される。その最終の形態は、環状ないしは馬蹄形の姿となる。それゆえに、貝塚や集落と同様の方法で分析する必要がある。

大湯環状列石の調査結果で、本遺跡も種々の形態の配石墓がまとまり、しかも多くの小単位の集合体として構成されていることが把握された。この点について、阿部は2重円環状2群で形成されており、円環はさらに幾つかの小群に分割できると指摘している。²⁰さらに、大湯環状列石は環状集落の内側に墓地が作られただけでなく、集落の中心にこの構造を維持する共同の認識があったものと考えている。一方、鈴木は下北原遺跡の分析をうとして、配石遺構は住居・墓・祭祀に大別され、その遺構の性格により遺跡空間が分割され、遺跡の中心部に墓域があり周囲に「U」

字状ないしは馬蹄形状を主とする範囲に住居地域が位置し、そのとぎれに祭祀の場が営まれ、⁽²⁾この両者を合わせて環状の構造が成立していると解釈し「下北原パターン」と呼称した。

深沢遺跡では中央土壇を中心として、その周辺部に配石墓群が形成され、さらに外縁部に土壇群が位置している。この墓域を区画するように溝状遺構が巡っている。今回の調査では残念ながら居住地域は確認できなかった。この点については、榛東村下新井遺跡（加曾利B1式から安行3a式段階）では墓域を中心とし居住空間が一体となった集落の構造が把握されている。本遺跡は住居・窪地（包含層）・東西の配石墓群・方形柱穴列・住居・敷石遺構・窪地（包含層）で形成されている。つまり、配石墓を中心としてそれを方形柱穴列と敷石遺構がとりまき、西側では窪地で区画された外帯に住居群が配置される構造となっている。

下新井遺跡と深沢遺跡の構造から類推すると、配石墓群を中心として内帯には土壇群ないしは方形柱穴列・敷石遺構などの墓や祭祀の場が位置し、さらに溝状遺構または窪地で区画された外帯に居住空間が形成される「U」字状ないしは馬蹄形の平面形態であることが考えられる。

このような視点から分析すると、大湯環状列石は野中堂の北東部方向から、南側へ、万座、さらに万座の北側へという全体的な形成過程がうかがわれる。さらに、部分的には同時期に構築されたものがある。各環状列石内でも時間の経過に従い、複雑な様相を呈しながら環状の形態になったことが判明した。さらに、野中堂環状列石の入口部、および時期的に古い段階の資料が分布する墓域の北東丘陵部に、集落が形成されていた可能性も推定できた。しかし、墓の場合に副葬品として認定できる共伴遺物の抽出はなかなか困難である。この問題が解決できるならば、さらに、土器紋様系統と配石墓形成過程の関係を、動態として把握するが可能であろう。

今後の課題として、深沢遺跡においても共伴遺物の分析と、土器紋様系統の研究を続けていかなければならない。さらに、関東地方の加曾利B式土器紋様と東北地方の土器紋様の関連を分析し、墓域における土器の実態を把握する必要がある。また、群馬県内の資料分析の結果により、幾つかの墓域と集落形態があることが判明した。一方、神奈川県下北原遺跡、秋田県大湯環状列石の資料分析を継続し、具体的に墓域の形成過程を明確にしていく必要がある。

なお、本稿は下城・女屋・谷藤・中東の協議のもとに、第4章の（4）は谷藤が執筆し、その他の部分は中東が執筆した。これより、深沢遺跡の報告書とは解釈の異なるところがあることを付記しておく。

末筆になったが本稿を草するにあたり、土肥 孝・戸田哲也・鈴木保彦・山本輝久の各氏に御教示を賜ったことを記して、厚く感謝申し上げる。

註および引用・参考文献

- (1) 文化財保護委員会 「大湯町環状列石」 埋蔵文化財発掘調査報告第二 1953（再版1976）
- (2) 大山 柏 「史前巨石建造物」 『史前学雑誌』第13巻第1・2号 1941
- (3) 長谷部言人 「陸前国御所上ノ山貝塚の環状列石」 『人類学雑誌』第34巻第5号 1919
- (4) 大場哲雄 「上原」 長野県教育委員会 1957
- (5) 大湯環状列石について水野正好は下記の論文により、環状組石墓群と解釈し、小単位の設定と集落の関連性を分析している。

- 水野正好 「導状鉢墓群の意味するもの」 『信濃』第20巻第4号 1968
- (6) 神沢勇一 「金子台遺跡の縄文時代墓地」 第1生命保険相互会社 1966
- (7) 阿部義平 「配石墓の成立」 『考古学雑誌』第54巻第1号 1969
- (8) 鈴木保彦 「関東・中部地方を中心とする配石墓の研究」 『神奈川考古』第9号 1980
- (9) 鈴木保彦 「統・配石墓の研究」 『神奈川考古』第22号(神奈川考古開人会10周年記念論集) 1981
- (10) 藤田芳雄 「千綱谷戸 CHIAMIGAYATO」 1954
- 桐生市教育委員会「群馬県桐生市千綱谷戸遺跡発掘調査報告」桐生市文化財調査報告第3集 1978
- (11) 子持村誌編さん室「子持村誌」上巻 子持村誌編さん委員会 1987
- (12) 横東村教育委員会「新井第II地区道路群発掘調査報告」 横東村埋蔵文化財調査報告書第4集 1985
- (13) 下城 正 「群馬県深沢配石遺構」「日本考古学年報」第32号 1982
- (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 「深沢遺跡・前田原遺跡—縄文時代後期配石遺構の調査ー」 上越新幹線関係埋蔵文化財発掘調査報告第10集 1987
- (14) 配石墓の構築時期により、礫の使用方法に違いが認められる。D号配石墓などの周壁にそって大形で偏平な河原石を立位置で並べるもののが古く、次に18号配石墓などの周壁の上端に偏平な石を載せ縁石としたものが構築される。これよりも新しいものは、21号配石墓のように石棺状配石の周回1メートル程度石を敷き始めたものである。
- (15) 本稿で掲載した土器は、配石墓の時期をより明確に示唆しているものととりあげた。特に、第3図は本報告では未掲載の資料である。また、本稿の土器型式の認定は、谷藤がおこなったため、一部報告書とは解釈の異なる点もある。なお、型式認定にあたり主として下記の論文を参照した。
- ・ 山内清男「日本先史土器図譜」第3集 先史考古学会(再版1962)
 - ・ 鈴木正博「太田区史(資料編)」考古II 東京都太田区 1980
 - ・ 安孫子昭二「加曾利B式とその細分」「縄文土器大成」3 講談社 1982
 - ・ 大塚達朗「縄文時代後期加曾利B式土器の研究(1)」「東京大学文学部考古学研究室研究紀要」第2号 東京大学文学部考古学研究室 1983
 - ・ 安孫子昭二「加曾利B様式土器の変遷と年代(上)」「東京考古」第6号 東京考古談話会 1988
- (16) 34号配石墓の下限年代は、6号が加曾利B1式段階に位置づけられるので、これよりくだらない。他の配石墓との形態的類似からその上限年代は、概ね内2式段階まではさかのばらないものと考えている。
- (17) 20号配石墓は改築されているので、配石墓の新旧関係が認められる。しかし、共伴遺物の識別が困難であった。出土土器の再検討をおこなうとともに、形態的比較からほぼ加曾利B2式段階に構築されたと判断した。また、12号配石墓の土器は、加曾利B2式段階のものであり、第6図では本段階に位置づけて解釈した。
- (18) B区は南側から東側にかけて広がる。中期を主体とした集落の一端に位置している。この集落が立地する東西方向にのびる台地(A区)に接して、後期の土壤群が形成されたものと考えられる。また、C区からD区にかけての位置が、後期の主たる占拠場所となっていた。また、B区とC区の境に大きな多孔石があり、C区下部に埋蔵が検出されたことから、本区にも中期段階から墓域ないしは祭祀の場としての要素がうかがわれる。
- (19) D区土壤群はB区土壤群に先行して作られた可能性がある。これは、D区に古い段階の配石墓が構築されているのと一致している。
- (20) 石棺状配石墓の一部を壊して列石が構築されている。列石がこの配石墓を区画していた可能性もあり、今後の検討課題としたい。
- (21) 阿部義平 「配石」「縄文文化の研究」第9巻 雄山閣 1983
- (22) 鈴木保彦 「下北原遺跡—伊勢原市下北原所在の縄文時代配石遺構の調査ー」 神奈川県教育委員会 1978
- (23) 鈴木保彦 「伊勢原市下北原におけるセトルメント・パターン」「日本大学史学科五十周年記念論文集」日本大学史学会 1978
- 浅川利一・戸田哲也他 「田端遺跡調査報告」町田市教育委員会 1969
- 大塚達朗 「縄文時代の葬制」「日本考古学を学ぶ」(3) 有斐閣 1979
- 神奈川県教育委員会 「東正院遺跡調査報告—神奈川県鎌倉市谷間所在の縄文時代遺跡についてー」 1972
- 埼玉県教育委員会 「高井東遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査報告書第5集 1975
- 樋口昇一 「大明神遺跡」「長野県史」考古資料編全一巻(三) 長野県史刊行会 1983
- 北奥古代文化研究会 「特集 縄文時代の配石遺構」「北奥古代文化」第3号 1971

関東地方における弥生時代前期集落の選地について

能登 健・小島 敦子

1 はじめに

從来、関東地方の弥生時代は中期から始まり、西日本の弥生時代前期にあたる時期は未だ稻作以前の縄文時代が続いていたといわれてきた。しかし、近年の発掘調査の進展に伴い、関東地方でも弥生時代前期の存在が確実視されるようになってきた。一方、昭和63年10月に開催された日本考古学協会静岡大会のシンポジウム「日本稻作農耕の起源と展開」では、全国各地で稻作はいつから始まったかということが大きなテーマの一つであった。^(注1) 本州北端の青森県では砂沢式土器が弥生時代前期に比定され、砂沢遺跡ではその時期の水田が調査されたという報告もあった。また、山梨県では縄文時代晚期の稻作の存在も報告されている。このような趨勢の中で、関東地方における農業社会の開始期の諸問題も、新たな課題として浮かび上がっている。

このシンポジウムでは、各地の古い水田址の資料紹介に加えて、炭化米や稻殼圧痕の土器、木製・石製農耕具などの稻作を想定させる出土遺物が各地から報告された。九州・瀬戸内・畿内・東北地方などでは弥生時代早(縄文時代晚期)・前期の水田址が報告され、弥生時代当初からの水田稻作が確認された。これに対して、東海地方・関東地方では確実な水田址の報告がされたのは、それぞれ中期後半・後期までである。しかし、東海・関東地方でも弥生時代前期に比定される土器が出土しており、群馬県の押手遺跡出土の畿内第I様式中段階に比定される遠賀川系土器には^(注2) 稲殼圧痕が看取できる。関東地方でも弥生時代の初めから稻作が行われていた可能性は大きい。しかし、縄文時代晚期あるいは弥生時代前期の頃の関東地方に稻作がもたらされ、しかも稻作耕作が開始されたとしても、それが水田耕作なのか畠耕作なのかの結論が出せないままにある。

稻作は水田作でも畠作でもおこなわれるが、とくに水田での稻作には限られた可耕地の確保が不可欠である。すなわち、安定した耕作土壤があり、しかも水利の容易な低地が選ばれることになる。この点で、水田稻作による農耕開始期のあり方は、遺跡の立地に大きく反映することになるだろう。したがって、稻作の開始期のあり方を解明するためには、どのような地点に遺跡を残しているかが問題となる。言い換えれば、どのような場所を生活の場として選んでいるかという視点も、この問題を解決するための有効な手段のひとつであると思われる。

よって、本稿では関東地方の外來系初期弥生土器を出土する遺跡の立地状況を提示し、それらの遺跡の選地条件の共通性の中から、水田耕作の可能性を求める目的とする。そして、^(注3) 初期農耕集落の成立から定着の過程を解明するための今後の展望を提示したい。

2 分析の前提

本稿で分析対象とする遺跡は、関東地方の外来系初期弥生土器である遠賀川系土器と東海西部系条痕文系土器を出土した遺跡である。^(注4)関東地方の初期弥生土器の存在は、從来から中村五郎、園田芳雄などが指摘するところであったが、近年になって南大塚遺跡の東海西部系条痕文系土器や押手遺跡の遠賀川系土器などが明らかになるによんで、その存在は確実視されるようになった。

関東地方で出土する遠賀川系土器は、まだ出土例が少ない上に、在地の土器との型式学的関連などが充分に把握されているとはいえない状況にある。今のところでは、畿内第I様式の土器との比較検討から、関東地方出土の遠賀川系土器のほとんどは第I様式の中段階から新段階に比定されている。したがって、ここでは遠賀川系土器は弥生時代前期の土器であると考えておく。そして共伴したという在地の土器の新旧関係については本稿では問わない。今後の土器編年研究の進展に期待し、現段階では遠賀川系土器を関東地方のいわゆる弥生時代前期の表象ととらえておきたい。

また、東海西部系条痕文系土器の関東地方への流入は、縄文時代晩期にさかのほり散型式にわたるが、本稿では樋王式・水神平式土器および在地型の突帯文土器が出土した遺跡をとりあげる。設楽博巳の分析によれば、初期弥生土器のうち「在地型の突帯文土器」は東海西部系条痕文系土器の影響を受けて関東地方各地で変容したものと考えられている。本稿でいう条痕文系土器とは、東海地方西部の土器と同技法で作られた土器を指す。この中で、関東地方各地で変容したと考えられるものは、その時間的序列が今のところ不明であるので、弥生時代前期の遺跡としては参考資料として分析の対象とした。東海西部地方では、樋王式・水神平式段階で水田稲作農耕がおこなわれていたことが、低地に接した自然堤防上や海岸低地の砂堆上に遺跡が立地することなどから確定的と考えられているからである。^(注8)

関東地方での樋王式土器の出土は西南部に限られており、そのうち神奈川県平沢同明遺跡では水I式土器などとともに出土し、東京都都平山遺跡では古墳の周堀から出土している。北関東地方では未検出である。最近、山梨県中道遺跡では水I式の土器に稲圧痕が発見され、土器胎土中からは稲のプラントオパールが検出されてもおり、この段階に稲または稻作が甲府盆地まで来ていたことが判明した。^(注11)水神平式土器は、遠賀川系土器との併行関係からみて弥生時代前期の土器と考えることができよう。また、関東地方では東海西部系条痕文系土器のうち谷滑・丸子式併行の土器も出土しているが、これらは時期的にやや下るので本稿では分析から除外する。^(注12)

筆者らは、かつてより遺跡分布の分析に際しては地形復元が必要であることを強調している。本稿でも、この視点をもって弥生時代前期の遺跡を分析していくと考えている。遺跡の立地条件あるいは集落の選地条件は、その遺跡が「何と呼ばれる地形面に存在しているか」を分析するものではない。遺跡は過去の人間生活や社会行動の痕跡として残されているのであるから、その分布や立地は人間活動に対応して分析されなければならないだろう。同じ場所に縄文時代の遺跡

と平安時代の遺跡が立地していたとしても、各々の居住者たちにとっての社会的な環境は異なることになる。集落の選地が単に飲料水の確保だけなら、水のあるところならどこでも良い。しかし、水田耕作を前提にした条件では、水田化しやすい地形に面した地点に集落を選地しなければならない。この点において、本稿における遺跡の立地分析は、関東地方における水田耕作農耕の開始期を明らかにするために、遺跡の周辺に水田耕作可耕地があるかどうかという視点でおこな

表1 関東地方の外来系初期弥生土器を出土する遺跡一覧表（遺跡%は、地図上の%と同じ）

| No. | 遺跡名 | 所在地 | 遺跡の種類 | 出土した外来系土器 | | 周辺の縄文施設遺跡の有無 |
|-----|----------|-----------------|-------|-----------|--------|--------------|
| | | | | 遠賀川系 | 条痕文系 | |
| 1 | 注連引原II遺跡 | 群馬県安中市中野谷字注連引原 | 住居再葬墓 | I-新 | ○ | 有・注連引原 |
| 2 | 上人見遺跡 | 群馬郡松井田町上人見 | 再葬墓 | | 水神平式 | 有・天神原 |
| 3 | 上ノ久保遺跡 | 群馬郡倉渕村椎田字上久保 | 再葬墓 | ○ | 水神平式 | 有・椎田 |
| 4 | 水沼中郷遺跡 | 群馬郡倉渕村水沼字中郷 | 包含層 | | 水神平式 | |
| 5 | 清水遺跡 | 群馬郡中之条町山田字清水 | 包含層 | ○ | | 有・清水 |
| 6 | 糸井宮前遺跡 | 利根郡昭和村糸井字大質原他 | 包含層 | I-新 | ○ | 有・宮前 |
| 7 | 押手遺跡 | 北群馬郡子持村北牧 | 再葬墓 | I-中 | 水神平式古 | 有・押手 |
| 8 | 南大塚遺跡 | 渋川市川島 | 再葬墓 | | 水神平式 | 有・南大塚 |
| 9 | 沖II遺跡 | 藤岡市大字立石字沖 | 包含層 | | 水神平式 | 有・谷地 |
| 10 | 平山遺跡 | 東京都日野市東平山二丁目 | 古墳周溝内 | | 櫻王式 | |
| 11 | 田原遺跡 | 新島本村田原 | 包含層 | I-新 | 櫻王・水神平 | 有・田原 |
| 12 | 島下遺跡 | 三宅村大字神着字島下 | 包含層 | | 水神平式 | 有・島下 |
| 13 | 中野大沢遺跡 | 神奈川県上津久井郡津久井町大沢 | 包含層 | | 水神平式 | |
| 14 | 平沢同明遺跡 | 秦野市平沢 | 土器埋設坑 | I | ○ | 有・平沢同明 |
| 15 | 四十坂遺跡 | 埼玉県大里郡同部町当後字四十坂 | 再葬墓？ | | ○ | |
| 16 | 如来堂C遺跡 | 児玉郡美里村甘粕山字東山 | 包含層 | | ○ | 有・如来堂C |
| 17 | 二宮神社境内遺跡 | 東京都秋川市二宮 | 包含層 | | ○ | 有・二宮神社 |
| 18 | 鶴山神社北遺跡 | 町田市三輪町 | 包含層 | | ○ | 有・鶴山神社 |
| 19 | 霧ヶ丘遺跡 | 神奈川県横浜市緑区十日市場町 | 包含層 | | ○ | 有・霧ヶ丘 |
| 20 | 中里數遺跡 | 足柄上郡大井町山田 | 包含層 | | 櫻王式模倣 | 有・中里數 |
| 21 | 源訪の前遺跡 | 小田原市府川 | 包含層 | | 水神平式模倣 | 有・源訪の前 |

うこととする。すなわち、弥生時代前期の集落が農業社会を形成させるためにどのような地点を選んで生活を開始していたのかを問題とする。

3 外来系初期弥生土器を出土する遺跡

現在、管見に触れた関東地方の遠賀川系土器および東海西部系条痕文系土器のうち、櫻王式・水神平式併行の土器を出土した遺跡は13例を数える。各遺跡の所在地や概要については紙数の都合により表1にまとめた。ここでは、本稿の趣旨にそって、各遺跡の集落選地を中心に記述することにする。なお、東京都島嶼部にある田原遺跡・島下遺跡は一般的な関東地方への文化伝播とは同一に扱えないと判断したので、ここで分析からは除外した。

注連引原II遺跡 本遺跡は猫沢川右岸の丘陵性台地上に立地する(図1)。環濠を伴う弥生時代前中期から中期初頭の集落址で、住居と再葬墓などの遺構が検出されている。出土遺物も豊富で縄文時代晩期および弥生時代の土器では遠賀川系土器などがあり、同時期の石器類の出土もある。^(注14)

遺跡の北側を流れる猫沢川は延長24Kmで、柳瀬川さらに碓氷川に合流する小河川である。流域の両岸はやや起伏のある台地地形であるが、猫沢川はこの台地を開析して谷幅約100m、比高約10mの帯状の沖積地を形成しており、現状は水田化された谷戸景観を呈している。一方、この沖積地は途中で中野谷集落からの谷を合流している。この帯状低地も全面的に水田化されており、谷頭には湧水があって周辺の染み出し水を合わせた小流がある。合流地点の小字は「落合」という。遺跡は、この二つの沖積低地が合流する地点に面した、丘陵性台地の頂き付近を選地している。遺跡と猫沢川の低地との直線距離は200mで、比高は約20mである。

遺跡は丘陵性台地の頂き付近にあり、眺望のきくところである。ここから沖積地までの間はなだらかな傾斜地になっており、北向きではあるが周辺では最も広い畠作可能な空間である。水田耕作は猫沢川と中野谷集落からの帯状低地が想定できる。この低地はいずれも狭小であるが、遺跡直下の「落合」付近は最も広く平坦で、安定した水利の得られる地点である。なお、中野谷集落からの低地は埋没が進んでおり、当時の地表面の復元ができない。谷口付近では、7世紀代と思われる涌井群が検出されており、このころには涌井灌漑の用水補給による水田耕作が行われていたことが分かっている。^(注15)

猫沢川の谷頭は樹枝状に二つに分かれているが、そのうち北側の人見集落からの谷の右岸に上人見遺跡がある(図1)。上人見遺跡は、在地変容型の水神平系土器の破片が出土している。再葬墓が1基検出されたのみで、遺跡の詳細は不明である。本遺跡は注連引原II遺跡と同じ谷地の上方にあり、人見集落からくる帯状低地と西方に長く伸びている帯状低地の合流点に立地している。注連引原II遺跡に比べて平坦な台地上にあるが、本遺跡も水田耕作にも畠作にも適した選地条件を満たしていると考えられ、水田耕作を否定する材料はない。

上ノ久保遺跡 本遺跡は島川中流域左岸にあたり、様名山西麓に開析された上ノ久保川(通称・遺跡北側)と水田化された谷地形(遺跡南側)に挟まれた低台地上に立地している(図2)。昭和

図1 注連引原日遺跡(1)・上入見遺跡(2)の位置と推定生産域(アミ部分・以下同じ)



29年に畠の深掘りの際に土器が出土し、緊急に調査がおこなわれた。遠賀川系土器1個体、水神平式土器2個体を含む6個体の壺形土器と甕形土器が掘えられた状態で出土し、板石2枚が土器の蓋および台として使われていた。ほかに接合された2個体の土器と接合不能の土器破片、打製石斧が1点出土しているが、出土状態は不明である。すべて同一遺構から出土したものかどうかは疑問とされているが、再葬墓と考えられている。^(註17)

鳥川流域は一部に谷幅が狭まっているところもあるが、おおむね比高10mほどの低い段丘が形成されている。河道の両側の沖積地は比較的幅が広くなっている。遺跡周辺では左岸の下平集落と右岸の宮原集落の間は約750mになる。下位段丘面も含めて現在は水田化されている。段丘には榛名山山麓が開拓された狭小な谷地が何本も開拓されている。本遺跡のある上ノ久保の台地の両側にも、小河川が開拓した狭くて傾斜の急な谷地形が形成されている。

遺跡が立地するのは、狭い範囲に発達した開析谷に挟まれているが、この両側の帶状低地は、小河川や湧水に恵まれている。耕地面積は極めて狭いが安定した水田耕地を得られるところでもある。また、鳥川の沖積地および下位段丘面も、遺跡からはやや距離があるが、水田耕作の可耕地になり得る。遺跡はそのような地点を選んでつくられたものと考えられる。

水沼中郷遺跡 本遺跡は榛名山西麓の鳥川右岸段丘上に立地する(図2)。縄文時代晚期の遺跡とされているが、出土した破片の中に東海西部系条痕文系土器の破片が含まれている。^(註18)

上ノ久保遺跡周辺で広くなっていた鳥川の谷幅は、相間川との合流点の上流で狭まっているが、水沼地内に入るとまた広くなり両側に沖積低地が形成されている。中郷集落のあるところで、この沖積地に開口した小規模な開析谷が形成されている。この谷の底面は鳥川沖積地面と一体化している。

遺跡は、中郷集落と同じく、小規模な開析谷に面した立地をしており、沖積地に面した集落選地は上ノ久保遺跡とほぼ同様である。開析谷内の小水流を用水化することが可能な地点であるが、鳥川の沖積地を生産域と考えた場合はより広域な耕地の造成が可能であろう。

清水遺跡 本遺跡は吾妻川の支流である四万川右岸の河岸段丘上に立地する(図3)。遺跡は縄文時代の遺跡として知られ、昭和43・44年の行前橋架け替えに伴う道路拡幅工事で縄文時代晚期終末の浮線文土器群がまとまって出土している。また土偶や土版、耳飾りなどの土製品や、多くの石器類が出土している。ほかに、縄文時代中期の敷石住居や縄文時代早期から晩期の土器、弥生時代中・後期、奈良時代の土器が出土しており、遠賀川系土器の破片が採取されている。^(註19)

遺跡のある河岸段丘は、南東方向に傾斜するが、南側は大竹川の深い谷に面されている。大竹川の南側は、現在では水田化されている。群馬県史資料編1の記述によれば、「遺跡と四万川の現河床面との間にはもう一面段丘面があるが、遺物の散布は認められない」という。この下位段丘面は大竹川左岸ではかなり狭小である。また大竹川を隔てた段丘面は開田され、しかも圃場整備工事によって、段丘面上の微地形はすでに観察することができなくなっていた。

今となっては詳細な遺跡の選地条件については推測の域を出ないが、本遺跡のある段丘面の下

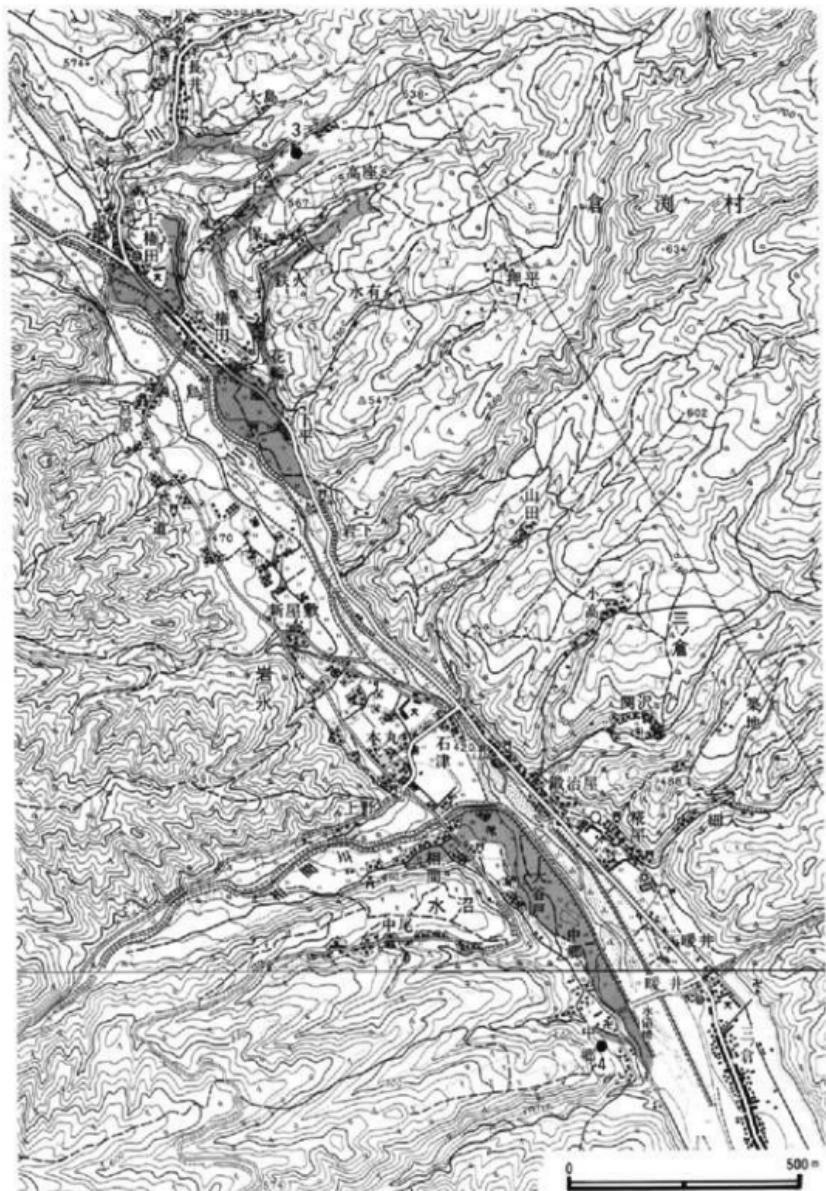


図2 上ノ久保遺跡(3)・水沼中郷遺跡(4)の位置と推定生産域

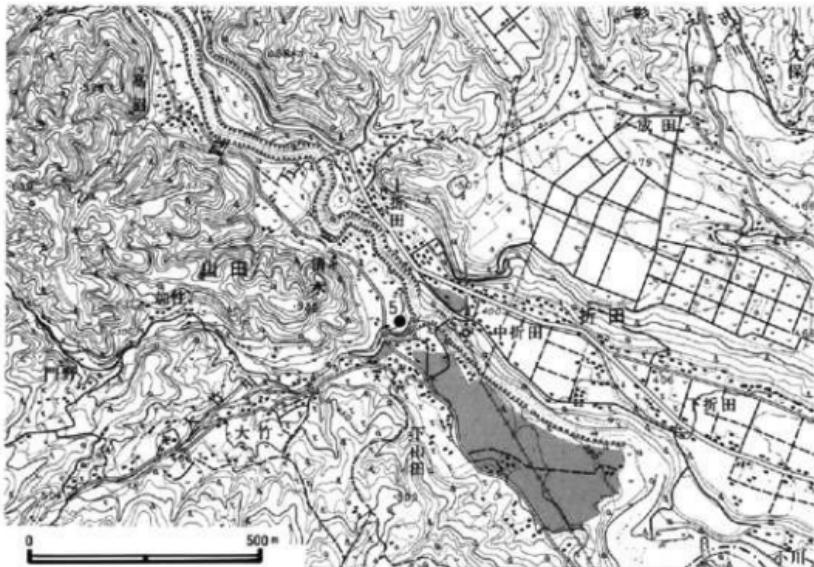


図3 清水遺跡(5)の位置と推定生産域

位にある段丘面が可耕地であった可能性はある。また、遺跡南方の広い段丘面は緩やかに傾斜しており、四万川沿いの段丘面縁辺も開田できた可能性がある。

糸井宮前遺跡 本遺跡は赤城山西南麓で片品川左岸の河岸段丘のうちの上から二段目の段丘面上に立地する(図4)。縄文時代前期の住居と、弥生時代後期から平安時代にかけての住居群を検出した集落址である。弥生時代の遺構は未検出であり、表土掘削中に遠賀川系土器と東海西部系条痕文系土器の破片が一片ずつ採取されている。

片品川は河岸段丘が発達しており、遺跡周辺では左岸に4段、右岸に3段の段丘面を形成している。これらの段丘面は、赤城山の北麓斜面に開析される放射状の谷地によって区切られ、複雑な微地形を呈する。遺跡の発掘調査においても埋積された小規模な谷地が段丘面を区切るように検出されている。下位の糸井集落のある段丘面には、片品川の旧流路と考えられる幅30m、比高5mほどの小規模な帯状低地が形成されているが、現在は埋積が進み桑畠として利用されている。この低地部分には縄文時代の遺跡分布は確認されていないので、縄文時代にはすでに低地化していたものと考えられる。また、その上流側には大きく弧状に侵食された段丘面がある。侵食の時期は今のところ明確でない。遺跡のある段丘面との比高は50mである。

遺跡は平坦な段丘面上にあり、片品川や低地部を見渡せる位置にある。糸井集落の上流側にある低地は、遺跡周辺では広い低平地であり、広域な水田耕作の確保が可能であるが、遺跡のある段丘面とは比高がありすぎ、遺跡の選地条件としての水田耕作可耕地を想定するには疑問が残る。



図4 糸井宮前遺跡(6)の位置と推定生産域

一方、遺跡内では幅20mほどの埋没谷が検出されているが、同様の開析谷は遺跡周辺にいくつか存在する可能性があり、水田耕作可能な帯状低地となっていたとも考えられるが、詳細は不明である。

押手遺跡 本遺跡は子持山南麓の丘陵性台地の先端部に立地している(図5)。遺跡周辺は6世紀に噴出した榛名山のFA火山灰およびFP軽石層で覆われており、それ以前の遺跡はほとんど確認されていない。の中でも、本遺跡は昭和38年の「群馬県遺跡台帳」に記載されていた数少ない縄文時代晩期の遺跡である。昭和59年の発掘調査で、縄文時代前期の住居と土壙、晩期の配石・石棺墓群のほか、遠賀川系土器を出土した弥生時代前期の再葬墓、樽式土器を出土した後期の方形周溝墓が検出されている。再葬墓は、縄文時代晩期の配石・石棺墓群の中に重複して、一基が検出されている。^(注22)

遺跡が立地する面はほぼ平坦であり、周辺には樹枝状の谷地形が発達している。これらの開析谷中には軽石層の堆積がみられ、これによって5世紀以前には現地形が形成されていたことがわかる。開析谷で形成された帯状低地は幅約50mほどで、想定される集落面との比高は5~6mの浅い低地を形成している。遺跡の東側にも小規模な開析谷が入り込んでいる。古墳時代の黒井峯遺跡や西組遺跡はこれらの帯状低地を挟んだ対岸にあり、この時期の水田面も同じ開析谷内に造られている。

これらの開析谷はやや傾斜があり、狭小であるが、帯状沖積地は緩やかな低地帯となっており、

ここでの水田耕作は充分に可能である。とくに、集落直下では3本の開析谷の合流地点にあたり、最も幅が広い地点になる。水田造成や湧水からの水利も容易に施設できた地点であり、帶状低地における典型的な選地を見せている。

南大塚遺跡 本遺跡は押手遺跡と吾妻川を隔てて対岸にあり、吾妻川右岸の上位段丘面に立地する(図5)。遺跡は市道工事中に偶然発見されたものである。調査の結果、いずれも隅丸方形を呈する土壙3基が検出され、弥生時代の水神平式土器などを併用した再葬墓群であるとされた。^(注23)ほかに時期不明の石器と縄文時代中期・晚期の土器が出土している。

遺跡の西側には榛名山麓から大輪沢川が北東流している。大輪沢川は山麓を開析し、その谷内に上川島集落のある小規模な扇状地状の地形を形成している。この地形は榛名山二ツ岳形成期のF P火碎流(6世紀)^(注24)で形成されており、火碎流堆積物で覆われた微地形は現状では不明である。一方、同じ榛名山北麓の泉沢川や奥田川はF P期の火碎流のない谷であり、弥生時代の大輪沢川の開析状況はこれらの開析谷と同様の環境にあった可能性が高い。現状よりは谷幅も狭かったと考えられるが、帶状低地が大輪沢川沿いに形成されていたと思われる。

想定される大輪沢川下流部の帶状低地と吾妻川右岸下位段丘の低地は遺跡周辺では比較的幅が広く、とくに大輪沢川と吾妻川の合流点は広い水田耕作地を確保できる地点であろう。榛名山北東麓の水を集めた大輪沢川は農業用水として充分に機能し得ると考えられる。遺跡はこのような水田可耕地を眼下に臨む大輪沢川右岸の台地縁辺を選地していることが理解できる。

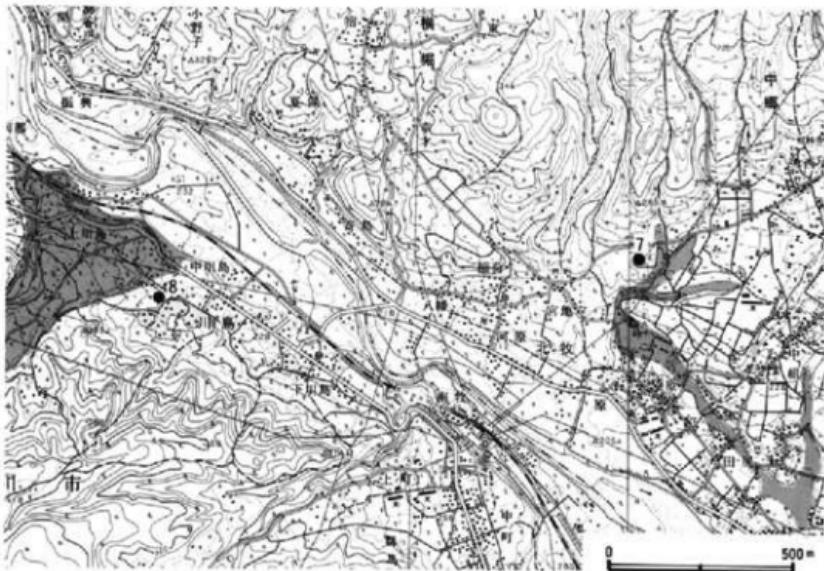


図5 押手遺跡(7)・南大塚遺跡(8)の位置と推定生産域

沖II遺跡 本遺跡は烏川右岸の自然堤防の南端裾部に立地している(図6)。遺跡は弥生時代初期の土器および土器埋設土壌多数からなる再葬墓群である。また同時期の土器が集中して出土する包含層が土壤塚中部から南東部に検出されている。この包含層中には多数の石器も出土している。^(註25)ほかに古墳時代中期の溝と、埋没土に浅間Bテフラを含む溝が検出されている。

島川は鮎川や鶴川の水を集め、群馬県南部を東流しているが、藤岡市付近では右岸に幅1.5Kmほどの自然堤防を形成している。この自然堤防と、藤岡市街地がある藤岡台地の間は、幅800mほどの沖積地（後背湿地）となっている。自然堤防と後背湿地の比高は最も大きいところで1~2mで、自然堤防裾部と低地の境は緩斜面となっており明瞭でない。この後背湿地には温井川が西から東へ流れている。現在は中村堰から鮎川の水を入れて用排水路として整備されているが、本来は藤岡台地の崖線からの湧水を集めて流れている小河川であると考えられる。このような小河川は複数存在したと考えられ、この広い低地の地下には旧流路や微高地が隠されていると考えられる。

遺跡が臨んでいる沖積地は幅約500mと広く、広域な水田耕作地の確保が可能である。また、水田耕地となるのに良好な土壤が発達している。さらに、温井川のような小河川による用水確保も可能である。旧河道などの強湿な部分は避け、条件の良いところを耕作地としたものと考えられる。

平山遺跡 本遺跡は多摩川中流域右岸、支流の浅川の形成した中位段丘上に立地する(図7)。遺

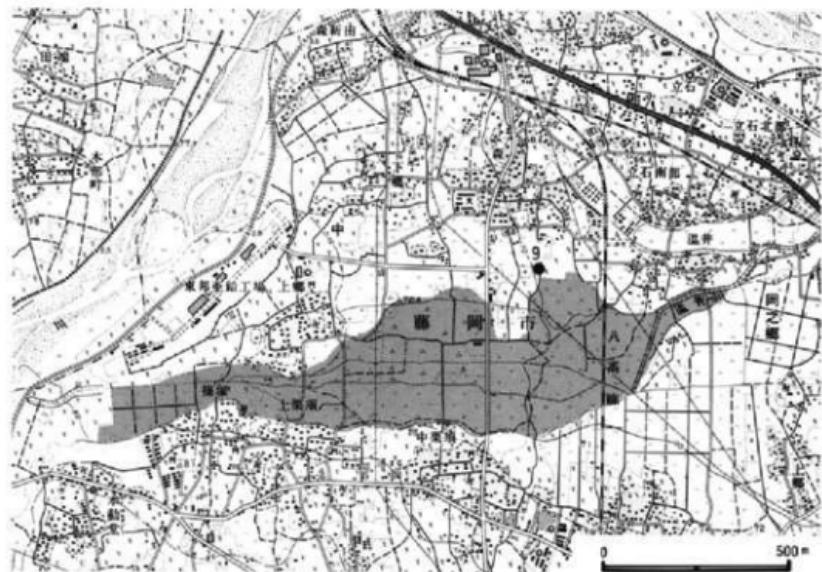


図6 沖II遺跡(9)の位置と推定生産域

跡は東西2Km、南北0.5Kmの広範囲にわたる複合遺跡であり、これまでに10数回の発掘調査が行われている。平山橋付近では、縄文時代前・中期、古墳・奈良・平安時代の遺構が検出されており、遺跡の中心部と考えられている。第2次の調査で、関東でも類例の少ない櫛王式土器が1号古墳の南側周堀埋没土下層から出土している。ほかにこの調査では縄文時代前・中期の住居、土壙、集石や弥生時代後期の方形周溝墓、古墳時代前期の住居址、古墳、土壙などが検出されている。^(注26)

現地は旧状をとどめていないので、入手できた平山遺跡第13次調査報告書の記載と地形図から遺跡周辺の地形をみてみたい。日野市の地形は、浅川以南の多摩丘陵と浅川と谷地川に区切られた日野台地と、沖積地に分けられる。日野台地は浅川によって段丘が3段形成されているが、上位段丘の崖下を黒川が流下している。崖線からの自然湧水が水源とみられる。下位段丘面は日野台地南端部にのみ形成されている。浅川の形成した左岸沖積地は現況で最大幅250m、長さ2Kmにおよび、比高は10m程度である。遺跡の選地条件は次のように考えられる。遺跡の立地する中位段丘面は幅4~500mでやや幅が狭いが、浅川の沖積地は遺跡周辺では、最も広い低地であり、良好な水田耕作が可能な地点といえよう。また、中位段丘崖線からの自然湧水を用水として利用することもできる。本遺跡は水田農耕が可能な小河川の沖積地沿いを選んで立地していることが理解できる。

中野大沢遺跡 本遺跡は相模川上流部左岸（現津久井湖）に注ぎ込む、大沢川右岸の台地上に立地する（図8）。昭和36年の道路工事中に大用幸男氏所有の畠から水神平式新段階の壺形土器が出



図7 平山遺跡(10)の位置と推定生産域

^(注28)
土している。遺構の状況などは不明である。

遺跡の北側を流れる大沢川は流域延長1.5Kmほどで、相模川の方へ緩やかに傾斜する丘陵末端の台地を深く開析している。遺跡は緩斜面がさらに緩やかになる傾斜変換点付近にある。比高10mほどの大沢川の両岸には幅の狭い低地面が形成されている。現在、流域の水田は数枚を残すだけとなっているが、大用氏の話では昭和20年代までは二町弱の水田が沢の水を利用してつくられていたという。

遺跡の選地はこの大沢川の狭小な沖積地を条件に行われたと考えられる。谷地底面の住宅のある地形面は大沢川が形成した冲積地であり、狭いけれども大沢川の水流を利用した水田耕作が充分可能である。また遺跡周辺では相模川は大きく蛇行・乱流しているが、こうした大河川の影響を直接受けない安定した耕地が確保できる。

平沢同明遺跡 本遺跡は秦野盆地の中央部を南東流する水無川の右岸に開析された帶状低地に臨んで立地する(図9)。発掘調査では遺物包含層が調査されており、櫛王式土器片が縄文時代晚期水式土器などとともに出土している。また、遠賀川系土器を埋設したピットが検出されている。報告は土器のみで石器類の出土状況については不明であるが、遺跡の在り方は集落のうち居住域を想定させる。

^(注29)
この帶状低地は大部分が埋め立てられ、ほとんど旧状を止どめていないが、現地調査と地形図で推定できる延長は約1.8Kmである。小田急小田原線の北側に未埋め立て地点が残っているが、



図8 中野大沢遺跡(13)の位置と推定生産域

ここでの台地との比高はおよそ3~4m程度で、底面には良好な沖積土が発達している。遺跡の立地する右岸には、遺跡から谷頭方向約250mの地点にある御嶽神社付近に自然湧水池があり、現在でも「秦野盆地湧水群」の一つとして環境保全が計られている。谷頭付近の地形は風食による埋没谷化が進み、現地表面での復元は不可能である。しかし、この帶状低地の成立過程からみると、ここにも湧水が想定されて良い。

帶状低地は上方から下方に向かって徐々に谷幅を広げていくが、下方は水無川河床との比高があるために下方侵食が進み、谷幅は狭くなる。遺跡の立地する地点は、残存した地割りから約50mと推定され、この低地のうちで最も広い谷幅の地点にある。このことは低地内の沖積地が最も広い地点であることを意味することになり、水田可耕地を広域に確保できる地点ということになる。また、低地の下方における下方侵食の状況は間断のない水流を想定させ、しかも湧水の存在からも間断のない農業用水の確保も容易であったことが窺える。これらのことから本遺跡は自然小河川を利用した安定した水田農耕が可能な地点を選地していることが理解される。

4 在地型の突帯文土器を出土する遺跡

次に、在地で外來系の土器の影響を受けて変容していると考えられている、在地型の突帯文土器を出土した遺跡の立地をみてみよう。本稿では、7遺跡の分析をおこなった。先述したようにその時間的序列は今のところ明確ではない。ここで分析する遺跡には弥生時代前期ではないもの



図9 平沢同明遺跡(14)の位置と推定生産域

も含まれている可能性があるが、本稿では稻作開始期に関わる資料として分析の対象とする。

四十坂遺跡 本遺跡は、小山川右岸の櫛挽台地縁辺に立地する(図10)。出土した土器は国道17号線の改修工事の際に採集されたものである。国道を挟んで三地点から出土したとされるが、出土状態の詳細は不明である。完形の土器が存在することから、再葬墓と考えられている。^(注30)

小山川は利根川の支流で、深谷や妻沼の低地帯を形成する河川のひとつである。遺跡は眼下に小山川の広い沖積地が一望できる台地末端に立地する。この広い低地中には多くの微高地が点在しており、旧河道状の凹地も存在している。櫛挽台地は平坦な広いローム台地で、この台地の西部を開析して流下する藤治川の帶状低地が、遺跡の西側で小山川に合流している。遺跡が見下ろす藤治川の谷口はややラッパ状に広がっている。

台地縁辺の小山川の沖積地には水田耕作適土が分布し、遺跡の立地する谷口部では小山川の氾濫の影響などを受けにくい水田をつくることが可能である。用水には藤治川の水を使うことができる。

如来堂C遺跡 本遺跡は、鍾鐘堂山麓から流下する水流によって開析された帶状低地が志戸川の支流である天神川と合流する地点の右岸にあたり、甘粕山丘陵上に立地する(図11)。頂部平坦面北端にある。甘粕山は丘陵全体が遺跡地であり、調査でも東山、如来堂A、如来堂B、如来堂C、如来堂Dの5遺跡が検出され「甘粕山遺跡群」と総称されている。如来堂C遺跡は丘陵の北の尾根部であり、丘陵頂部平坦面北端の黒褐色土層中から、多くの縄文末期～弥生初頭の土器片が出



図10 四十坂遺跡(15)の位置と推定生産域

土している。ほかに縄文時代草創期から早期前半の石器と土器、同晩期終末から弥生時代初頭の石器、弥生時代後半の住居と、古墳時代前半の住居、中世墓などがある。弥生時代の石器は、石鐵(注31)が縄文時代の石器から分離されて報告されているが、そのほかの詳細は不明である。

甘粕山丘陵は上武山地末端の丘陵で、南北に開析谷があつて北西方向に長い舌状を呈している。丘陵上は比較的平坦で、ほぼ中央部にくびれのような開析谷が入り込んでいる。北側の開析谷は長さ400mほどの小規模なもので、遺跡との比高は13mである。南側の谷は鍾乳山のふもとまで伸びている。この帶状低地は谷頭部では狭小であるが、小栗集落を抜け東から西へ回り込むと谷幅を増し、遺跡周辺では幅200mの広い低地となる。この地点で丘陵上との比高は20mである。この谷には小河川がある。

遺跡北側の小規模な開析谷は、谷頭は二股に分かれしており、やや広くなつていて、良好な水田耕作地である。現在は溜池が造られているが、谷頭からは自然湧水が湧出していたと推定される。



図11 如来堂C遺跡(16)の位置と推定生産域

南側の低地も、遺跡周辺では天神川下流を除けば最も広い低地であり、天神川や志戸川の氾濫の影響を受けない良好な水田可耕地である。また鍾乳山からの水流は小さな支谷からの水を集め、遺跡周辺ではかなりの水量をもつ小河川となっており、安定した農業用水として機能したと考えられる。本遺跡の生産域は、ほかの諸遺跡の選地からみて、北側の小規模な開拓谷の方が可能性が高いと考えられるが、南側の帶状低地も可耕地と考えられる。

二宮神社境内遺跡 本遺跡は多摩川支流の平井川と秋川の間に挟まれた秋留台地先端部に立地する(図12)。遺跡は旧石器時代から縄文時代のほとんどすべての時期にわたって遺構や遺物が検出された複合遺跡である。昭和3年の遺物発見地名表に記載されたのを初めとして、社殿改築などの工事に伴って6回の発掘調査が実施してきた。1972年の調査で、H-4グリッド褐色土層中から条痕文系土器の壺口縁部破片が出土している。また、石器の出土も多量であるが、その多くは縄文時代早期、前期の住居などの遺構からの出土である。
(註32)

秋留台地は東西約7Km、南北約3Kmの平坦な台地である。北側の平井川は緩く蛇行しており、台地下位には沖積低地が形成されている。台地南側を流れる秋川は段丘を形成しており、JR五日市線西秋留駅の南500mのところに段丘崖があり、引田から牛沼の間の集落は下位段丘面にある。また遺跡が立地する台地東端の段丘崖は比高20mで、遺跡東側の崖下には「神社のお池」と名付けられた湧水が湧出している。低地部は市街化が進み、地形復元は困難になっているが、この湧水によって遺跡東側には台地内部に入り込む低地が想定できる。崖線には、さらに複数の湧水



図12 二宮神社裏遺跡(17)の位置と推定生産域

がある可能性があり、このほかにも低地帯の想定が可能である。

秋川台地上面の平坦部やJR東秋留駅南側の傾斜地は、居住域あるいは畠作地域として土地利用が可能な地域である。一方、これらの台地に囲まれた神社東側の湧水によって形成された低地は、河川の影響を受けることなく、湧水からの用水も容易に確保できる。これらのことから、本遺跡は湧水からの自然小河川を利用した安定した水田耕作が可能な地点を選地していると考えられる。

樅山神社北遺跡 本遺跡は鶴見川右岸、多摩丘陵の先端部に立地する(図13)。遺跡では旧石器時代から中世までの遺物が出土している。遺構は縄文時代早期と推定されている土壙、弥生時代中期の住居2軒、焼土を伴う土壙2基、壺棺墓1基のほかに、古墳時代の住居が検出されている。また、多量の土器を出土した包含層があり、縄文時代晚期から弥生時代初頭の土器は包含層の4

層中より出土しており、46片の条痕文系土器が、報告されている。また、包含層の石器の出土数はあまり多くなく、時期を特定できるものは少ない。
(注33)

遺跡周辺は中小河川が合流する地点で、西から東へ流れる鶴見川に北からは真光寺川・片平川が、南からは丘陵を開析する小規模な帶状低地が複数合流している。鶴見川沿いには幅150m程の沖積地が左岸側に発達している。右岸は丘陵が鶴見川の近くまで伸びており、丘陵を開析する小支谷を流下する小河川の堆積作用によって丘陵裾部に緩傾斜地が連なっている。遺跡のある台地縁辺の平坦部から鶴見川の沖積地までの比高は8~10mである。現鶴見川は沖積地の南縁辺を流れて



図13 樅山神社北遺跡(18)の位置と推定生産域

いるが、低地内の等高線を検討すると旧河道と思われる凹地があり、低地内を移動したことが窺える。

遺跡の西側では上三輪集落を谷口とする延長800mほどの開析谷と、延長200mの小規模な開析谷が合流している。遺跡眼下の帶状低地は良好な水田耕作適地と考えられる。この地点は鶴見川沖積地からやや奥まって広くなっている。遺跡周辺では比較的広い水田耕作地の確保が可能な地点である。また前述した上三輪集落からの小河川が農業用水として利用し得る地点である。したがって本遺跡は水田農耕が可能な地点を選地していると考えられる。

霧ヶ丘遺跡 本遺跡は鶴見川の支流恩田川右岸の小支谷に開析された丘陵上に立地する（図14）。遺跡は住宅団地の事前調査で9地点の発掘が行われているが、第1地区の包含層から突芯文をもつ条痕文系壺形土器の口縁部が出土している。第1地区ではこのほかに、縄文時代草創期、早期、前期、中期、後期、晚期の土器と、草創期の有舌尖頭器、時期不明の石鎌が出土し、江戸時代以降の炭焼窯も検出されている。^(注34)

恩田川は町田市本町田地内に谷頭をもつ流域延長15Kmほどの中河川で、横浜市緑区で鶴見川に合流する。遺跡の位置は、この合流点から4Kmほど上流のJR十日市場駅西側に谷口のある開析谷の奥にある。恩田川右岸の開析谷は狭小で長く、遺跡が面している開析谷の帶状低地は延

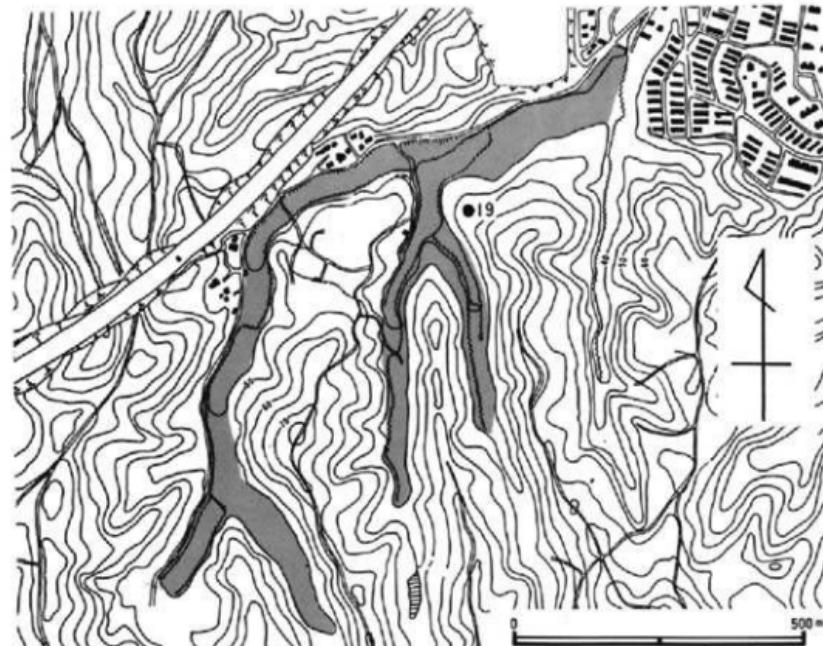


図14 霧ヶ丘遺跡(9)の位置と推定生産域

長1.5km、幅5~10mである。遺跡は開析谷とさらに小支谷が合流する地点にあり、丘陵が一段低くなっている。緩やかな傾斜をもつテラス状になっている。現谷地水田との比高は8mである。

本遺跡の立地は開析谷の奥部であり狭小な帶状低地に面している。しかし、幅100mの帶状低地は群馬県の注連引原II遺跡の低地と同規模であり、生産域の選地として帶状低地の幅に問題はないと考えられ、水田耕作は充分可能である。とくに初期弥生土器が出土した地点は3本の帶状低地が合流する地点であり、遺跡周辺では最も広い水田耕作地の確保が可能である。また、谷頭からの3本の小水流を集めた安定した用水供給が期待できる地点である。本遺跡の選地条件は狭いけれども安定した水田耕作適地の存在にあるといえよう。

中屋敷遺跡 酒匂川の支流菊川のさらに支流の勝利川の左岸台地上にある(図15)。本遺跡は吉田格氏により、容器形土偶の出土した地点の再調査を目的に発掘されたが、土器が数点出土したにとどまった。その中に櫛王式模倣と考えられている条痕文系土器の破片が1片含まれている。
(注35)

秦野盆地から流下する川音川が足柄平野にてくる谷口には扇状地形が形成されている。その東端部は丘陵を削り、第一生命館ビルのある段丘崖を形成している。その段丘面には、菊川の開析谷が刻まれている。大井松田インターチェンジ付近に谷頭をもつ菊川は上流部は細い沢水となって流下するが、中屋敷付近では幅約100mの帶状低地となり、下山田から曾我下沢へ抜けるところでは再び狭小な沢になっている。菊川左岸の支流勝利川は、菊川が谷幅を増す中屋敷集落の南側でやや南東方向に回り込むように合流している。前述したように菊川の下流部は狭くなっているために菊川・勝利川とともに下方侵食が進み、現況では河床は低下していると考えられる。遺跡と勝利川沖積地の間は緩斜面が広がっており、遺跡は台地上に立地する。

菊川下流部の下方侵食に伴う河床低下によって、勝利川の沖積地は小規模な段丘化をしているが、本来の低地は現況の下位段丘面も含んだ幅100m程の広さをもっていたと考えられる。さらに遺跡眼下の沖積地は、勝利川の沖積地が菊川低地に合流する地点にあたり、遺跡周辺では最も広い水田耕作地の確保が可能である。したがって遺跡周辺は勝利川の水を用水とする安定した水田耕作地が確保できる地点であったことが想定できる。

諏訪の前遺跡 酒匂川沖積地の西南部、狩川右岸の諏訪ノ原丘陵末端の台地縁辺にある(図16)。遺跡は台地上と、下の低地部の2地点で確認されており、低地部のAトレンチ3層から条痕文系土器が出土している。他に縄文時代晚期末葉、弥生時代中期前半、同後期から古墳時代前期の遺物が出土した包含層である。調査範囲の中では住居などの遺構は検出されていない。
(注36)

明神ヶ岳の西北山中から流下する狩川は諏訪ノ原丘陵の裾を回るように流れ、遺跡から2Kmほど下流で酒匂川と合流している。狩川と遺跡のある台地との間は沖積低地となっている。台地上はやや起伏のある緩斜面で、現在は果樹園として利用されている。台地裾部には丘陵斜面の伏流水が湧出した湧水があり狩川左岸の後背湿地を形成している。また、この台地裾部には湧水によって形成されたと考えられる小支谷があり込んでいるが、遺跡の南側の支谷は幅80m、長さ130m程の規模を呈し、帶状低地となっている。低地と遺跡との比高は6~8mである。



図15 中屋敷遺跡(20)の位置と推定生産域

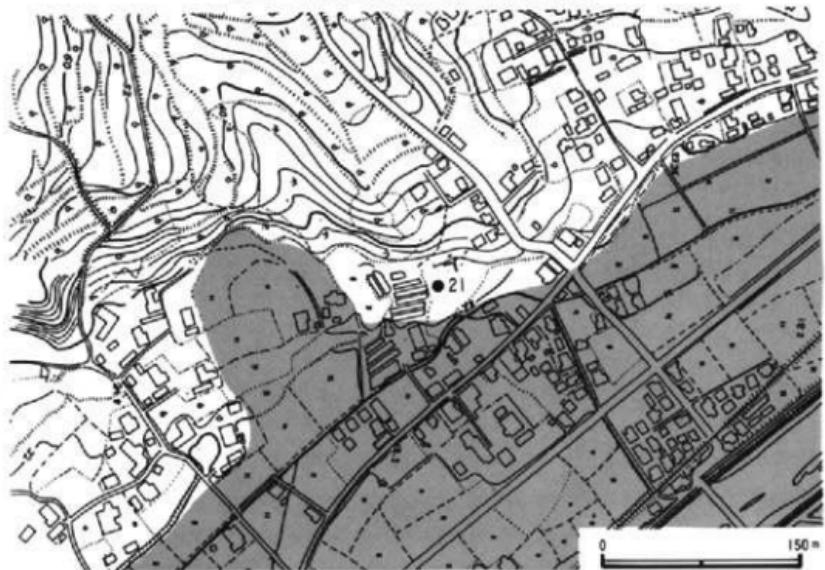


図16 謙訪の前遺跡(21)の位置と推定生産域

遺跡の南側にある小規模な開析谷は、遺跡周辺では比較的広く、狩川の洪水などの影響を受けていく地点にあり、水田耕作は充分可能である。また、台地崖線からの湧水も容易に得ることができる。したがって、遺跡周辺の地形は水田耕作に適しており、遺跡は安定した水田耕作可耕地が確保できる地点を選地していると考えられる。

5 水田農耕地からみた集落選地のあり方

今までみてきた弥生時代前期の遠賀川系土器や条痕文系土器を出土する遺跡は、その大部分が谷底状の帶状低地に臨んで立地していた。しかも、各遺跡での水田耕作についての可能性はすでに述べた。しかし、分析した遺跡のほとんどは土器などの遺物を出土させる遺物包含層か、あるいは再葬墓の検出例であり、居住域を示す住居などの遺構が検出されていない場合が多い。その点で、確実な集落選地を分析する上の問題が残っている。

その中にあって、注連引原II遺跡は当該時期の住居を検出し得た、ただひとつの遺跡である。ここでは環濠の内側に住居群があり、外側には再葬墓と考えられる墓が検出されている。猫沢川の帶状低地を生産域と想定すれば、居住域・生産域・墓域が近接して構成される集落構造が看取されよう。このような集落構造は、弥生時代の中期では埼玉県池上遺跡・小敷田遺跡で、後期では群馬県日高遺跡などでもみられ、一般的に踏襲される形態と考えられる。おそらく、示した弥生時代前期の諸遺跡でも注連引原II遺跡と同様な集落形態を想定しても大過ないであろう。このように示したすべての遺跡を集落遺跡として考えてみると、関東地方の弥生時代前期の集落は、そのほとんどが水田農耕の可能な低地に臨んで立地していることがわかる。低地内には自然湧水や小河川があって安定した水利が確保できることとともに、帶状低地であっても谷幅の広い部分や複数の帶状低地が合流する「落合」地点などを好んで選地する傾向は、明らかに効率的な水田稲作農耕を意図した集落構造と考えられる。

それでは、次にこのような地形による集落選地が、水田耕作開始時期の一般的な傾向であるのか否かについて考えてみよう。沖II遺跡では、この問題を解決させるための重要な資料が得られている。注連引原II遺跡のあり方を一般的な集落構成とする前提で、沖II遺跡の集落構成を考えてみる。沖II遺跡で検出された弥生時代の遺構は土器埋設土壙27基、土壙45基、溝2条、焼土分布地2か所である。このうち、土器埋設土壙6基と土壙1基から人歯を含む骨類が出土しており、墓址群との考え方で間違いないであろう。一方、生活遺構と思われる焼土の検出にあわせて石器類を含む遺物包含層が存在することなどから、近接して居住域があったことも確定的である。再葬墓と考えられる土壙からの出土土器には、条痕文系土器(水神平式)、大洞系土器などがあり、おおむね弥生時代初頭のものであるとしている。当然のこととして、近接して想定される居住域の年代と一致するはずである。また、沖II遺跡の墓址は他の遺跡例に比べて極めて数が多い。そして、これらの墓群は溝に区切られた二群で構成されており、それぞれの群では重複もみられる。(注39) 少なくとも、二群の墓域構成は、墓域の異なる二系統の居住群を想定させる。また、各墓域内の

重複現象は、これらを保有する集落での継続した居住をも意味している。

選地された地形は、広域な沖積地に臨む微高地（自然堤防）であり、ほかの遺跡とも明らかに異なる。眼前の沖積地は肥沃な土壤で形成されており、農業用水の確保も充分に可能な地点であることなどから、水田耕作地の選択も容易な地点である。すなわち、狭小な帶状低地における発展性の少ない遺跡に比べて、比較的規模が大きく、しかも発展性のある安定した集落の存在を思わせる。これらの沖積地全域が水田化されたとは考えられないが、豊富な可耕地から開墾地点を選択できる有利性は、集落選地とその後の集落経営にとっての最有力地点であることを想起させている。

沖II遺跡は、現在の水田地帯にあり、自然堤防上に開田された水田下から検出されている。このような地点は、遺跡が存在しない地形であるとして永い間にわたって看過されていたところでもある。沖積地には条里制地割が認められ、直下に堆積する浅間Bテフラ(As-B)下からは埋没^(注40)条里水田も検出されている。沖II遺跡は、この埋没条里水田の調査を契機に発見された遺跡であった。現在の水田地帯は、沖積地を中心にしてその周辺に耕地を拡大した結果の景観であり、かつての旧地形を破壊して新地形を造り出したり、水田下には埋没した旧地形が存在する場合もある。前者の場合は遺跡も破壊される率が高く、後者の場合は地中深く残されることになる。

遺跡を発見するためにおこなわれる遺跡分布調査でも、つい最近まではこのような水田地帯はその対象から除外される場合が多かった。実際に、水田内では地表面で遺物が採集できることも少なく、地表観察のみでの遺跡発見の確率も低い。この点では、弥生時代前期のうちでも現水田下にあるとおもわれる沖II遺跡のような遺跡の発見率は今後も低いものであろう。これに対して、台地上の遺跡は、今後も他の時期と同様に遺跡の発見例は増すことになる。この点からも弥生時代前期の集落については、発見の困難な立地がある点を考慮すると、数の多さのみから集落選地の傾向を判断することには問題が残ることになる。

現在、水田耕作の開始期とされている福岡県板付遺跡の水田は、小河川によって形成された河岸段丘上に立地しており、水田の構造からは開田に伴う耕起や水利施設に関する諸技術は極めて完成度の高いものであることがわかっている。^(注41)板付遺跡の水田耕作開始期はかつて縄文時代晩期として認識されていた時期であり、山梨県中道遺跡では縄文時代晩期終末の初般圧痕土器が検出されている。また、弥生時代前期の遺跡では縄文時代晩期から継続する例もある。これらのことから、関東地方における弥生時代前期の段階では、すでに体系的な水田農耕技術も伴っていると考えられる。にもかかわらず、関東地方の稻作農耕集落は発展性の少ない帶状低地でも成立している。このことは、各地域で受け入れる側にあった、縄文時代終末期の集落の立地に制約された選地のあらわれとして理解できる。

北九州地方から東海地方にかけての主要な遺跡は、水田耕作に有利な広い沖積地を臨む微高地を好んで選地している場合が多い。関東地方への稻作の伝播が、これらの拠点的な集落の動向と相まっていようとすれば、当然のこととして関東地方でも発展性のある沖II遺跡のような大集落

が志向されるであろう。弥生時代前期に帶状低地を臨む台地を選地した遺跡では、その後も中期前半にまで継続したり、同一地形面内で地点を変えつつ継続する例が多い。しかし、これらの地域では後期やそれ以降に継続する例はほとんどない。この地域での縄文時代晩期の遺跡は規模が小さく、かつたまた弥生時代に入りても集落規模は大きくなかった。稻作を受け入れた縄文人も、新たに集落を選地した弥生人も、ともに現状での水田稻作農耕を志向したのである。稻作農耕の規模についても想定される集落成員の数からみて、極めて小規模な耕作であったことが窺える。

一方、耕地の拡大を可能にさせる広域な沖積地を控えた地域では、弥生時代中期半ばを境にして急激な集落拡大を遂げていく。これら一連の動向の背景には、縄文時代以来の一集落単位の生活構造が、周辺集落との結合による新しい村落構造へと成長してゆく、弥生的な地域再編への社会的変質過程が隠されているのである。

関東地方の弥生時代前期に、広い沖積地を選地する集落と、狭小な帶状低地を選地する集落の二者があるとすれば、前者が典型的な集落形態として後世に継続する蓋然性は極めて高いといえよう。今後、ともすると見過ごされがちな沖積地への調査の視点を確立してゆく必要がある。

6 おわりに

本稿では、関東地方の弥生時代前期遺跡の立地を中心に分析したが、水田農耕における生産域を前提にした選地条件を摘出するにとどまった。当然のこととして、関東地方への稻作農耕の伝播は、在地にある縄文時代の遺跡とのかかわりを論じなければならない。現在、縄文時代晩期とされている水Ⅰ式期の遺跡でも、水田耕作の可能な集落選地をとるものがある。しかし、この時期については、明らかに水田農耕の不可能な地点に立地する遺跡もあり、このことからは「稻」あるいは「稻作」の伝播期の動向を垣間見ることができる。この問題については限定された紙数のなかでは詳述できなかったが、後稿を期したい。

(註42)

また、弥生時代の生業問題について、「稻作」を強調する見解がある。いずれも、地域の詳細な分析を基礎にした論考であり重要である。しかし、今回は遺跡立地の視点から、水田耕作の可能性を述べることに主眼を置いたために、この問題には立ち入ることができなかった。弥生時代前期には、縄文時代から引き継がれた狩猟・漁撈・植物採集活動も盛んにおこなわれたであろう。また、畠作での雜穀や蔬菜の栽培も考えられ、陸稻栽培も想定することに困難を來すことはない。しかし、関東地方での初期弥生時代の社会構造を追究するときに、急激に波及する新しい社会が何を希求していたのか、言い替えれば、何を生産基盤の根幹にしようとしていたのか、などが重要な分析視点になる。少なくとも、遺跡立地のあり方からみると、関東地方における稻作農耕社会の成立は、初期の段階から水田稻作農耕を根幹にしていたという前提に立って間違いないであろう。今後は、本稿で得られた展望を基にして、さらに、農耕具としての木器や石器などを中心とした農耕形態の問題に分析を加えていきたい。

なお、筆者らは、弥生時代から平安時代までの農耕集落の拡大過程を、伝統集落・第一次新開

集落・第二次新聞集落の概念規定で理解しようとしている。この変遷は、遺跡分布調査のデータを基礎にしたものであり、発掘調査による分析を加えることによって、さらに細分化できるものと考えている。本稿による分析は、この「伝統集落」の細分化の試みである。すなわち、遺跡分布調査では弥生時代前期の分析資料が得られず、資料の限界性から弥生時代中期と古墳時代前期を一括して扱わざるを得なかった。ここでは、この問題を克服するために、すでに発掘調査資料の得られている関東地方全域の弥生時代前期の遺跡を対象にして分析を試みたものである。今後、「伝統集落」の資料の蓄積をまって、この時期の細分化を完成させたいと考えている。

最後に、本稿を草するにあたり資料の提供や種々のご教示をいただいた飯島義雄・石井克巳・大塚昌彦・大工原豊・寺内敏郎・伊藤(荒巻)実・小島純一・関根慎二・石守晃・早田勉の諸氏、現地調査における資料保有者諸氏、地元教育委員会、および共同研究仲間である大間々扇状地研究グループのメンバーに対して、記して深甚なる謝意を表したい。(1989年2月12日提出)

注

- 注1 a 日本考古学協会 1988 「日本考古学協会1988年度設立40周年記念静岡大会研究発表要旨」
b 日本考古学協会静岡大会実行委員会・静岡県考古学会 1988 「日本考古学協会設立40周年記念シンポジウム 日本稻作農耕の起源と展開—資料集—」
- 注2 小島教子 1988 「5. 関東地方における稻作農耕の開始と展開」前掲注1 a 文獻
押手遺跡の遺物川系土器については、その編年的位置や胎土分析について工楽普通氏の御教授を得た。
- 注3 筆者のうち小島は以前に「初期農耕集落の立地条件とその背景—地形復元を前提とした遺跡分布の分析—」(1986年群馬県史研究)第24号と題して小論を書いたことがある。そのなかで「初期農耕集落」の用語を使用した。この前稿は遺跡分布調査の成果から分析を進めたものであった。したがって散布する遺物の時期決定は大づかみにならざるを得ないという分布調査の限界性から、「初期農耕集落」は弥生時代全般から古墳時代前期を包括して用いていた。しかし、農耕社会の成立・定着・発展の段階を詳細に分析する過程で、今後その区分を明確にしていかたい。本稿では「弥生時代～期の集落」と言うことにする。
- 注4 関東地方出土の初期弥生土器については一連の設楽博巳氏の研究に掲げた。
設楽博巳 1983 「関東地方の初期弥生土器」『第4回三県シンポジウム東日本における黎明期の弥生土器』北武藏古代文化研究所・千曲川水系古代文化研究所・群馬県考古学談話会
1985 「関東地方」「条痕文系土器」文化をめぐる諸問題 資料編1 愛知考古学談話会
1988 「群馬県の再構築とその関連遺跡」『第9回三県シンポジウム東日本の弥生墓制—再構築と方形周溝墓—』群馬県考古学研究所・千曲川水系古代文化研究所・北武藏古代文化研究所
- 注5 中村五郎 1982 「畿内第1様式に並行する東日本の土器」
- 注6 蘭田芳雄 1966 「柳生市およびその周辺の弥生式文化」
- 注7 前掲注4 設楽博巳1983に同じ
- 注8 畠山博久・平野吾郎 1969 「神奈川県秦野市平沢同明遺跡の調査」『古代』第52号
1985 「秦野市史 別巻 考古編」秦野市
- 注9 高橋信明 1988 「尾張部の様相」「マージナルNo.8 〔特集〕弥生集落」愛知考古学談話会
立松彰 1988 「知多地方における弥生時代遺跡の分布」同上
- 注10 清野利明 1984 「日野市・平山遺跡出土の水神平系土器」「東京の遺跡」No.3 東京考古学談話会
- 注11 外山秀一 1988 「中道遺跡から出土した縄文土器のプラントオーバル胎土分析」山梨県考古学研究所所報 第6号
- 注12 愛知県尾張地方では、谷滑式土器は弥生中期前半の朝日式に共存している。また、静岡県では丸子式に後続する土器を弥生時代中期中葉としているので、丸子式は中期前葉ということになろう。
- 丹羽博 1985 「愛知県尾張平野部Ⅲ、まとめ」「条痕文系土器」文化をめぐる諸問題 資料編1 愛知考古学談話会
佐藤由紀男 1983 「東海地方東部における畿内第1様式・第II様式に並行する土器の編年について」『第4回三県シンポジウム東日本における黎明期の弥生土器』北武藏古代文化研究所・千曲川水系古代文化研究所・群馬県考古学研究所
- 注13 前掲注3 文獻と同じ
- 注14 大工原豊 1988 「注連引原II遺跡—すみれヶ丘公園造成事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」群馬県安中市教育委員会

- 注15 本稿執筆中に、安中市教育委員会大工原豊氏より瀬井等について御教授を得、見学させていただいた。
- 注16 梅沢昭裕 1986 「108上人見跡」『群馬県史資料編2 原始古代2 弥生・土器』群馬県史編さん委員会
設楽博巳 1988 「群馬県の再葬墓とその関連遺跡 4、上人見跡」前掲注7文献
- 注17 山崎義男 1959 「群馬県上久保弥生式遺跡調査報告」『考古学雑誌』第44巻3号
- 注18 山本良知 1975 「第5章 烏川流域における弥生文化」『倉渕村誌』別冊
- 注19 清水嘉男・外山和夫・飯島義雄 1986 「61清水遺跡」『群馬県史資料編1 原始古代1 旧石器・縄文』群馬県史編さん委員会
- 注20 石守晃他 1985 「余井宮前遺跡I - 関越自動車道(新潟線)地域埋蔵文化財発掘調査報告書第8集-」群馬県教育委員会・(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
間根慎二他 1986 「余井宮前遺跡II - 関越自動車道(新潟線)地域埋蔵文化財発掘調査報告書第14集-」群馬県教育委員会・(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 注21 横名山は6世紀に二度噴火して、多量のテフラを周辺に堆積させている。特に一次的堆積をみせるHフ-FA(ニツ岳降下火山灰)とHフ-FP(ニツ岳降下輕石)は考古学的断層として重要である。これらの噴出年代は、考古資料との編年の考察から概ねFAが6世紀初頭、FPが6世紀中葉に比定されている。
能登健 1983 「群馬県下における埋没田畠調査の現状と課題」『群馬県史研究』第17号
坂口一 1986 「横名山ニツ岳起源 FA・FP層下の土師器と須恵器」「荒砥北原遺跡」群馬県教育委員会・(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 注22 石井克巳 1985 「押手遺跡」『第20回企画展 弥生文化と日高遺跡』群馬県歴史博物館
石井克巳 1987 「押手遺跡発掘調査概報」群馬県北群馬郡子持村教育委員会
- 注23 大塚昌彦 1985 「南大塚遺跡」『第20回企画展 弥生文化と日高遺跡』群馬県歴史博物館
大塚昌彦 1986 「南大塚遺跡」『群馬県史資料編2 原始古代2 弥生・土器』群馬県史編さん委員会
- 注24 横名山の火山堆積物については、パリノサーヴェイ株式会社の早田勉氏の御教授を得た。
- 注25 荒巻実 1986 「C11冲ノ道跡 藤岡市立北中学校校舎・体育館建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」群馬県藤岡市教育委員会
- 注26 前掲注9文献に同じ
- 注27 清野利明他1986 「平山遺跡-第13次調査-」日野市埋蔵文化財発掘調査報告2
- 注28 1979 「弥生時代47、中野大沢遺跡」『神奈川県史 資料編20』神奈川県県民部県史編纂室
- 注29 前掲注8文献に同じ
- 注30 設楽博巳 1985 「7、四十坂遺跡」注7文献設楽1985と同じ
- 注31 埼玉県教育委員会 1980 「関越自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告-X甘柏山」埼玉県遺跡発掘調査報告書第30集
- 注32 秋川市教育委員会 1974 「秩父市二宮神社境内の遺跡」
- 注33 町田市相模山神社北遺跡調査会 1981 「町田市相模山神社北遺跡」
- 注34 霧ヶ丘遺跡調査団 1973 「霧ヶ丘」
- 注35 設楽博巳 1985 「18、中屋敷遺跡」「(条痕文土器文化)をめぐる諸問題 資料編1」愛知考古学談話会
- 注36 杉山博久・瀬川悦夫 1971 「小田原市調査の前遺跡」 小田原考古学研究会調査報告書2 小田原考古学研究会
- 注37 埼玉県教育委員会 1984 「泡守・池上 一般国道125号線文化財発掘調査報告書」
- 注38 関義則・吉田稔 1985 「小数田遺跡出土の弥生時代中期の方形周溝墓」月刊文化財11月号
平野進一他 1982 「日高遺跡-関越自動車道(新潟線)地域埋蔵文化財発掘調査報告書第5集-」群馬県教育委員会・(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 注39 荒巻実・若狭徹・宮崎重雄・外山和夫・飯島義雄 1988 「沖ノ道跡における「再葬墓」の構造-出土骨類の分析から-」『群馬県立歴史博物館紀要』第9号
- 注40 藤岡市教育委員会 1982 「C4小野地区遺跡群発掘調査報告書」
- 注41 山崎純雄 1987 「北部九州における初期水田」『九州大学文学部九州文化史研究所紀要』第32号
- 注42 川崎純徳 1982 「勝田市史別編III東中根遺跡」勝田市史編さん委員会
川崎純徳 1988 「東部弥生式農耕論-水稻農耕否定の立場から-」「要良岐考古」第10号
松島透 1964 「飯田地方における弥生時代打製石器」『日本考古学の諸問題』
神村透 1985 「2. 石製農具」「弥生文化の研究 5道具と技術Ⅰ」雄山閣
- 注43 能登健・石坂茂・徳江秀夫・小島敦子 1983 「赤城山南麓における遺跡群研究」「信濃」第35巻4号
能登健・小島敦子 1984 「弥生から平安時代の遺跡分布」「新里村の遺跡」新里村教育委員会
能登健 1986 「里棲み集落の研究」「内陸の生活と文化」雄山閣

(本稿は、昭和32年度科学研究費補助金奨励研究(B)の成果の一部である。)

藤岡市緑塁所在古墳出土の遺物

—『上毛古墳綜覧』多野郡平井村410号・411号・412号古墳について—

小林 徹

1 はじめに

藤岡市街地の西方、旧多野郡平井村にあたる鮎川中流域には、昭和10年調査の『上毛古墳綜覧』(以下『綜覧』とする。)によると643基の古墳が存在したとされている。しかしながら、その後の大小さまざまな開発等のために、現在ではその半数以上が平夷・削平されて姿を見ることができない。今回紹介する遺物は、こうして消滅してしまった古墳から出土したもので、藤岡市緑塁在住の斎藤輝次氏の所有するものである。

斎藤氏宅は、藤岡市緑塁173番地(旧平井村鮎川字下郷173番地)に所在し、その敷地内には『綜覧』平井村410号・411号・412号に同定される3基の古墳が存在していた。これらを、1967(昭和42)年に家屋の改築や耕地整理等のため削平したのだが、その際に、1基からは瑪瑙製勾玉2個が、他の1基からは鉄製の直刀と鈔が発見された。以下にこれらの遺物を紹介し、併せてこれらを出土した古墳の性格について、若干の考察を加えたい。

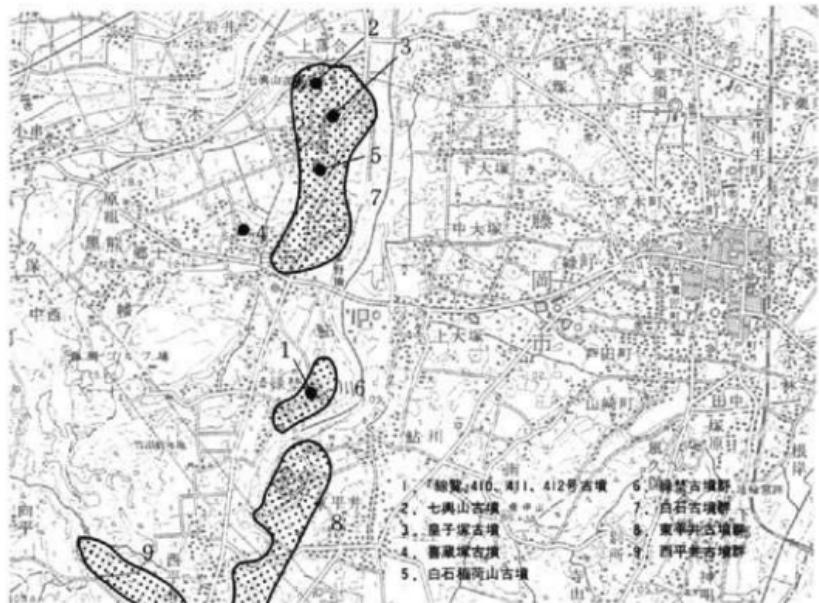


図1 鮎川中・下流域の古墳群(国土地理院5万分の1「高崎」)

2 遺物について

鉄直刀(図2-1) 「綜覽」412号古墳から出土した。刃部や茎部などで部分的に腐朽による欠落があるものの、鋒から関までは比較的良好に残存している。刀身部は、長さ72.4cm、幅4.2cmで、平造りである。関の部分はほぼ均等な両関で、茎へは斜につながっていく。茎部は銷びて欠落してしまったのだが、茎胴部の形状は中細型若しくは細型になると思われる。全長80~90cmの、やや大振りな直刀であったと推測できる。

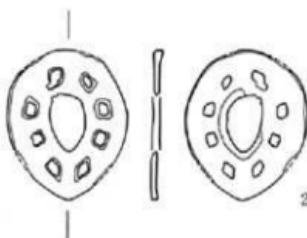
なお、本事業団保存処理室において、刀身部のX線写真撮影を行ったが、象嵌等は見られなかった。

鈸(図2-2) 倒卵形を呈し、長軸の長さが10.0cm、最大幅は4.2cm、厚さ0.5cmのものである。周囲には8窓の方形透かしを有する。また、柄と接触した部分にはその痕跡が認められる。

鉄直刀と同じ古墳から出土し、さらに直刀の刀身部の幅と鈸の内径とが約4cmとほぼ一致することなどから、この鈸は直刀に付属するものであると考えて良い。

なお、この鈸についてもX線写真撮影を行ってみたが、やはり何も発見できなかった。

勾玉1(図2-3) 「綜覽」410号古墳から出土した。瑪瑙製で、形状は丸味を帯び、いわゆる「C」字型に近い。長さは3.9cm、胴部内側に向けて棱を持っています。穿孔は片側から為されている。



3 DIC

4 DIC

0 20cm

図2 「綜覽」平井村410号、412号古墳出土の遺物

勾玉2(図2-4) 「綜覽」410号古墳から出土した。色調はやや白く透明感があるが、やはり瑪瑙製で、「コ」の字型を呈する。長さは3.0cmとやや小振りで、片側穿孔である。

3 古墳について

「綜覽」410号古墳 勾玉2個を出土したこの古墳は、別名「妙見塚」と呼ばれていたが、現在は平夷されて宅地南側の畠地になっている。「綜覽」には、全長16m余の前方後円墳で、墳丘高は前方部・後円部とも約1.6mと記載されている。だが、前方後円としては墳丘規模があまりに小さいため、2基隣接していた円墳を「綜覽」調査時に誤認した疑いも持たれる。ただ、現在となつては、それを検証することは至難である。

畠地の片隅に人頭大程の河原石が1.2m程に積み上げられており、これは墳丘を覆っていたものであるという話なので、葺石を持つ古墳であることは確認された。埴輪については記憶がないとのことであるが、跡地を見た限り1片も発見されなかった。

内部主体については、全く不明である。玉類の他の副葬遺物として、刀剣が出土したと「綜覽」に記載されている。

「綜覽」411号古墳 宅地裏の藪の中にあり、この地区では最大級の全長約47mの前方後円墳で、横穴式石室を持っていたことが「綜覽」記載から読みとれる。しかし、1960年代当時の段階でかなり破壊されており、現在ではもはやその形跡すらも認められない。副葬遺物等も伝えられておらず、詳細については不明である。

「綜覽」412号古墳 現在の家屋となっている場所に存在していたもので、直径約10m、高さ1.6m程の円墳であった。内部主体は横穴式石室で、庭の片隅にこの古墳から出土したといわれる牛伏砂岩の巨石が露出している。この地域一帯には、胴張りプランで壁面が持ち送り式になっている横穴式石室を持つ同規模の古墳が多く、この砂岩もおそらく同様に、奥壁若しくは天井石として使用された石材であろう。埴輪や葺石などの外部施設の存在は認められず、またかつて盗掘を受けたとの話があり、他の副葬遺物についても明らかではない。

4 おわりに

これら3基の古墳は、緑塗古墳群という、鮎川中流の左岸段丘崖縁辺に沿って分布する31基(「綜覽」による。以下同じ。)から構成される古墳群に含まれるものである。さらにこの緑塗古墳群は、緑塗の集落の西方、東北方、そして旧鮎川地区の一部、というように、3つの支群に分けられる。前掲の3古墳は、このうち、16基からなる旧鮎川地区支群の中心的存在であることを窺わせる立地と規模を備えるものである。

また、周辺の鮎川中・下流域を見ると、緑塗古墳群の南方に隣接して、中・小の円墳46基からなる西平井古墳群があり、北方の白石地区には、白石福荷山古墳、七興山古墳等の大型前方後円墳や、横穴式両袖型石室を持つ皇子塚古墳、切石積横穴式石室の喜藏塚古墳等を擁し、他に多数の小円墳を含む白石古墳群が存在する。一方、鮎川を挟んだ対岸には、東平井地区を中心として、

小円墳とされるものばかりで実に368基という群集墳が形成されている。こうして、鮎川に密着するようにほぼ連続して、643基の古墳が存在していたのである。

これらのうち、白石古墳群は、少なくとも鮎川の水系を支配し、その流域全体の首長であった豪族の墓として捉えることができよう。それに対して、緑塗古墳群、西平井古墳群、東平井古墳群などの、小円墳を主体として構成されている群集墳は、その支配下にあるそれぞれの地域の集団によって營まれたものであろう。しかしながら、その中においても緑塗古墳群は、他の2群と比べ、相対的に墳丘規模が上回る点、さらに前方後円墳を有する点で、若干異なった様相を見せる。その最たるものは、前述したように、鮎川中流域最大規模の、しかも前方後円墳である『綜覽』411号古墳であり、またそれに隣接する410号、412号古墳も含めて、この地域において相対的に優位にあった築造者に関わるものであると言えよう。

最後に、これらの古墳の築造年代について触れてみたい。『綜覽』412号古墳については、鉄直刀の均等両面中細茎という型式的分類や、外部施設、内部主体などの状況によって、7世紀代のものと位置付けることができ、他の2基も、総合的な判断から、おそらく7世紀代の築造であろうと思われる。ただし、それ以上の細分は、決め手となる材料に乏しいため困難である。また、古墳群造営の期間としては、東平井古墳群が1980（昭和55）年度調査によって6世紀後半から8世紀にかかる頃までという年代観を与えられており、緑塗古墳群の形成も、これと時期を同じくするものと思われる。

本稿を草するにあたり、その全般にわたって御世話になった右島和夫氏や、鉄直刀・鍔のX線写真撮影を行っていただいた北爪健二氏をはじめ、下記の方々に種々の御教示と御助言をいただいた。また、遺物の所有者である斎藤輝次・敏子御夫妻には、資料の借用や調査について快諾をいただきとともに、多くの御配慮をいただいた。文末ながら感謝の意を表します。

相京建史 大江正行 小林敏夫 德江秀夫 松村和男 依田治雄

(五十音順。敬称は略させていただいた。)

主な参考文献

- 群馬県 「上毛古墳綜覽」 1938
後藤守一 相川龍雄 「多野郡平井村白石宿荷山古墳」 群馬県史蹟名勝天然記念物調査報告第3編 1936
梅沢重昭ほか 「東平井古墳群」 群馬県教育委員会 1981
多野藤岡地方誌編集委員会 「多野藤岡地方誌・続編」 1976
臼杵 勲 「古墳時代の鉄刀について」 『日本古代文化研究』 初刊号 1984

平安時代の煮沸土器について

——土釜とは何か——

三浦京子・黒沢はるみ

1 はじめに

平安時代の土器様相は、多くの研究によって大体のイメージは描けるようになってきた。しかし、各器種についての詳細な考察はなされていない。筆者らは、各器種毎にその型式組列を確立したいと考えている。そこでまず、煮沸土器の出土量の多さと、土師器壺・羽釜・土釜というような各系譜の形態差が明瞭である点に着目し、これを端緒として各々の型式を考えることにした。その中でも、今回は土釜と呼ばれているものを対象とし、この分類を行い、どのような問題があるかを明らかにした上で、土釜を観察する際の視点を示しておきたい。

2 煮沸土器について

平安時代の県内の煮沸土器を概観して見ると、いわゆる武藏型の壺と呼ばれている土師器の壺が前代から統いて主体を占めている。この壺は前後の煮沸土器と比べて非常にバラエティーが少く、一貫性のある土器である。古墳時代後期の多様な壺の中から、どのように出現していくかは、まだ不明な点があるが、7世紀代には確実に存在しており、殆ど地域差が見られず形態・胎土とも良く類似している。また、その成・整形の特徴として、内面胴部の中位よりやや下にのみ、粘土帯をつないだ大きな段差があること、外面胴部の整形が上位は左横方向の箇削り、中位は斜め左上への箇削り、下位は下方への箇削りと各時期を通して一定であり、10世紀後半と考えられる書上上原之城遺跡28住-6、賀茂遺跡37住-38（図1）の土師器壺まで一貫してこの特徴が見られるのである。このように土師器壺には、その出現から消滅まで非常に強い統制が感じられる。しかし、10世紀を前後する時期は煮沸土器の変換期であり、羽釜が出現すると、土師器壺の出土量はかなり減少し始め、10世紀を通して存在するのは利根川東の地域に限られる。羽釜はこの壺と違い非常に形態・法量にバラエティーが多く、一概に形態変遷が捉られず、系列の異なるもののが多々あるように思われる。また、胎土も多数識別でき、生産地の多様さが窺われる。土釜も同様であり、羽釜との関係など不明な点が多い。ともあれ、この時期の羽釜・土釜だけでなく、他のロクロを使用し、羽釜と類似した胎土で作られた器種、例えば壺・長頸壺・短頸壺・鉢なども加えて考慮する必要があるだろう。このような煮沸土器だけの比較でも大きな差があることが指摘でき、その背景や生産体制の違いなど、なんらかの示唆を与えていくものと考えられる。現状で土師器の生産や、平安時代後期の土師器とも須恵器とも言えないような段階の土器生産は、その場所や規模、その生産に従事する人間についても全く分かっていない。また、煮沸土器自体の使用のされ方や形態差、法量上の使い分けがあるのかなど不明な点が多い。本稿は、これらの問題を研究していく上で、基礎的な資料を作っていく作業としての第一歩としたい。

3 土蓋の呼称について

土蓋という名称は、畿内において韓窯に組み合う土製の蓋を指し、羽釜・鶴釜とも呼ばれているもののことである。畿内では、畿内の土蓋と呼ばれるような口縁部下に鶴の巡るものを羽釜と称している。そして、土蓋は平安時代後期に現れる胸部を粗く削ったような、口径の大きいどっしりしたタイプの一群を漠然と指しているようである。この呼称は、井上唯雄氏が「群馬県下の歴史時代の土器」⁽⁴⁾の中で使用したのが初見である。氏はこの論稿の中で、器種の消長、器形・技法の変化から奈良時代を2類型、平安時代を4類型に分け、編年している。VI類に土蓋の出現を挙げ、その特徴として、「胎土に繩を含み、頭部のしまりが僅かに認められる短い外反する口縁、大きい平底に特徴がある。特に底部は小縫の上に粘土をおいて成形したごとく、全面に縫の突き刺されたものがある。輪積みによる凸凹が体部内面に残る。羽釜に対して「土蓋」と呼称する。」⁽⁵⁾とあり、VI類にはおよそ11世紀初頭から11世紀中葉ごろまでの年代観が与えられている。その後、中沢悟氏が清里陣場遺跡の「出土土器の分類と編年」⁽⁶⁾の中で土蓋について若干触れている。氏は土蓋を土師器の延長上に捉えてはいるが、羽釜と同じ胎土・整形・焼成である点を指摘し、一部では羽釜と土蓋が同じ工人の手により、製作され焼成されているものもある、という可能性を示唆した。また、坂口一氏と三浦が中尾遺跡の「奈良・平安時代の土器の編年」⁽⁷⁾を著した際に、土蓋は胎土が羽釜に近似し、ロクロ整形のものもあることから、土師器の系譜で出現するものではないと指摘している。以降資料は増加しているが、土蓋に対する充分な検討は行われず呼称されており、現状では同じものを指して土師器甕、土蓋と双方使われている。本稿では、土蓋という名称を使用するが、これは、前代からの土師器甕との混同を避けたい為である。土蓋の成立については不明瞭だが、成・整形などの違いから土師器甕からの系譜では捉えられないと考えている。形態・胎土にはかなりバラエティーがあり、胎土で見ると中には羽釜と類似しているものもある。いわば土師器か須恵器かも不明なところがあり、その種別を問わずに土蓋という名称だけで、背景の不確かなところも表現できるので、土蓋と呼称しておきたい。その内容については以下に検討する。



1. 国分寺中間地域 H56住(?) 2. 芳賀東部田地遺跡群 I H286住(8) 3. 堀東遺跡 8住(9) 4. 貝茂遺跡 37住

■供する土器から1→4の変化が考えられる。器高はほぼ26cm前後と変化が見られないが、書上原之城遺跡28住-6のように稀に23cmと低いものがある。整形の特徴は一貫しており、変化は口縁部の形態に求められる。1は前段階の崩れた「コの字」状と形態は似るが、非常に厚手になる。2は「コの字」の雲氷気はあるが外反し、口唇部に一条の沈線が巡る。3は口縁部が短くなり、直立気味で同じく口唇部に一条の沈線が巡る。4は頸部の縫まりが弱く口縁部は短くやや開く。器内は全体的に5mm前後と厚手である。

図1 10世紀代の土師器甕

0 10cm

4 土釜以前の煮沸土器の様相

土釜を研究するにあたって、当然のことながら、その出現期を探ってみたのだが、かなり混沌としている。いわゆる土釜が盛行するのは、11世紀代であるが、その前段階としての煮沸土器はどうであろう。圧倒的に羽釜の出土量が多いのだが、それに供伴して何種類かの甕が見られる。図2にその例を載せてあるが、書上上原之城遺跡8住-9・12の甕は、胎土は羽釜に近く、口縁部から頸部がロクロ整形、胴部は縱方向の窓割りであり同住居の10・11の土師器甕とは異質なものである。また、11住-18の甕は、胎土は土師器甕に似ているが、形態は異なり、整形も胴部は削りの上を不明瞭な方向の撫でであり、同住居の土師器甕との違いは明らかである。これらの甕は他に出土例があまり無いが、26住-9のようなロクロ整形の甕は類例も多い。図3は、ロクロ整形の甕を集めたものであるが、左側の1列が10世紀前半、右側3列が10世紀後半と考えられる。北原遺跡80住の甕のように細長いタイプと、中尾遺跡C-49住のよう口縁部の広いタイプとが見られる。その多くは羽釜と胎土が類似している。実見したなかで、三ツ木遺跡86住・書上上原之城遺跡26住のものは、同住居の羽釜と胎土が似ている。大久保A遺跡II区131住のものは供伴する羽釜とは似ていないが、他住居には類似するものもある。中尾遺跡C-49住は羽釜を伴わないが、他住居の羽釜には類似する胎土がある。また、鳥羽遺跡I区68住は実見していないが、観察表に羽釜の胎土と類似するとある。これら、限られた資料ではあるが、ロクロ整形の甕は羽釜と同じ胎土で作られている可能性がある。(勿論、全ての羽釜・土釜が同じ胎土であると言うのではなく、何種類かの胎土が存在する。)さらに、整形を見ると胴部上半がロクロで丁寧に撫でられ、

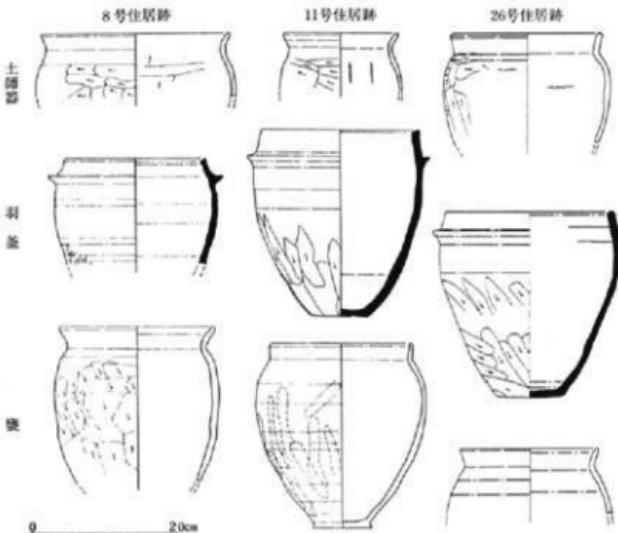
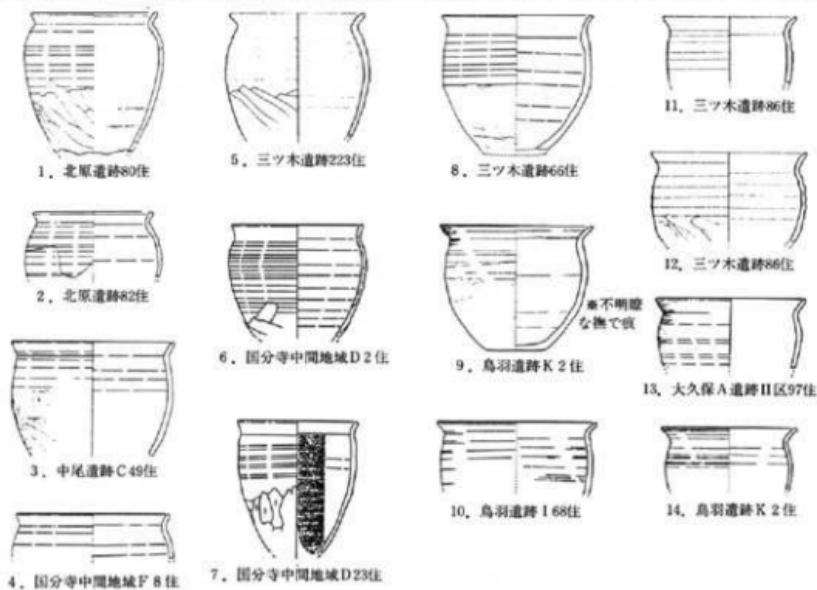


図2 書上上原之城遺跡出土の土師器甕・羽釜・甕

下半部が窓割りによって整えられる点が羽釜と共通している。ロクロ整形の甕と羽釜は胎土・整形に共通点があり、同一の生産主体によって生まれ出された可能性があることを指しておきたい。その他、図4に載せたように羽釜と類似する胎土でロクロを使用して作られた器種があるが、これらを含めて還元焰で焼成されな

くなった段階の須恵器を見直す必要があろう。また図5にある鳥羽遺跡I区20住・村主遺跡17・³⁹31住出土のロクロ整形の甕は、それぞれ長野県で北信系と呼ばれる甕に器形が類似しており他地



東砂底以外の底部で撫でているのか全く無調整なのか判断しかねるものが多い。撫での方向が僅かに見えるものもあるが幅を持たせて不明瞭な撫で底とした。

図3 ロクロ整形の甕



図4 ロクロ整形の他器種

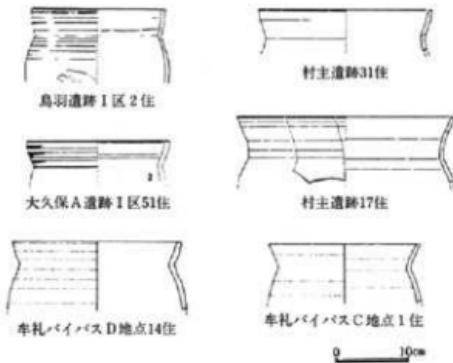


図 5 北信系の縹

5 土蓋の分類

土蓋は形態・法量ともバラエティーに富んでいるがその様相は漠然としており、従来の土器器縹のように明示されているとは言えない。そこでどのような形態を示すものか明確に判別できるようにと考え、分類を試みた。まず、器形の持つ特徴によって A・B・C・D の 4 類に分け、法量によって口径・最大径が 30cm 前後のものを大形 (I)、25cm 前後のものを中形 (II)、22cm 前後のものを小形 (III) とした。しかし、底部まで残存するものはあまり多いとは言えず、一応完形に近いものを参考に、器形・器高等を予測して行ったので、細部には不安が残る。しかし、この点は今後の資料の増加に伴い解決してゆくと思われ、更に細分化できる可能性もある。

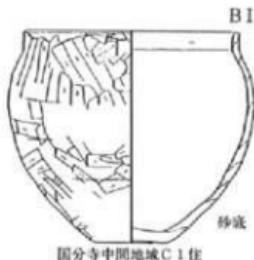
A 類 最も類例が多く、土蓋の主流を成す形態と言える。胸部に持つ最大径よりも器高が大きく、頭部にやや縮まりを持ち胴部へやや張りを持って続き底部にかけて縮まり、土蓋の中では比較的すっきりした器形と言えよう。しかし、この中でもそれぞれの持つ特徴によって、幾つかに分けられる。右図の荒砥五反田遺跡 8 住出土のものは、頭部の縮まりが弱く口縁部がやや開きぎみで胴部はあまり張りを持たずに続き新保遺跡 20 住・三ッ木遺跡 79 住も同様な形態を示す。小形である荒砥上川久保遺跡 5 区 4 住・4 区 3 住などのものも口縁部がやや水平に開くが形態的には近似している。小角田前遺跡 41 住・三ッ木遺跡 100 住のものは、胴部にもつ最大径と器高がほとんど一致し、A 類の中ではやや異色である。この 2 例は口縁部の外反の度合はやや異なるものの、器形・整形技法とも良く似ている。口縁部横撫で、口唇部に削りを施し、胴部は内外面共縦撫で、胴部外面下部のみに横撫で、底部は不明瞭な撫でによって調整されている。荒砥上川久保遺跡 4 区 3 住のものは内外面共縦の範撫で、5 区 4 住のものは外面は縦の削り撫で、内面は横の範撫で、口唇部に削りを施すのは同様である。この他国分寺中間地域遺跡 H 区 61 住・草作遺跡 H-17 住・清里陣場遺跡 36 住などのものは胴部の張りが他に

域に系譜を持つ縹の影響も考えられる。以上、10世紀代の煮沸土器は羽釜を中心としているが、その中に少數のロクロ整形の縹が存在することが分かった。その他、ここに図示していないが、ロクロ整形の小形のもの (口径 10~12cm) もあり、それらは内面に炭化物が付着し、外面にススのつく例が多い。煮沸土器として、法量が数種類あり、何等かの使い分けがあったことが考えられる。



比べてやや強く、底部まで残存するものがないので断定はできないが次のB類との中間形態となる可能性もある。A II類で更に点線で区画した大久保A遺跡II 131住・117住・賀茂遺跡66住のものは、他と異なりロクロ使用の痕跡が明瞭で特に131住のものは内面にロクロ痕を鮮明に残している。この技法や共伴遺物からも他に先行すると思われる。

B類 胸部に有する最大径が器高よりも大きく、胸部が大きく張った球胸状を呈する。土釜と言うとこのタイプを思い浮かべがちだが以外に出土量は少なく、主流を成す形態とは言えないようである。この中でも胸部上位に最大径を持つものと、胸部の張りが中程まで続くものがある。国分寺中間地域遺跡H区^四61住のものは、口縁部横撫で、胸部は継方向の窪削りで底部付近のみ横削り、内面は上部のみ横に刷毛撫でを施し、底部は未調整である。同住居でA II類に入れたものもあるが、整形や胸部のふくらみ、口縁部のつくりは類似している。右図の国分寺中間地域C区1住のものは底部が土釜の特徴とされる砂底であるが、底部まで残存するものを実見した中では意外に少ないという印象を受けた。



C類 口縁部は大きく開き頸部に締まりをあまり有さず、胸部上半はほとんど張りを持たず直線的に続き、下半部にかけて締まりを持つ。口縁部に最大径を有するか、もしくは胸部の最大径とほとんど一致する。器高によって本宿・郷土遺跡G D 94住のよう長くなるものと、右図荒砥上川久保遺跡5区16住のように短く鉢状を呈すものがある。C II類の中で森・中I・中II遺跡3住と本宿・郷土遺跡MT 27住のものは良く似ており、地域的特色かと思われる。大久保A遺跡II区54住のものは、口径が小さいのに器高は大きくやや異質だが器形は良く似ている。右図の荒砥上川久保遺跡5区16住のものの整形技法は、胸部継撫で底部付近のみ横撫で、内面は横撫で、底部も撫で調整である。5区17住の小形のものは、胸部は底部まで不鮮明な継撫で、内面は横撫でで、底部は砂底である。小形類は器高が小さい為かやや胸部の張る傾向が見られる。



D類 張りを持った胸部から口唇部まで緩やかに内側するものである。図9の参考資料は、形態がD類に類似しているが、口縁部2カ所に半円形の把手を持つものである。長野・山梨県に類例が多くあり、それらとの関係も考慮する必要がある。

整形技法については多くのものに共通点が見られた。口縁部は横撫で、胸部外面は継方向の撫でに近い削りで底部付近のみ横方向、内面は継撫でに比べ横撫でが圧倒的である。特に胸部外面の整形は削りといつても個体によって砂粒の動きに差があり、器内を薄くする意識はなく、器面調整であるため砂粒は動くものの撫での意識が強いと思われる。土釜の特徴とされる砂底についても実見した中には少なく、底部のみの報告では砂底が多い。しかし、撫での底部の場合取り上げられる回数が少ないのでとの疑問もあり、双方の出土量の比較の必要性が感じられた。

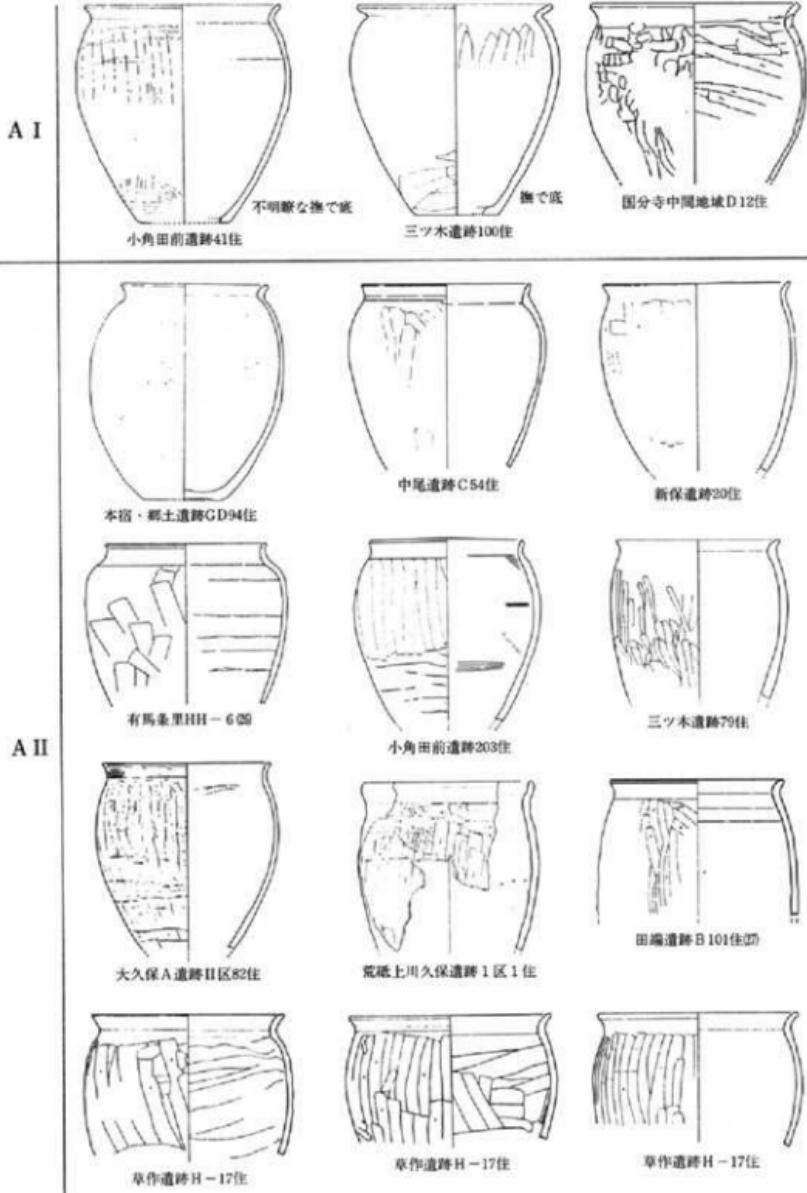


図6 土釜A類

0 20cm

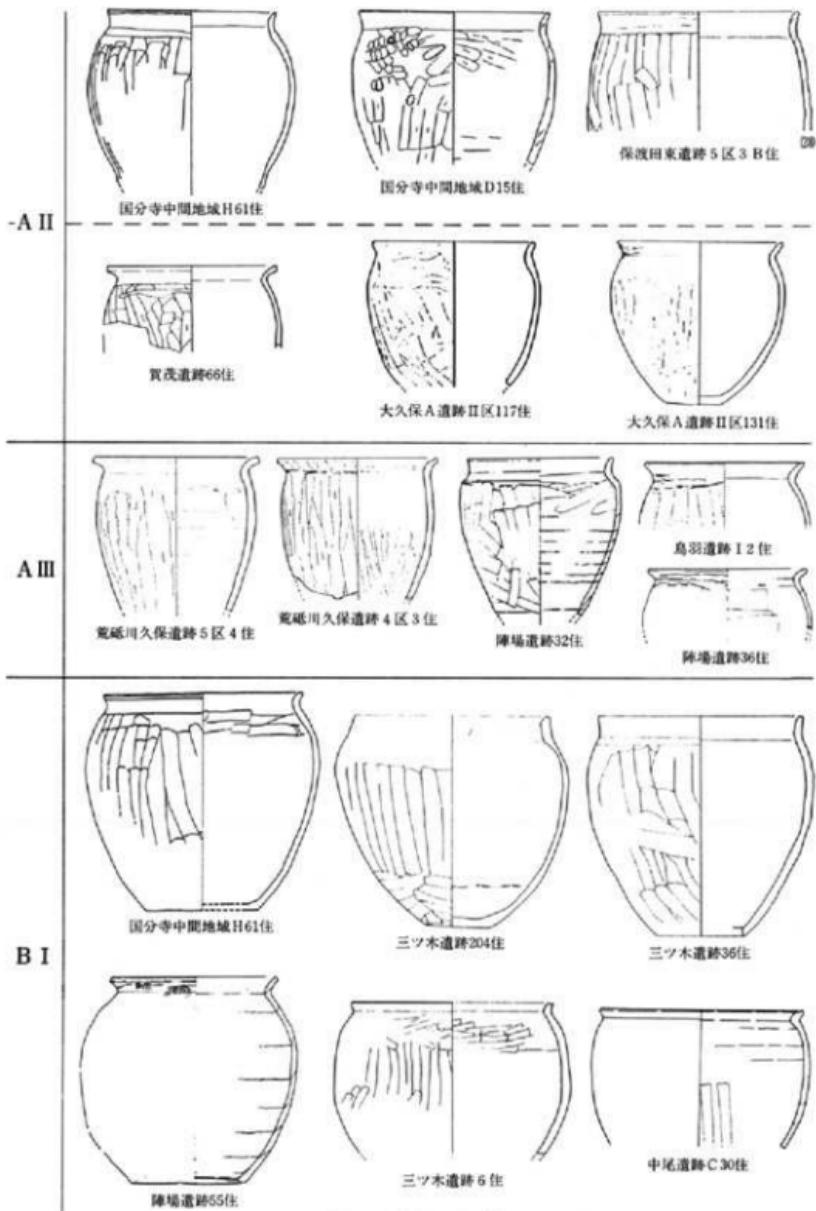


図7 土釜A・B類

0 20cm

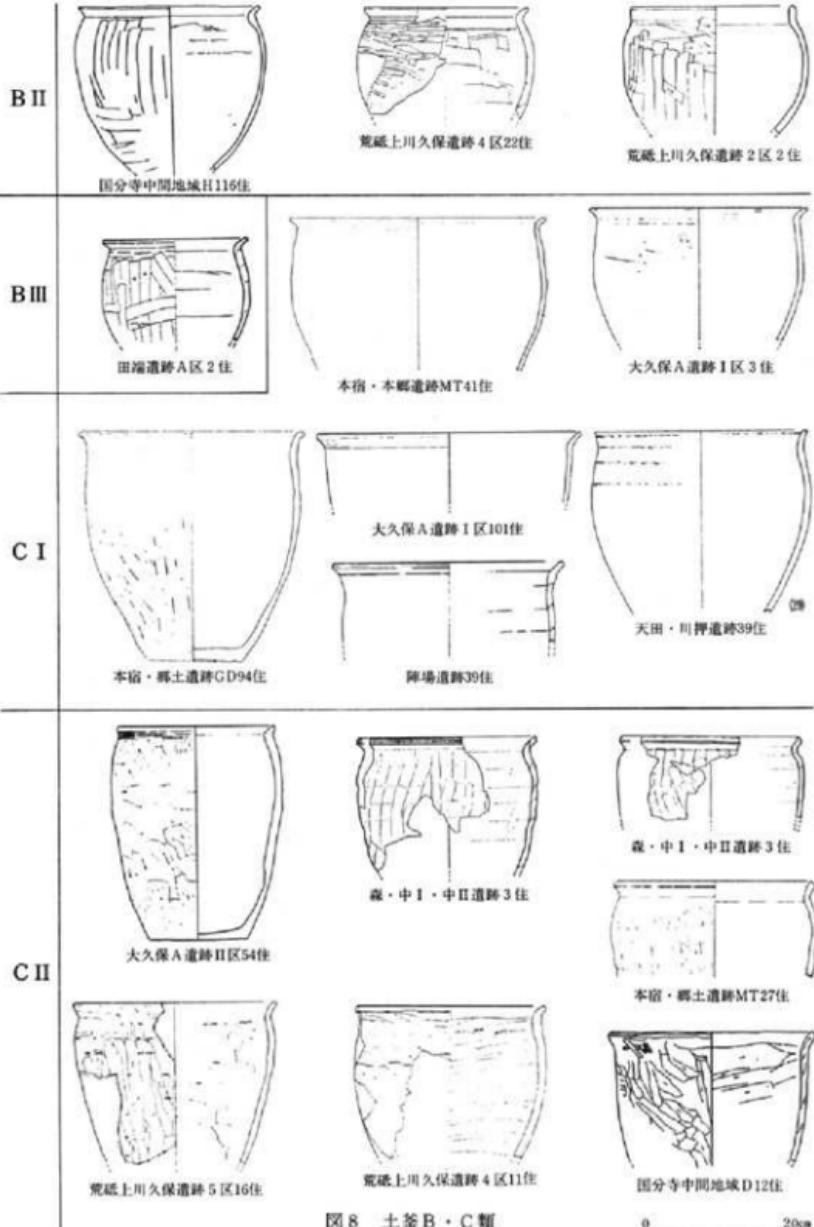


図8 土釜B・C類

— 57 —

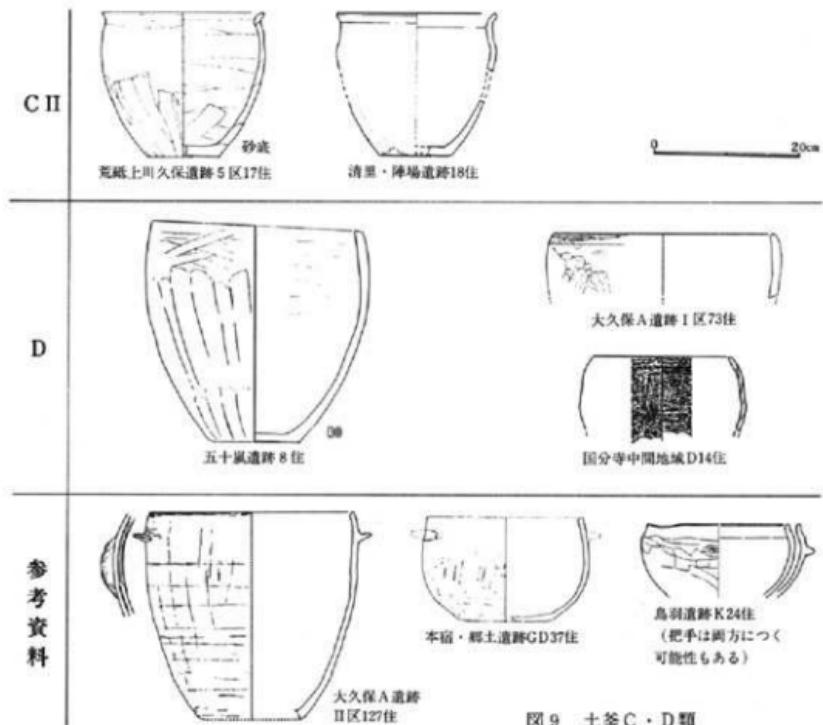


図9 土蓋C・D類

6 土蓋の様相と実年代

図10は土蓋に供伴する代表的な壺・椀類を、時期的な流れを意図して載せたものである。1は虎渓山1号窯式1段階(在地土器との平行関係を見るため、灰釉陶器の細分を行い、各窯式の旧・新を1・2段階とした。)、2は虎渓山1号窯式2段階、3は丸石2号窯式1段階に相当するが、4には灰釉陶器の供伴は殆ど見られない。さて、これらの時期であるが、県内には実年代が分かることはなく、古銭の供伴や火山灰によって推定している状況である。この図の5は鳥羽遺跡332土坑出土の皿で、浅間C輕石の堆積状態から降下期の天仁元年(1108年)よりやや遅る11世紀末の年代が与えられている。(しかし、他に弘安四年(1281年)説があり、土器が空白となる12世紀の問題を含め、古代末から中世の土師質土器皿の変化を検討する必要がある。)また、灰釉陶器の下限は1080年が考えられており、県内では丸石2号窯式の中でも新しい様相を示すものはなく、4は11世紀第3四半期、3は11世紀第2四半期が与えられ、1・2には11世紀を前後する時期が考えられる。

さて、土蓋の様相であるが、A類は1~4の供伴が見られる。その中の時期的な形態変化は

捉えにくいのだが、A類のような大形のものには1・2に伴うものは無く3・4との供伴が多い。また、1が伴うような段階のものは口縁部が正円形に近く、ロクロで丁寧に整形してあると言える。B類はA類の大形とともに新しい方に属し、中尾遺跡C-30住・国分寺中間地域H区61・116住などのように3・4と供伴する例が多い。C類も新しい方との供伴例が多く、本宿・郷戸遺跡MT41・G D94住・荒砥上川久保遺跡4区11・5区16住などは3と供伴している。D類は鐸を付けると全く同形態になる羽蓋があり五十嵐遺跡4住・中尾遺跡D-71・D-146住などに見られる。五十嵐遺跡8住の土釜は同4住と供伴する須恵器坏(図10-3)も同じ様相を示し、同時期と考えられる。

土釜の整形を観察するにつれて、羽蓋と共に通する要素が多くあることに気が付いた。まず10世紀代の羽蓋に関して言えば、殆どのものがロクロで丁寧に整形されていること。また、形態も国

分寺中間地域H区22住にあるような底部に向かってすぼまる細身のものがあること。これはロクロ甕(図3-1・7など)にも共通している。そして、時代が下るに従ってロクロ整形の部分が少くなり、削り撫での整形部分が増え胴部はすべて削り撫でのようなものか、不明瞭な撫でになること、内面の整形もロクロ整形から雑な箆撫でになり、土釜の整形も良く呼応している。法量に関しても最大幅が30cm近い大形のものが11世紀を過ぎると出現して来ることも、羽蓋・土釜同様である。このように羽蓋と土釜は共通点が多く、同じ生産集団によって作られたと考えられる。また、11世紀代に特徴的な土蓋だが、その系譜は図3のロクロ甕から変化してきた可能性が高い。羽蓋がロクロ整形から削り撫での整形に変わるように土蓋も変わるわけだが、羽蓋は鐸という特徴があるため器種の同定が容易だが、土蓋には形態上の一貫性がなく変化が大き過ぎるため系譜が捉え難いのではないだろうか。

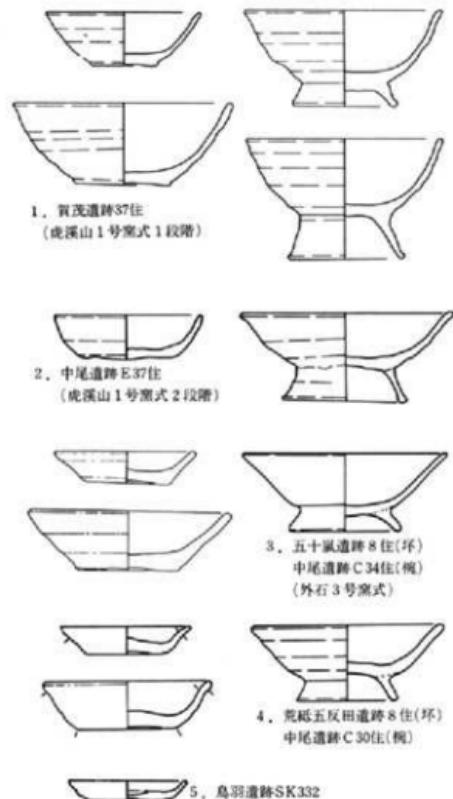


図10 代表的な坏・椀の形態変遷(1:4)

7 ま と め

以上、土釜を中心として煮沸土器を見てきたが、形態・胎土のバラエティーが最大の問題である。また、ロクロ整形から撫でに変わって行く過程や系列の相違も検討しなければならない。胎土の観察には共通の認識が必要とされるところだが、少なくともひとつの遺跡の中で何種類ぐらいの胎土があるか、形態と胎土との関係、異なる器種の間に胎土の共通するものがどのくらいあるか整理しておく必要があろう。羽釜生産を中心とする中に、土釜や壺・甕・鉢などの器種が位置付けられると考えているが、今後さらに、羽釜・土釜の比較分類を行い検討していきたい。

最後に、本稿を草するにあたり、資料の実見に際しては吉岡村教育委員会の滝野巧氏に便宜を計らって戴いた。また、坂口一・桜岡正信・木津博明・外山政子氏には多くの御教示を受け、図版の作成には真下悦子氏の手を煩わせた。ここに記して感謝の意を表する次第である。

注

- (1) 福田健司氏が提唱したもので、この時点では分布範囲は不明瞭であり、今後分布の中心によっては名称の変わる可能性も示唆している。「シンボジウム盤状坏—奈良時代土器の様相」東洋大学未来考古学研究会・相武古代研究会 1981年
- (2) 「書上下吉祥寺遺跡・書上原之城遺跡・上植木谷町田遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988年
- (3) 「賀茂遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1984年
- (4) 井上唯雄「群馬県下の歴史時代の土器」「群馬県史研究」第8号 群馬県史編さん委員会 1978年
- (5) 中沢悟「出土土器の分類と編年」「清里陣跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1981年
- (6) 坂口一・三浦京子「奈良・平安時代の土器の編年」「群馬県史研究」第24号 群馬県史編さん委員会 1986年
- (7) 「上野国分僧寺・尼寺中間地域(2)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1987年
- (8) 「芳賀盆地遺跡群」第1巻 前橋市教育委員会 1984年
- (9) 「堤東遺跡」群馬県教育委員会 1985年
- (10) 「北原遺跡」群馬県群馬町教育委員会 1986年
- (11) 「中尾遺跡(遺物篇)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1984年
- (12) 「三ツ木遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1984年
- (13) 「大久保A遺跡・七日市遺跡・櫛沢古墳・女郎遺跡」吉岡村教育委員会 1986年
- (14) 「鳥羽遺跡G・H・I区」1986年「鳥羽遺跡I・J・K区」1988年(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- (15) 「大原II遺跡・村主遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986年
- (16) 「浅川屈状地遺跡群—牛乳バイパスB・C・D地点—」長野市教育委員会 1986年
- (17) 「荒畠五反田遺跡」群馬県教育委員会 1978年
- (18) 「新保遺跡III・蛭沼遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988年
- (19) 「荒畠上川久保遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1982年
- (20) 「小角田前遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985年
- (21) 「上野国分僧寺・尼寺中間地域(3)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団において、木津博明氏が現在整理中の資料を使わせて戴いた。1988年刊行予定。
- (22) 「草作遺跡」前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1985年
- (23) 「上野国分僧寺・尼寺中間地域(3)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団において現在、桜岡正信氏と黒沢が整理中である。1988年刊行予定。
- (24) 「本宿・鶴戸遺跡」富岡市教育委員会 1981年
- (25) 「森・中・中II遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1983年
- (26) 「有馬条理遺跡(沖田地区)」渋川市教育委員会 1983年
- (27) 「田端遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988年
- (28) 「深波田東遺跡」群馬町教育委員会 1986年
- (29) 「天田・川押遺跡」高崎市教育委員会 1983年
- (30) 「大塚遺跡群・五十嵐遺跡」群馬県吾妻郡中之条町教育委員会 1985年
- (31) 三浦京子「群馬県における平安時代後期の土器様相—灰釉陶器を中心にして—」「群馬の考古学」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988年
- (32) 錦賀貢子「浅間山噴出のB輕石降下年代について」参加「シンポジウム古代末期～中世における在地系土器の諸問題」神奈川考古21号 神奈川考古同人会 1986年

東山道・あづま道を中心とする 道路遺構の考古学的特徴

——上野地方の陸上交通史序論——

坂 井 隆

I はじめに

人間の生活には、必ず移動がある。複数の移動が重なった時に交通路が成立する。人間の歴史には交通路は必然的に存在し、交通路の確認によって歴史はより正確に解明されうる。

物質文化はもとより精神文化も交通路より伝播し、またそれが歴史形成の重要な側面であるため、歴史現象は交通として現れると言える。内陸部では、特に河川の水路交通を除けば道路が基本的な交通路である。そのため道路を見ることで歴史を広く把握することができる。

そのような認識のもと、本稿では主に東山道からあづま道の変化過程が交通史の中でどのように理解できるかを考えて、上野地方での交通路研究の枠組みを提示したい。

II 埋蔵遺構としての道路

(1) 道路の種類

道路には、不特定多数の人間が往復し複数の日常生活空間の場をつなげるような幹線道と、單一の生活空間内で特定の人間のみが主に利用する小径がある。それぞれの性格の相違は、構造や立地の差として現れる。(本稿では基本的に幹線道を中心に紹介する)

(2) 平面的特徴

幹線道は遠隔の主要目的地をつなぐため、長い視点での方向性(路線)が指向・計画される。そして川や山などの通行の容易でない箇所では渡河点や峠の選定が重要な意味を持つ。さらに路面を保守するための側溝が設置される。往来が頻繁であるほど路面の硬化度は強まり、豊穴住居の床面よりもはるかに硬くなる。

そのため、遺構としては一定の幅の硬化面もしくは平坦面(路面)や溝(側溝)の延長として現れる。補修が繰り返されると路面は複数になる。

小径は、ただ近距離の特定の目標間を結ぶ狭い単純な硬化面もしくは平坦面として現れる。

実際の発掘調査においては、以上のような特性のため路面を検出することは容易ではなく、幹線道が平行して走る二本の溝としてのみ現れることが多い。

(3) 層位的特徴

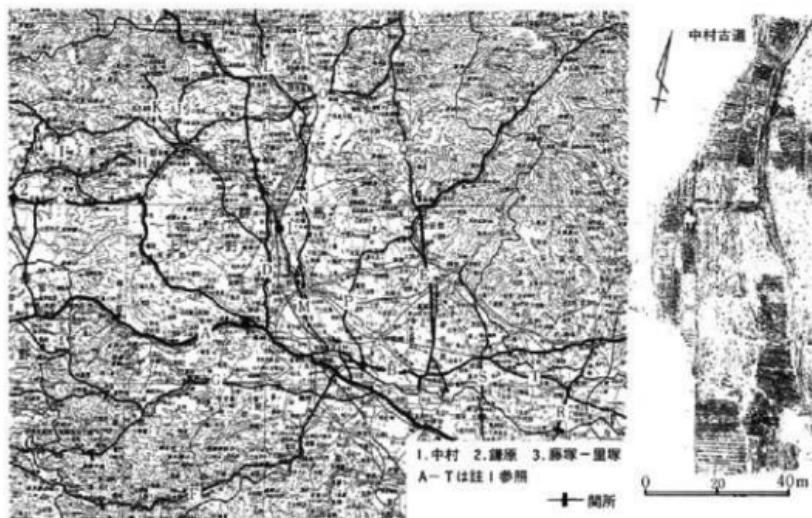
硬化面は、他の部分の土と異なって凝縮されている。また平坦面は、当然ながら水平に上面が連続している。そのため路面の断面は薄く硬い水平層として現れる。通行路面は、他の同時代の生活面に比べ沈降している。

しかし、そのような状態であるため、両側溝を持つ幹線道を除いて確認が難しい。また複数の補修が相当な期間に継続される場合は、平面的には路面と補修面との識別が簡単ではないが、層位的な観察によってそれは可能となる。

III 各時代の道路遺構

(1) 近世の道路

上野地方は、近世には五街道の一つである中仙道そしてこれに準じる日光例幣使街道が通っていた。さらに信濃北部との信州街道、越後との三国街道、足尾銅山からのあかがね街道が主要な幹線として宿場を備えた道になっていた。(第1図)



第1図 近世上野の幹線道と中村遺跡古道

幹線道で、発掘調査で路面が検出されたのは、渋川市の中村遺跡⁽²⁾での佐渡奉行街道だけである。(第2図) この遺跡の調査では、天明3(1783)年の浅間山大爆発での深さ4mの泥流に埋められた耕作地を検出することに伴って、大豆畠の中を緩くうねって延びる道路が姿を現した。川原石の石垣で周縁を丁寧に補強するか側溝を持ち敷石舗装を部分的に施した道路が3本発見されているが、その内で内幅1.5~2.5mで110mに渡って検出され基本的に南北方向に延びるA区III 1号道が、佐渡奉行街道である可能性が高い。

厚い泥流でパックされた状態で、団らすも周辺の景観と共に最も良い状態で幹線道が使用時ほどそのままに再び日の光を浴びた。この幅の中で中央の50cmほどが硬いことや路傍の立木の状態も明らかになっている。

このように全国の近世考古学の中でも重要な位置をしめる中村遺跡だが、道路の検出状態もほとんど不可能に近いほど最上のものであった。ただ残念ながら道路そのものに対する関心がそれほど集中して調査されなかったためか、この道路の起源がどれくらいの時期になるのかという点は、語られていない。

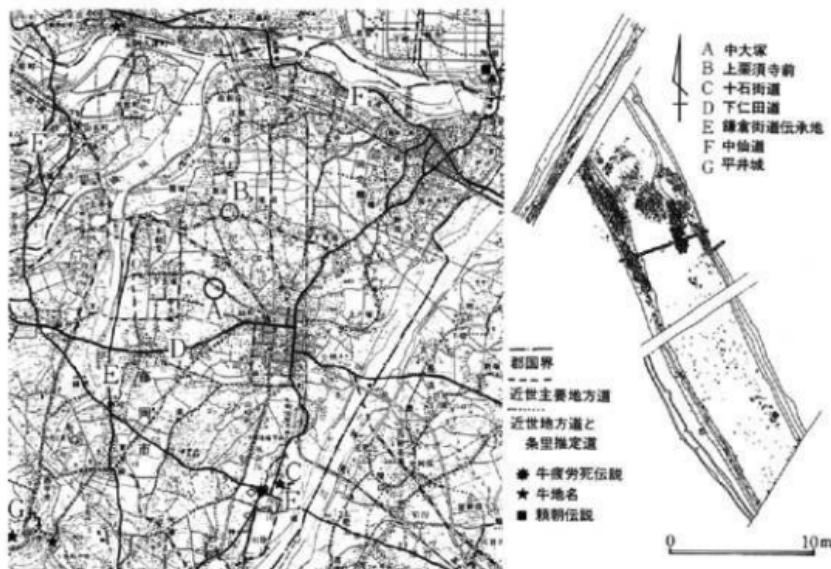
同じ天明の浅間の爆発で埋まり日本のポンペイとして有名になった吾妻郡嬬恋村の**鎌原遺跡**⁽³⁾は、信州街道の宿場町である。ここでの1979年以来の数回の発掘調査は、天明の宿場町の生活の一部を明らかにしてくれたが、街道そのものはまだ検出されていない。

中山道の一里塚と沿道の町並みの調査が高崎市の藤塚一里塚遺跡で行われている。この調査はまだ継続中のため詳しい状況はまだ不明だが、富士塚化した石垣積みの一里塚や宿場以外の沿道の家並の状態など極めて興味深い問題を提示している。⁽⁴⁾

(2) 中世の道路

中世の幹線道の調査は、後述する本論のテーマにとって前橋市の今井道上遺跡⁽⁵⁾で確認されたあづま道(第3図)の状況が最も良い資料となっている。ここではあづま道伝承の現市道から5m離れる浅間B軽石灰層を当初の路面とする内幅2.5mほどの中世の路線と市道の真下に重なる幅2m前後の近世の路線との二筋が検出された。中世の路線は深い側溝を伴っており、かつこの側溝が辻に位置する屋敷の境界になって路線そのものが屋敷を中心に外反していた。ところが近世の路線は、この屋敷内を横切って全体に直線の路線に変わっている。





第3図 中大坂遺跡古道とその周辺

この状況は、下層の在地武士層と推定される屋敷居住者があづま道の作道にこの約百m弱の区間においては影響力を及ぼしたことを物語っている。また浅間B軽石層の下では、同様の幹線道が検出されなかったことは、あづま道と東山道の関係を整理する上で大きな意味を持っている。

この時期の幹線道では、もちろん鎌倉街道の実態が問題になる。北群馬郡吉岡村の大久保A⁽⁷⁾遺跡では鎌倉街道の伝承地で道路が検出されている。ここで見られたのは幅1~1.5mで側溝を持たない緩く弧を描く路面であった。これはあづま道と比べあまりに貧弱であり、村落間の連絡小径と考えた方が良いだろう。これに対し、そのような伝承も無いところで発見された藤岡市の中大塚遺跡⁽⁸⁾の道路遺構は、内幅4mで両側溝を持ち路面全体に川原石の舗装がなされていた。(第4図)構造的には幹線道そのものである。路線は、近くの関東管領山内上杉氏の居城平井城には向かっておらず、武藏の児玉郡方向から観音山丘陵方向を目指している。これは使用時期が、山内上杉氏が平井城を本拠とする15世紀前半以前であることを示しているのだろう。

この時期の道路遺構として上野にも大きな意味を持っているのは栃木県国分寺町の下古館⁽⁹⁾遺跡を縦断する「ウシミチ」と呼ばれていた幹線である。この遺跡は、この幹線を中心に細長い長方形形状に環濠で囲まれた市場・関所・宿場・門前町の各機能を兼ね備えた町である。「ウシミチ」があづま道までつながる可能性も含めて十分注意を要する。

内幅1.5mほどの側溝を持つ地方道は、藤岡市の白石大御堂遺跡の寺院に接する道、前橋市の二之宮宮東遺跡の居館堀に沿う道、そして新田郡新田町上江田の東田遺跡の屋敷廻りの道がある。

(3) 古代の道路

幹線道では、推定上野国府である前橋市元総社町の南西に延びる推定東山道の直線路がある。高崎市と群馬郡群馬町で1979年以来計6地点の調査で確認されている、内幅4~5mで両側溝を持つこの道路遺構の問題は重要である。(第5図 詳細は後述)また同様に1982年以来佐波郡境町と新田町の3地点以上の調査で確認された8世紀の寺院もしくは官衙である十三宝塚跡の北側に続く直線路の牛堀道の性格も注目すべきものである。(第6図 同前)

それ以外の幹線道は、高崎市大八木町雨壺跡のプレ三国街道がある。近世の三国街道には接して発見されたこの道は、両側溝を持つ内幅2mほどのものである。使用時期は少なくとも9世紀後半から12世紀前半の間は確実であり、近世の三国街道につながることを考えれば中世全般での利用の継続も想定できる。

この時代の幹線道の実態を良く示しているのが、最近栃木県那須郡南那須町で発見された鴻之山古道である。内幅約6mで両側溝を持つこの道の最大の特徴は、自然地形を無視して比高差20mほどの丘陵を低地から登っていくことである。低地には盛り土がなされ丘陵は切り通し状に削られている。この道は直線の郡界直下にあり、9世紀前半を含む時代の使用とされている。ここに見られる不必要に広い幅や地形を無視する直線性こそが、この時代の幹線道の特徴であろう。

(4) 古代以前道路

上野地方内部では、上信国境の入山峠を除いてこの時代の幹線道の確認はまだなされていない。信濃ではプレ東山道の路線が、律令制東山道とは異なる峠の祭祀遺構をつないだラインとして想定されている。特に東信地方での蓼科山の大門峠から入山峠までの間、兩境峠・瓜生坂と続く古墳時代の峠の祭祀は、それぞれ次の目的地までの方向変換をする眺望の良い場所であり、この「祭祀」とは通行方向の基準を示す意味が大きかったと思われる。

この路線を、単に畿内政権の東国支配の道である東山道そのものの前段階としてのみ理解するのは、正しくないだろう。入山峠で出土した古墳時代前期の石田川式土器の成立したのは尾張地方であり、東日本内陆部での東西文化と人の移動路と考えるべきである。さらに新潟県糸魚川地方からのヒスイ製造身具や長野市大室からの高勾麗系積石塚葬制の伝播路などを見れば、日本海に至るルートの存在は十分古墳時代において考えうる。

すでにはるかに旧石器時代や縄文時代から信濃和田峠の黒曜石のルートや糸魚川ヒスイルートは確立していたのであり、そこには、確實に人が動いた道があったはずである。そしてそれは律令期以後の幹線道に比べればかなり自然発生的な道であるからこそ、直接確認が可能なのは峠のような場所での信仰の跡ということになるのだろう。

IV あづま道の歴史的性格と東山道研究の展望

(1) 東山道研究の方法論

東山道についての研究は、他の地域と同じように歴史地理学からの接近が最も説得力をもって

開始された。このうち最大の影響力を及ぼしたのは、金坂清則氏の古代の幹線道は直線路であるとの仮説に基づいた平野部の路線想定である。^③特に現在の行政区界で高崎市と群馬郡群馬町及び伊勢崎市と佐波郡赤堀町の間に見られる直線とその延長上に残る小径を東山道と推定した。

この金坂氏の推定直線路西部のほぼ下から1978年の高崎市浜川町の寺ノ内遺跡の調査以来6ヶ所で道路遺構が検出されてきたが、東山道を8世紀段階の所産と考えるならそれを積極的に証明することは、これらの調査ではできず、むしろその時期の道路はここではなかったとするのが、現在までの調査の結論となる。

施設の調査は、国府・国分寺・駅家のようものは律令制幹線道と直接接続する可能性が最も高い。しかしそれ以外の郡衙や寺院が必ず接するという必然性は語りえない。また文字資料の検出がない限り駅家とすることには慎重でなければならない。さらにある遺跡と別の遺跡が官衙もしくは駅家と推定されるから両者を結ぶものが幹線道であるとの考えを避け、幹線道を側溝と硬化面を持つ道路遺構の存在もしくは古道として歴史地理的に復元しうるものに限定しなければ、研究上の混乱はさらに拡大してしまう。

筆者は、路線がかなり確実な近世の幹線道との相違状況より中世以前の幹線道を抽出し、そこに路線としての古代的特徴を持ち基本的に東西方向を指向するものを搜すことにより、東山道の路線を考えたい。

(2) あづま道の歴史的性格

あづま道は、近世の後期に富岡正忠が東山道として指摘した高崎市西部から太田市北部を走って足利市にいたる道筋である。木暮仁一・須田茂両氏による最近の研究をもとに伝説などを付け加えた路線は、次のようなものである。(第2・5図 下線は富岡正忠の記載)

| | |
|------|---|
| 高崎市 | 小堀、大八木、正願寺(橋名)、中尾、日高 |
| 前橋市 | 古市(橋名)、江田(橋名)、吉相木、安政/宗甫分、紅葉分(義家)、市之坪(小字)、六井(義経)、天川原(小字)、 <u>天川</u> (小字)、天川大島(道標)、上大島(小字)、野中、上長磯、女屋(牛)、今井(橋名)、二之宮(義経)、飯土井(小字)、(橋名) |
| 赤堀町 | 下触(小字/牛/義経)、五日生(牛/義経)、堀下(小字) |
| 伊勢崎市 | 悲志江(牛)、上植木(小字/義経)、下植木(小字/義経) |
| 東村 | 上田(道標)、田部井(橋名/義経)、園定(義経) |
| 藤原本町 | 大原本町(道標/絵図)、笠懸原(絵図)、山ノ神(絵図) |
| 太田市 | 成塚、丸山(文書) |

これらの中で、最も古い確実な資料は、寛文11(1671)年の「笠懸野御新田絵図」のものである。つまりあづま道は、17世紀中葉以前に存在していた。

前述の今井道上遺跡での調査成果より、あづま道は浅間山の大爆発による降灰で完全に壊滅した幹線交通路を復興させるために在地武士団権力の連合により作られた幹線道であると思われる。今井道上と同様の状況は、天川の二子山古墳の西側に接する居館の北への迂回にも見られる。

一方西側では、推定東山道の直線路は浅間B軽石の降下の以前の少なくとも9世紀後半以後14世紀頃までの継続的な利用が、原則的に認められる。また群馬町の熊野堂遺跡での義経道との伝承や高崎市の寺ノ内遺跡で居館に接することなど、むしろこの西部での直線路はあづま道の一部あ

るいは別路線と考えた方が良いと思われる。

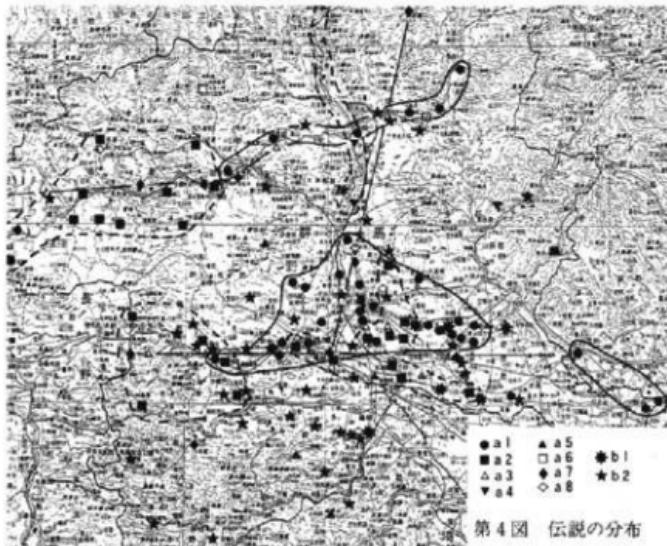
ともかく使用時の呼称は別にして、あづま道は古代律令制の東山道とは明瞭に区別しなければならない中世の東西交通幹線路として認識する必要がある。

(3) あづま道と武人通行及びウシ伝説

すでに多く指摘されているように、あづま道には特徴的な伝説が残っている。18世紀中葉の「上植木元文書上巻」には、伊勢崎市北部のあづま道伝説が集中的に記されている。その根幹は次のような単純なものである。

源義経が奥州へ落ち延びる時に乗っていた牛が疲れて、最後には死んで石になった。

これを次の二つの話に分けて、群馬県内の伝説の分布を考えてみたい。(第4図)



第4図 伝説の分布

a 武人通行・墓

- a1 義経群 (義経・弁慶・静御前・常盤御前・伊勢三郎) イ真田道・会津街道沿い 口中・西毛北部 (高崎・伊勢崎以北) ハ東毛
- a2 朝倉群 (義朝・北条政子・梶原景時) イ百妻郡西部 ロ妙義山北東麓 ハ中毛北部 ニ中毛南部 (烏・利根川沿い)
- a3 八幡太郎群 (義家・頼義) 中毛 (義経口・頼朝ニと重なる)
- a4 安倍貞任群 (貞任・宗任) 利根川上流域
- a5 猪門群 利根川中流右岸に散在
- a6 田村麻呂群 真田道・会津街道沿い (義経イとほぼ重なる) 平野部散在
- a7 ヤマトタケル群 イ真田道沿い ロ武尊山信仰ルート ハ入山時信仰ルート
- a8 その他 (木曾義仲・北条時頼など)

これらの分布状態を見ると安倍貞任群と將門そしてヤマトタケルのロ以外は基本的に東西方向の指向性が強く、鍋川・神流川流域は分布が希薄であり、利根・吾妻地方の東西線と南部平野での二等辺三角形状の分布が中心である。特に義経にその傾向が大きい。またヤマトタケルは直線的な信仰ルートとして特異な分布である。(イも四阿山信仰ルートと関係があるか)

b ウシ

b1 牛が死ぬ 南部平野地域に7例が確認できる。このうち4例は、死んだ牛と共に来たのは僧侶(内3例は長楽寺開山栄朝)であり、残りは武人(義経・頼朝・義仲夫人)である。僧侶の基本形が、各地域の縁の深い人物に変わっていくという変化であろう。

なぜ牛は死ぬのか。本当の意味は不明だが、単に通行の困難を物語ると言うより、貴人の通行そのものを強調すると言うことであろうか。藤岡南部の牛田例は、唯一主人公の義仲夫人葵御前が追手に子供もろとも惨殺されると言う悲劇が付け加えられている。

b2 ウシの付く地名 圖に示したような少なくとも42例が群馬県内でとりあえず確認できる。甘楽・多野郡に集中的な分布が見られ、その多くは吾妻郡高山村の牛糞清水のように動物の牛と直接の関係を想定しにくいものが多く、あづま道が「牛道」と呼ばれたことや、高崎市倉賀野町の「牛街道」あるいは栃木県国分寺町の下古館遺跡の中央道路が「ウシミチ」と言われていたことなどを考えれば、これらの「ウシ」は主要な幹線道そのものと密接な関係があると思われる。ウシ地名の分布は、何故か鳥・鍋・神流川流域に濃い。

以上まとめれば、義経を中心とする武人通行伝説は基本的に上野地方の東西方向の移動路を示しており、ウシの疲労死伝説は幹線道であることを示唆しているものと思われる。

(4) 東山道研究の現在の問題点

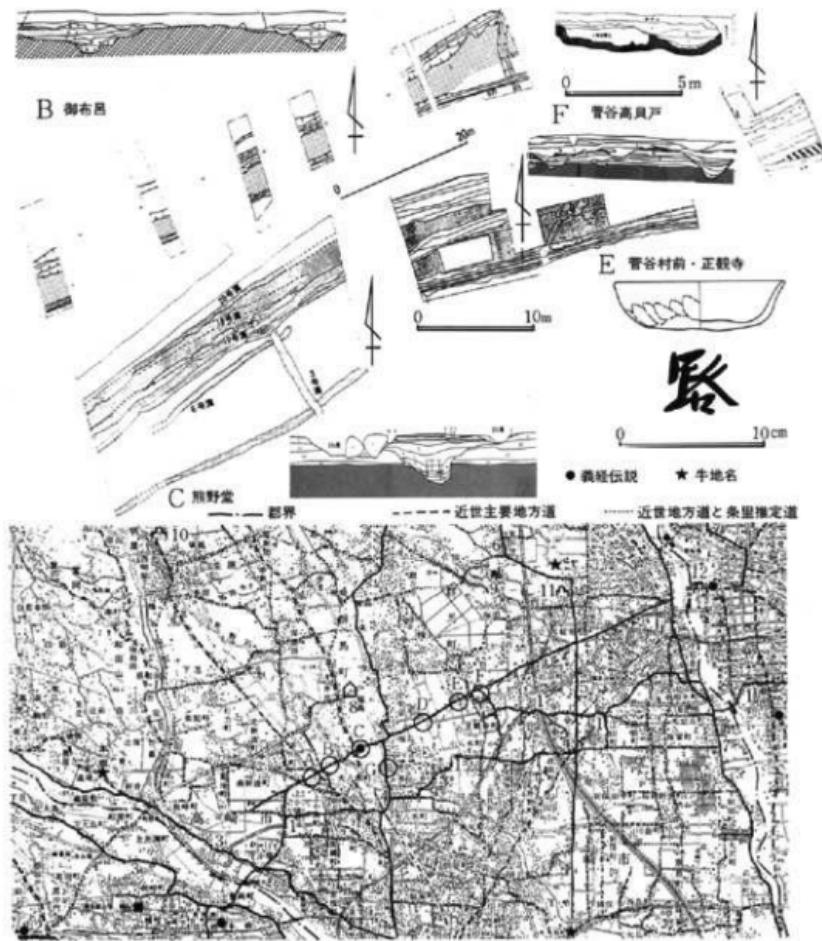
① 国府周辺の路線(第5図)

これまで東日本で路面が検出された律令期幹線道の稀有の例として位置付けられてきた群馬町南部・高崎市北西部の直線路への評価をここで修正せざるを得なくなっている。現在の事実は次のようなものである。

- 路線はあくまで直線的である。この直線は、明治10年代の地図では上野国府推定地の前橋市元總社町で止まらず、少なくとも現利根川の右岸近くまで続いている。
- 両側溝を持ち、内幅は5~6mである。
- 9世紀前半以前の使用・作道を証拠付ける積極的な資料がない。(菅谷高貝戸)
- 「路」字墨書の土師器を出土した9世紀前半の集落が沿道にある。(菅谷村前)
- 元總社が8世紀の上野国府である確実な証拠はない。

これら的情報から考えうる可能性は、いくつかの異なったものになる。

- 8世紀の最初の路面と側溝は調査範囲外に隠れている。(菅谷高貝戸)
- 8世紀の幹線道は、全く別の場所を通っている。
- 上野国府の当時のものは元總社町にはない。



第5図 国府周辺の直線路

A寺之内 B御布呂 C熊野堂 D福島飛地 E菅谷村前・正般寺 F菅谷高見戸 G雨塗
1あづま道 2中仙道 3信州街道 4三国街道 5国府道 6鎌倉街道伝承地 7佐渡奉行街道 8三ツ寺居館 9国分寺 10輪城 11葦海城 12犀橋城

エ 「路」字墨書は、群馬駅家と関係がある。(菅谷村前)

オ 直線路は元總社国府より以前に作られた。

カ 直線路は元總社国府より以後に作られた。

A アウエオを同時に満たすには、上野国府の最初の位置を利根川の対岸のかつての犀橋城の周辺に考えざるをえない。ただし犀橋の地名と群馬駅家の関係は薄くなる。⁽²⁹⁾

B イウオを同時に満たすには、8世紀の国府の位置は全く別の場所を搜さねばならない。

C アエカを同時に満たすには、直線路がなぜ延びるのかの説明が難しい。エは共立しえない。
A が最も魅力的な考えだが、いずれにしても元總社の国府推定地そのものの今後の調査成果を得たねば、まだこれらの明確な答えは決定しにくい。

② 牛堀道の可能性（第6図）

牛堀道は、境町上測名・同矢ノ原・新田町市宿廻りと調査が続いて直線路としての全貌を現しつつある。現段階での事実は、次の要点になる。

- ア 上測名・矢ノ原では粕川に至る直線状の用水路と平行する溝として検出。両者の内幅は約8m前後。8世紀の築造で9世紀には北側の用水路のみ機能。硬化部分は未確認。
- イ 上測名では、南側の溝は寺院もしくは官衙推定の十三宝塚遺跡の北限の溝に相当。
- ウ 市宿廻りでは、硬化路面を検出。側溝は不鮮明。
- エ 3地点を東に延長すると太田市金山丘陵北側の鞍部に到達。この鞍部は、入山峠の真東に位置し、そこにヤマトタケル伝説地が並ぶ。（第4図）
- オ 3地点を西に延長すると荒船山・内山峠北側の志賀越えに到達。
- カ オ線と平行な線が約3km南に見られ、この線は金山山西端の独立丘陵八幡山から上矢島付近の新田郡と佐々木郡・五料付近の那波郡と武藏国との境界線を通って内山峠に到達。
- キ これらの線の走行は、条里とは一致しない。



第6図 牛堀道と周辺の古道

A牛堀 B矢ノ原 C市宿廻り D十三宝塚 E入谷 F上栗須寺前 G中大宰 H長樂寺 I金山城 J中仙道 2日光側使街道
3あかがね街道 4古戸病生道 5十石街道 6鍵堂街道伝承地 7佐渡奉行街道 8日光裏街道 9八幡山

まだ確定的なことは言い得ないが、この牛堀の線が幹線道である可能性は大きく、十三宝塚遺跡の性格も重要な意味を持つと思われる。また南側の平行線も幹線道であるかもしれない。今後の調査研究に待たねばならない点は多いが、幹線道の上信国境通過地としての志賀越えや内山峠の重要性の検討や、8世紀国府の位置も含めて従来の考えとは全く異なる幹線道の経路を想定しうる要素がここにある。

この点で、栃木県鴻野山古道が自然地形を無視するかのように直線的に丘陵を登っていく状態を考えれば、これらの直線状の牛堀道を想定することは決して不自然なことではない。また現在調査中の藤岡市の上栗須寺前遺跡の古道と南側平行線が近接することも示唆的である。

(5) あづま道と東山道の現状での理解

① プレ東山道 プレ東山道とは、入山岬や信州での各峠の祭祀遺跡に見られるような山岳信仰と密接に結び付いた東日本内陸部をめぐる人と物の流れの道である。律令制東山道のような西からの支配のためのみの道ではなく、信州を経て日本海につながる路線や下野から太平洋に至るルートも存在しただろう。直線的な山岳信仰ルートとして残っている。

② 東山道 西日本政権の中枢とその東日本内陸部での支配拠点を短距離で結ぶ路線を選んで、最新の東アジアの技術を用いて作道されたのが東山道である。この道は、内幅5~10m近くの不必要に広い道幅を持ち基本的に側溝が備えられ、多少の地形の変化を無視してひたすら直線的に築かれた。9世紀中葉頃にこの東山道は、あるいは国府の移転も考えられるような律令支配体制の変動の中で、大きな路線変更をしたことが伺われる。

③ あづま道 律令制東山道は、律令制の動搖(平将門の乱など)によって補修体制が崩れ、ついには浅間山爆発後の復興は、各地に割据する在地豪族層(武士団)がそれぞれの利害を大きく反映しながら行った。これが、あづま道である。同じ近畿地方と東北地方をつなぐ幹線道ながら、あづま道は各地豪族の居館を巡る階段状の経路になっている。近畿と東北をつなぐ交通路の存在価値が薄れた中世後期以降は、地方道としての役割しか残らなくなる。

中世前期の幹線道としての記憶が中世後期の義経伝説の流布と相まって、近世中期までにはこの道に沿って今日に残るような義経伝説が拡大されたのであろう。

以上、端的に言えば、東山道は中央からの政治の道であり、あづま道は地方からの文化の道と考えるのが、現状での両者の理解となると思われる。

V おわりに——群馬県地域の交通路研究の進展に向けて

すでに冒頭で述べてきたように、交通路研究の意味は極めて大きい。そして最近ようやく進んできた道路そのものの検出は、従来の推定と大きく異なった新しい事実を投げかけている。

ただ発掘調査による確認は技術的な難度を伴っているため、熟達した調査経験と小字名・地割り^{地図}そして伝承などを中心とした歴史地理学などの方面からの検討も必要である。

また基本的に遺物を伴わず、幹線道の場合数世紀以上の長期間の使用が想定される遺構のため、一つの道についても複数の調査成果の平均が事実に近づく性格を持っている。目的地や作道基準の山などの目標を捜すことが、作道時の目的を明らかにする上で大きな意味がある。

今後も小範囲の調査でも広い視野での研究が望まれる。

本稿執筆中に小森哲也氏のご好意で鴻野山古道を見学できたことに感謝いたします。

(本稿は、当事業団昭和62年度職員自主研究活動の成果の一部である。)

註 1 その他の地方道も含めた幹線道は、次のようなものがある。(第1圖)

| | | | | | | | |
|-----|---------|----------|----------|---------|----------|---------|-----------|
| 名 称 | A 中仙道 | B 光岡寄使街道 | C 優州街道 | D 三國街道 | E あかがね街道 | F 十石街道 | G 下仁田道 |
| 目的地 | 江戸—京 | 倉賀野—今市 | 高崎—善光寺 | 高崎—新潟 | 平塚/前島—足尾 | 新町—佐久 | 本庄—岩村田/追分 |
| 経 路 | 高崎/安中 | 玉村/太田 | 大戸/綿原 | 沢川/猪ケ京 | 黒保根/大間々 | 藤岡/万場 | 吉井/高岡 |
| 間 所 | 綿水 | 五料 | 大戸/狩宿/大里 | 圭ヶ橋/猪ケ京 | | 白 井 | 延沢/藤井 |
| 名 称 | H 沼田真田道 | I 草津道 | J 三国裏街道 | K 四万道 | L 清水岬越往還 | M 佐渡行駅道 | N 沼田街道 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|----------|-------|
| 目的地 | 沼一上田 | 朝・中之条 | 喜ヶ橋一須川 | 中之条一四万 | 沼田一六日町 | 長岡一本庄/御宿 | 前橋一沼田 |
| 経路 | 中之条・長野原 | 沢渡・宿宿 | 中之条 | | 後閑川・上 | 總社/玉村 | 米野/森下 |
| 開所 | | 宿宿 | | | 湯檜曾 | 長島/青森/大桑 | |
| 名称 | O金津街道 | P日光裏街道 | Q根利道 | R日光裏街道 | S古戸柄生道 | T古河道 | |
| 目的地 | 細田一合浦若松 | 五料一神海 | 大原/神海 | 忍一佐野 | 桐生一熊谷 | 大田一古河 | |
| 経路 | 越本/尾瀬 | 駒形/大胡 | 根利 | 館林 | 丸山/太田 | 館林/板倉 | |
| 開所 | 戸倉 | | 川俣 | | | | |

群馬県教委：『歴史の道調査報告書』第1～17集1979～83による。大間々駄状地を直線的に走るあかがね街道及びその旧道の河岸街道は、大間々の芦山神社及び足尾の御陵丸山を作道の視察基点としたと思われる。また古戸柄生道の太田から熊谷までの直線路は、明らかに太田金山が基点である。これは太田南部の条里の方向にも近い。中仙道の倉賀野・御幣使街道の玉村と太田周辺、また下仁田道と十石街道が交差する藤岡の市街も条里に規制されて形成されている。

- 1 池田市教委：『中村遺跡』1986
- 2 浅間山麓埋蔵文化財調査会：『嬬恋村・日本のポンペイ』東京新聞出版社 1980 及び嬬恋村教委『鎌原遺跡』1981
- 3 群馬県埋蔵文化財調査事業団（以下群理文）：『一ノ里塚遺跡現地説明会資料』1988
- 4 その他近世の村落内の小径では佐波郡赤堀町の五目牛山組遺跡、そして前橋市の二之宮宮東遺跡で程度と共に確認されている。群理文：『年報4』1985 同『年報6』1987
- 5 群理文：『年報7』1988
- 6 吉岡村教委：『大久保A遺跡 七日市遺跡 鬼沢古墳 女塚遺跡』1986
- 7 群理文：『中大塚遺跡』1989
- 8 路面上からは北宋銭が一枚出土しており、遺構の使用時期をある程度物語っている。
- 9 板木県文化振興事業団：『自治医科大学周辺地区 昭和62年度埋蔵文化財発掘調査概報』1988
- 10 群理文：『年報6』1987 同：『年報7』1988 新田町教委：『東田遺跡』1987
- 11 高崎市教委：『寺内内遺跡』1979 同：『矢島道路・御井口遺跡』1979 同：『正觀寺遺跡群IV』1982 群馬町教委：『菅谷遺跡』1980 同：『推定東山道』1987 群理文：『熊野堂遺跡』1984
- 12 初当佐位都衛と推定されていたが、現在は寺院や他の性格が指摘されている。十三宝塚遺跡調査団：『十三宝塚遺跡第6次発掘調査報告書』1981など
- 13 板久保純：『坂町「牛廻」遺跡について』『群馬文化』203 1985 塙町教委：『牛廻・矢ノ原遺跡』編集中 調査中の新田町の市宿耐久遺跡については同町教委小宮氏のご教示による
- 14 群理文：『熊野堂遺跡第3田地区兩廻遺跡』1984、坂井 雅：『三国街道と古代の道』『上州』132 あさきを社 1985
- 15 同様の内幅3mで両側構を持つ道が前橋市二之宮町の宮川遺跡で、また今井道上遺跡のあづま道の下からは9世紀前半頃の聚落内の区画を想定できる道も見られた。能登 健：『宮川遺跡』『昭和58年度埋蔵文化財取扱研修会資料』（研修会資料）群馬県教委1983 または推定国府から南下する国府道が想定されている。高崎市教委：『日高遺跡III』1981など
- 16 『下野新聞』1989年1月23日及び板木県文化振興事業団中山晋氏ご教示。ショーグン道と呼ばれ八幡太郎伝説がある。
- 17 なお村落内の小径としては、ほとんど唯一の例として北群馬郡多子持村の黒井峰・西組遺跡で櫛山の火山灰下で確認されたものがあり、その意味で今回遺跡の重要性は増している。「紀元6世紀ごろの村」『週刊朝日』1987年4月号
- 18 経井沢町教委：『入山駅』1983 桐原 健：『東山道と峠の祭祀』『研修会資料』群馬県教委 1983など
- 19 金坂清則：『上野國』『古代日本の交通路II』大明堂1978
- 20 須田 茂：『新田町村田の入谷遺跡を「駅家の公算が高い」としている。新田町教委：『入谷遺跡III』1987 最近碓氷郡松井田町の原跡跡で8世紀の官衙風建物が発見されている。東山道坂本駅との見方もあるが、可能性としては碓氷郡衙がより高い。と見学で筆者は感じた。
- 21 木暮仁一・須田 茂：『上野国新田駅とその周辺の東山道について』『研究ノート』『群馬県史研究』19 1984
- 22 群理文：『原立文書館遺跡』1984
- 23 これは、浅間の脚跡は当然西部の方が被害が大きかったはずであるが、にもかかわらずほとんど同じ路線で復興したということは、それだけ古代以来の権力が集っていたということだろうか。
- 24 群馬県文化事業振興会：『群馬県史料風土記編』1965 所収
- 25 『群馬県史料編27民俗3』1980及び群馬県文化事業振興会編：『上野国郡村誌』1～12 1977以降による
- 26 活字本『伊勢崎風土記』に「牛道」となっているが、「牛道」の誤記だろう。
- 27 文献上は、太田市牛沢は嘉慶2(1707)年、藤岡市牛田は康応1(1389)年に現在と同じに表記され、また佐波郡赤堀町の五目牛は文和2(1352)年に「貞馬石」と記されている。つまり「ウシ」表現は少なくとも12世紀中葉以前に存在し、「イシ」に近い発音でもあったと考えられる。また一遍聖絵には牛背に波を模んだ光景があり、運送手段の牛の意味もありうる。
- 28 上野国府の移転の可能性については、文献の研究からも指摘がなされている。岡口功一：『平安中期の上野国の一様相一群馬郡の分割をめぐる二つの史料』『群馬県史研究』25 1987。
- 29 この遺跡は現在調査中であるが、ほぼ東西方向に内幅5.5mで両側構を持つ。9世紀前半には側溝は埋設している。当事業団石塚久則主任のご教示による。今後この時期の幹線道として意味を持つ可能性がある。
- 30 律令期の道路とスグロ地名の分布は関係があるようであり、プレ東山道と諏訪信仰のミャガチ神と地名の分布の関係も興味深い問題である。

上野国総社神社主祭神の性格に関する一考察

川 原 嘉久治

I はじめに

古代における神の性格は、自然神の崇拜に加えて、記・紀神話に載る神々の特徴に因る、觀念神および、人格神の出現がある。そして、この中の人格神と並び掲げられる神として祖先神がみられる。祖先神はやがて、血縁共同体の氏神へと転化し、氏神は集落の共同体神となり、さらに鎮守神として祀られるようになってくる。

律令制政治機構下における神社は祭の中心であると共にまつりごとの掲り所となっていた。すなわち、日本の古代社会においては、政治と神社の祭を重ねる祭政一致の思想が形成され、民衆を支配するようになった。そのことは律令制国司の任務の筆頭に掲げられている『令』卷二、「職員令・第二」条の「掌・祠社」の令文によっても明らかである。しかし、平安時代の後期になると、律令制綱紀の退廃から、国司による国内主要神社巡拝の制度も形骸化され、国内の神社の統べてを一社に統合して奉祭する動きとなり、それにより成立したのが總社である。したがって總社は、諸国内で最も信仰が篤く、しかも崇髙な由緒・伝統を有し、且、國府に近い有力神を充当するか、或いは新たに一社を創建するなどの方法を用いて、總社への格付を行ったようだ。

總社成立の背景には、このような律令制政治作為が介存することは確実である。したがって、總社の鎮座地は國府所在地と密接な位置関係にあり、國府研究について大きな比重が置かれるのは当然であろう。それについては上野国においても例外ではなく、總社神社鎮座地が『倭名類聚鈔』(以下和名抄) 所載の上野國府跡地追究の中心的役割を果してきたのは周知のとおりであるが、いずれの研究も總社神社の主祭神の性格については副次的に扱われた場合が多く、合せて、總社成立に関する祭神についての根元的研究はまったく希少である。そのような研究現状は、國分寺及び國府をはじめ、鳥羽遺跡で神社跡と推定された祭祀様特殊建築造構、鍛冶工房址や、國府周辺で調査された遺跡、或いは周辺の古社の性格追究の根底にまでは至らないようにも思え、今後に憂慮される事態も考えられる。

本稿は、古代上野国における神社の趨勢を把握し、国内有力氏族層の信奉神の系譜を求め、それらを通じて總社神社主祭神の性格検討を目的とする。検討に用いる史料は、『上野国神名帳』(国帳)、『延喜式』(官帳)、『日本後紀』、『新鈔格勅符抄』、『三代実録』、『上野国交替実録帳』(『九條家本延喜式紙背』)、『神道集』、『群馬県神社明細帳』、『群馬県神社輿覽』など、古代～近世史料を根幹に置いたが、文中の神社名称・祭神名に使用の文字は、すべて原典に準じた。したがって、同一神社・同一祭神の場合でも異なる文字の使用がある。

II 上野國の古社

上野國の古社として史料上の初出は、「日本後紀」延暦十五年（796）8月の記事にみえる「上野國山田郡賀茂神、美和神、那波郡火雷神」の記録である。これに少し後れる「新鈔格勅符抄」大同元年（806）には「上野國拔鉢神」の記載もみられるが、本稿をすすめるのについては、「延喜式」所載の古社から目を通した、「延喜式」延長五年（927）には

上野國 十二座大三座 小九座
片岡郡一座 小祝神社。甘樂郡二座大一座 貫前神社 大神、宇佐神社。群馬郡三座大二座 伊香保
神社 大、極名神社、甲波宿祢神社。勢多郡一座 大 赤城神社。山田郡二座大二座 賀茂神社、美和
神社。那波郡二座大 火雷神社、俊文神社。佐位郡一座 小大國神社。

(2)
の12座が、上野国内の諸郡下に鎮座していることを記載している(図一1参照)。また、「上野國交替実録帳」(「九条家本延喜式紙背」)記載神(神社名のみ抜き)には、「碓氷郡 獣十二等 渡己曾(ママ)
神社。甘樂郡 「正一位」 獣十二等拔鉢大明神社、正三位宗岐明神社。勢多郡 正一位 赤城明(ママ)
神社。群馬郡 正一位伊香保明神社、正口位宿祢明神社、正口位若伊香保社、正口位椿條明神社。(ママ)
山田郡 正一位美和名神社。那波郡 正二位火雷明神社、正三位倭文明神社。新田郡 正六位
「春見」 「五カ六カ」 「諸川明」(ママ) 上札神大神社、正口位 上口口口神社。」の神社名称をみることができる。

さらに六国史には、延喜式神名帳記載神のいわゆる上野十二社を除くと、拔鉢神、波己曾神、小高神、若伊香保神、丹生神、稻裏神などの記載がみられ、「扶桑略記」第廿三裡書の延長十六年（916）正月にみられる貫前神と、「本朝統文類」卷第七施入状（平安時代末）に拔鉢社の記載があり若干ながら補填されるが、延喜式内社を除き特に注目するのは拔鉢神の名称である。拔鉢・
(3) 抜鉢の文字を併用される抜鉢神は「上野國神名帳」(總社神社所蔵本、以下總社本)は

(前略) 摂社 大明神之摂社外宮中十社相殿也
正一位拔鉢大明神。正一位赤城大明神。正一位伊香保大明神。正一位岩根大明神。正一位若伊
賀保大明神。正一位榛名大明神。正一位小祝大明神。從一位火雷大明神。從一位俊文大明神。
從一位浅間大明神。(後略)

などの諸社の中で筆頭鎮守神としてあり、記載順にて平安時代の社格の序列が窺はれる。さらに
(4) 南北朝時代の「神道集」卷三・第十六、(前略)「上野國九ヶ所大明神事」には、一宮拔鉢大明神、
二宮赤城大明神、三宮伊香保大明神、四宮宿祢大明神、五宮若伊香保大明神、六宮春名満行権現、
(5) 七宮澤宮小祝、八宮那波上宮火雷神、九宮那波下宮大明神を記載し、拔鉢神は一宮の格付をされ
ている。また、卷七・第三十七「上野國一宮事」にも、一宮拔鉢大明神、荒船明神、赤城大明神
などの神社名も記載されており、それは、いうまでもなく、一宮の呼称として、律令制國司政治
による祠社巡拝の慣例順序による最初の神社を指すものであって、当時の国内有力社の一つであ
ることには違いない。

上野國の現一宮は、古來、拔鉢神と貫前神による二社混同の経緯があり、その創建についても
(5) 安閑紀（6世紀）説と、白鳳紀（7世紀）説の二説があり、信仰氏族の系譜も異にするが、現貫

⁽⁶⁾
前神社には特殊神事として、鹿占神事や、神機織神事を伝えることなどから、渡来系氏族の崇敬形態を今日に伝えている。抜鉢神の名称は、物部氏系の崇拝神とする経津主命の影響がみられ、現主祭神を経津主命・比売大神とするところに、二神一社への転化過程が窺えるのである。現在、一の宮貫前神社の主祭神は、延喜式神名帳に載るところの、大和国山辺郡石上坐布都御魂神宮の祭神布都御魂の別称経津主命であるが、上野国總社神社においても経津主命を主祭神として奉祀しているのである。このように上野国的主要古社の中に異様に特出する抜鉢神（祭神・経津主命）は、祭神として重要な位置にあったのである。

III 上野国總社神社の主祭神をめぐって

各国の總社は、各国の有力社或いは、有力氏族崇拝の神社などを充当したといわれる。したがって、上野国においても当地における有力氏・社の存在が、直接總社成立の淵源に繋がるものであろう。

上野国總社神社の創建は、社伝によると崇神天皇四十八年三月とされているが、確な史料は残存しない。史料上にみえる總社神社の成立は、「上野國神名帳」（總社本）の奥書が永仁六年（1298）であるため、それ以前に遡ることは確実であろう。また、群馬郡東・西二郡をはじめ、上野国府周辺には有力氏族が囲むように存在しており、それら氏族の存在を考える時、總社成立に対する寄与と関与があったと考えられる。そうした地方史の背景は、總社神社主祭神の性格をもつてすれば、その類推もある程度は可能なはずである。

『上野國神名帳』（總社本）はその前書（冒頭文）に、

上野十四郡諸社神名帳

五百四十九社 勤 譜 故 当社 号 捷社大明神 是 当社之宝物也

●当国當所 鎮守當社 之神主十社

○有伝記 曰 捷社大明神 彼神 瞳也 云々 云々 彼神者經津主 神也 一ノ官旗
○難者 正筋筒男磐筒女神也 ○是レ 捷社 大明神之

△神代紀曰 菩提樹根裂 神之子○磐筒男磐筒女所生之子經津主神 云々

○是 则天神也 神代紀曰 天照 大神復遣 武甕槌神 及經津主 神先行 車除時 二

神 降 到出雲 云々 有傳記 是 降 云 南天 云々

有記 曰 二十八代安閑天王元年甲寅 三月十五日 抜鉢 大明神 与捷社大明神造立
有之其後元和三年丁巳迄一千四十四年也

（生歴）

兩部留合神道云

▲捷社大明神 与 抜鉢 明神 父子一脉分身 弥勒菩薩也 是 一宮 親也

捷社大明神 菩提筒男磐筒女神

（後文略）

と記され、一宮抜鉢大明神の親神とされる菩提筒男・菩提筒女神を祀り、總社としての格付がされていいる。さらに、本地垂迹による抜鉢神（実は貫前神）の本地仏弥勒菩薩についても、父子一脉分

身として記載することは、粉れもなく経津主命を主神に祀る表われであって、天正十四年(1586)「御正体弥勒菩薩」銘の懸仏が、總社神社主祭神の性格をより鮮明に示している。経津主命は、大和国石上神宮の祭神布都御魂の別称である。石上神宮は、「先代旧事本紀」卷第五・天孫本紀に、崇神天皇の時代に、物部氏の始祖伊香色雄命が氏神としたと説明されており、氏神の呼称初現として注目されるのである。経津主命は古来より物部氏系族が奉祀した神社として知られているのである。この石上神宮の祭神経津主命は、「上野國神名帳」(總社本)の前書きに記載されている武甕^{イカガシタノミコト}櫛^{ハラタケ}命と共に、記・紀神話に登場する神であるが、東國の鎮守として、また、東北夷征のために関東に配された神でもある。その関連で東国において重要な位置を占めるのが、下總国香取神宮と、常陸国鹿島神宮の存在である。香取神宮は経津主命を主神に祀り、武甕櫛^{イカガシタノミコト}命・天児屋根命・比売神を配祀している。この香取神宮の境内社に匝瑳神社があり、祭神に磐筒男命・磐筒女命が祀られ、また、同じ下總国匝瑳郡鎮座の延喜式内社老尾神社(古名匝瑳明神)は物部小事・磐筒男命・磐筒女命が合祀されており、その中に物部小事が含まれている点は東北夷征の戦功による表われと解釈されるが、本来は、磐筒男命・磐筒女命・経津主命の三神は物部小事らによって奉祭されていたものと考えられる。一方、鹿島神宮の主祭神は武甕櫛^{イカガシタノミコト}命(『旧事本紀』は石上布都大神)であることが通説とされ、香取神宮と共に勅祭の神社である。ここに係わる神宮寺の縁起は、和同四年(708)満願上人開基による真言の寺であるが、上野國總社神社にも共通する弥勒信仰の存在が推察され、特に注目される。

以上のように、経津主命を中心に、磐筒男命・磐筒女命を合せ祀る状況は常総地方においてもあり、上野國總社神社主祭神との共通性が考えられる。上野国の場合、總社神社を除く、国内主要神社と、磐筒男命・磐筒女命・経津主命などの奉祀関係を、「群馬県神社明細帳」、「群馬県神社誌観」の二誌を軸にして探ってみた。その結果、古代上野国において主要神社の一角を占めていた、いわゆる「古赤城神社」の中にその傾向のあることが確認できた。現存神社の中から古社に直結し得る旧社を洗い出す作業の中で注目されたのが、勢多郡富士見村大字赤城山頂字大洞沼尾鎮座の赤城神社である。赤城神は、上野国の古称上毛野國の国号を姓にする上毛野氏族の信奉した神とされる既説があり、『続日本紀』天平勝宝元年(749)条には、赤城神の信仰圏中の勢多郡に少領上毛野朝臣足人の名がみえ、信仰主体氏族名が知らされる。大洞の赤城神社は、「前橋風土記」に「第二十八代安閑天皇の時、磐筒男大神出現鎮座、是赤城神社也」とある。また、「赤城神社縁起書」(伊勢崎市宮前町赤城神社旧蔵)、「近戸神社由緒書」(勢多郡柏川村大字月田近戸神社)、「柏川村誌」などによると、大洞赤城神社の磐筒神を勧請したと伝え、「和漢三才図会」、「上野國誌」、「上毛風土記」の諸説にも「赤城磐筒神」の記載がみられる。さらに、勢多郡宮城村大字三夜沢字境内鎮座赤城神社「社家文書」元文三年(1739)の「奈良原家差出状」に、「上野國勢多郡三夜沢村赤城大明神^{人皇二十代}磐筒男命(後略)とあり、元文年間には三夜沢の赤城神社祭神を磐筒男命とする事実記載を残す。そうした史料の中でより具体的なのは、伊勢崎市宮前町の「赤城神社縁起書」には、赤城の神として男神を、児持の神として女神を祀ったとの記載があり、それはと

表一 箕箇男命・箕箇女命・經津主命を記する赤城神社・他（但し總社神社を除く）

| 祭神名 | | | | | 神社名 | 鎮座地 | 備考 |
|------|------|------|------|-------|------|--------------------|--------------|
| 磐筒男命 | 磐筒女命 | 經津主命 | 大己貴命 | 豊城入彦命 | | | |
| ○ | ○ | ○ | | ○ | 赤城神社 | 勢多郡富士見村大字赤城山頂字大洞沼端 | |
| ○ | | | | | 赤城神社 | 〃 宮城村大字三夜沢字境内 | 東宮の祭神 |
| ○ | ○ | ○ | | ○ | 近戸神社 | 〃 鮎川村大字月田字近戸 | 「近戸神社由緒書」 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 大胡神社 | 〃 大胡町字根小屋 | 旧近戸神社（合併神？） |
| ○ | | | | | 赤城神社 | 伊勢崎市宮前町下植木字宮前 | 「赤城神社縁起書」 |
| ○ | | | | | 八柱神社 | 〃 豊城町八寸字八坂 | |
| ○ | ○ | | ○ | ○ | 赤城神社 | 前橋市二之宮町字宮本 | 二之宮赤城神社 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 赤城神社 | 〃 紅雲町字龍海院西 | 大洞赤城神社の里宮 |
| ○ | ○ | ○ | | ○ | 赤城神社 | 〃 宮地町字梅天神 | |
| | | | ○ | ○ | 赤城神社 | 〃 前代田町字北曲輪 | 八幡宮（境末） |
| | | | ○ | ○ | 赤城神社 | 〃 山王町字田尻 | 日枝神社（境末） |
| ○ | ○ | | ○ | ○ | 赤城神社 | 太田市只上町字三ツ塚 | |
| ○ | ○ | | ○ | ○ | 熊野神社 | 〃 太田字堂目木 | |
| ○ | ○ | ○ | | ○ | 赤城神社 | 新田郡尾島町徳川字赤城 | |
| | | | ○ | ○ | 赤城神社 | 〃 新田町田字新林 | |
| | | | ○ | ○ | 赤城神社 | 〃 笠懸村大字山際字赤城社地 | |
| ○ | ○ | | ○ | ○ | 赤城神社 | 〃 尾島町世良田字東照宮 | 東照宮（境末） |
| ○ | ○ | | ○ | ○ | 赤城神社 | 〃 字八坂 | 八坂神社（境末） |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 赤城神社 | 佐波郡境町平塚字社宮司 | |
| | | | ○ | ○ | 赤城神社 | 〃 米間字新屋敷 | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 赤城神社 | 〃 出塚字瓶畫 | 飯靈神社（境末） |
| | | | ○ | ○ | 赤城神社 | 〃 玉村町越字神人 | 神明宮（境末） |
| | | | ○ | ○ | 赤城神社 | 〃 字宮前 | 飯玉神社（境末） |
| ○ | | | | | 子持神社 | 北群馬郡子持村大字中郷字子持 | 伊勢崎「赤城神社縁起書」 |
| ○ | ○ | ○ | | | 井堤神社 | 群馬郡群馬町井出字村内 | |
| ○ | | ○ | ○ | ○ | 赤城神社 | 安中市礪部町西上磯部字久保 | |
| ○ | | | | | 鬼石神社 | 多野郡鬼石町字宮本 | |

りも直さず赤城の男神は磐筒男神のことであり、児持の女神は磐筒女神にほかならないのである。(表一参考)

また、他国へ目を向けると、下野(栃木)、武藏(東京)などに祀られている赤城神社でも同様に磐筒神を祭神としている例がみられる。栃木県足利市には五社の赤城神社が鎮座しているが、その中の四社に磐筒神の名前がみられるし、東京牛込区赤城元町鎮座の赤城神社にも磐筒神の名がみえる。

さて、上野国内各地に数多く鎮座する赤城神社の祭神であるが、主祭神の主流は、大己貴命・豊城入彦命である。本稿は、總社神の性格を追究する一手段として、赤城神社の磐筒神の存在に注目したのであり、つぎに磐筒神と、経津主神の性格と系譜に触れ、若干の考察を行ないたい。

磐筒神と経津主神の関係は、『日本書紀』一書・第七に「軒遇突智を斬る時、その血激越きて、天八十河中に所在る五百箇磐石を染める。因りて化成る神を磐裂神と曰す。次に根裂神、児持筒男神。次に磐筒女神、児持筒主神」に神々相互の強い関係が求められる。『上野國神名帳』(總社本)の前書きは、この系譜を採用しているのである。磐筒男神・磐筒女神の解釈は、「色葉字類抄」の「長庚ユフツ、大白星同」をはじめとして、『古事記』の補注は「ツツは刀剣、ツツの借訓」と説き、『日本書紀・上』の頭注は「ツツは粒の古語、磐が割けて粒になって飛び散ることによる命名」などの諸解釈がある。また、『駿日本紀』卷五「述義一」は磐筒男神などを星神としているが要約すると、「磐裂神—歲星の精—木星。根裂神—熒惑の精—火星。磐筒男神—太白の精—金星。磐筒女神—辰星の精—水星。経津主神—鎮星の精—土星」となり、大和岩雄氏の説にしたがえば、「金は荒金、荒金の精は劍。劍にかかわる磐筒男神は金星」と補強され、金属に対する願望を叶える神格が窺え、その一方で、磐筒神の系譜とする経津主神であるが、経津主の「ツツ」は切れ味の鋭い劍を表現する言葉であるといわれるところから、磐筒神—経津主神の系譜は少なくとも武器に関することが明白である。

以上の内容をまとめれば、總社神社主祭神の磐筒男命・磐筒女命・経津主命は、武器・武具神すなわち、鉄器生産を司る性格を有することにほぼ誤りなく、さらに、これらの神を上野国府に祀るところにむしろ必然性があったのではなかろうか。

なお、磐裂神・根裂神は下野国(栃木)の星宮神(本地仏虚空蔵菩薩)で、開拓神・國造神の性格を持つといわれるが、『新撰姓氏録』「左京皇別下」の、(前略)下毛野朝臣、崇神天皇皇子豊城入彦命之後也。上毛野朝臣、下毛野朝臣同祖、豊城入彦命五世孫多奇波世君之後也。(後略)をもって類推すれば、下野国の磐裂神・根裂神と、上野国の磐筒神との関係も明瞭になり、つぎのように仮定で得るのであるが、大意をもってすれば、広義の赤城信仰と、國造神を豊城入彦命とする尾崎喜左雄氏の考え方と一致する。

下野国(下毛野国)——磐裂神——星宮神(本地仏・虚空蔵菩薩)——>豊城入彦命——國造神
上野国(上毛野国)——磐筒神——赤城神(本地仏・虚空蔵菩薩)

IV 「上野国神名帳」(総社本・一の宮本)記載神の考察(表-3)

前項までの史料の中には群馬郡下鎮座の神社が数多く記載されていた。すなわち、延喜式内社4社(12社)、「上野国交替実録帳」所載4社、「上野国神名帳」(総社本)所載鎮守神4社(10社)、同(一の宮本)3社(12社)、「神道集」所載神は9社中4社が群馬郡鎮座の神社であることなど、少なくとも中世初頭までの間におけるそれら有力社の存在は中央において確認されたわけであるが、表-2による「上野国神名帳」(総社本)

表-2 「上野国神名帳」記載神座数²⁰

| | 記名座数 | 余座数 | 計 |
|--------|------|------|------|
| 国内總鎮座数 | 241座 | 306座 | 546座 |
| 群馬東郡 | 57座 | 88座 | 145座 |
| 群馬西郡 | 65座 | 104座 | 169座 |

記載神座数の内訳をみても、上野国内總鎮座549座(546)中、群馬郡東・西二郡の合計鎮座数が314座となり、国内總鎮座数の過半数であることが涙然であるが、絶対量をもっての状況は、律令制国司政治による神社奉幣に伴ない、主要生産地域を支配下に擁した群馬郡下在地豪族の政治的、勢力的影響力の実態を反映する状況であるとみても、無理は生じないものと考えたい。

つぎに、「上野国神名帳」記載神社から、総社神社主祭神と有機的関係を成す性格と認められる神社及び、国府所在地群馬郡の在地豪族層の氏神的神社と、上毛野氏族信奉の神とされる赤城神を抽出(表-3)したが、この中から赤城神、榛名神、伊香保神、車持神、有馬神など有力氏族と有縁の諸社を除外すると、残る上野国十四郡中勢多郡、利根郡を除く地域に物部・石上氏系氏族と経津主命の繋がりみえてくる。表-3による諸社の存在と、奉祀氏族との整合性の証明は六国史、「和名抄」などの文献、金石文、遺跡調査による出土遺物の銘文にみられる郡・郷名、人名とも対照することにより可成り明らかにすることもできる。つぎの表-4、表-5はその検討結果であるが、前述の条件に適合する対神社・経津主命についても、つぎの関係を掲げることができる。(以下文中の、神社位階省略)

碓氷郡=碓氷郡前明神一石上郡・碓氷氏=経津主命。鹿島明神……武藏船命。

片岡郡=劍前大明神・咲前明神一(石上郡氏・物部氏)一経津主命。

多胡郡=八田郡一物部明神一物部・矢田部氏。穗積明神……物部氏。

綿野郡=保美郡…(穗積カ)……物部氏。

那波郡=布留明神一(物部・矢田部氏カ)一経津主命。

群馬東郡=物部明神・矢田部明神・拔鉢若御子明神一物部・矢田部氏

群馬西郡=拔前若御子明神・香取若御子明神・古館明神一物部・石上一経津主命。

鹿島明神……武藏船命。

吾妻郡=佐奈明神・小磯明神一石上氏系カ一経津主命。

佐位郡=八田女明神一矢田部・物部氏一経津主命。穗積明神……物部氏。

新田郡=福事明神一物部・矢田部氏一経津主命。

山田郡=磯部明神一物部・石上・磯部・矢田部氏一経津主。

邑楽郡 = 八田郷一八田明神
物部・矢田部氏一經
津主命。
貫前若御子明神。

となり、さらにその係わりを六国史や、上野国内の金石文に求めると、人性と、郡、郷名との関係は表-5 のような状況を呈するが、「¹⁹上野国留守所下文」（「²⁰様名神社文書」）にみる石上姓は序宣を伝達した上野国府の役人であろうし、「東路のつと」所載の石上氏系譜は中世の武将長野氏に繼承されたと考えられる。富岡市下高尾町所在の「仁治の碑」にみえる物部・壬部などの氏名は、次期の中世において確な地域台頭を示す例で貴重であるが、上野国内の枢要地については以下に詳述したい。

(1) 多胡碑の周辺

多野郡吉井町字池には重要文化財「多胡碑」があるが、和同四年(711)銘の同碑に刻まれている「²¹徳積親王、石上尊」に由來した地名称が現吉井町字石神とされ、石神の石上神社は石上命を祭神とする伝承もあり、氏族と氏神の直接的関係的一面を示すと考えられるが、その地に居住した人々については、吉井町矢田(八田)の地名称から傍証が得られよう。矢田(旧矢田村)は「²²和名抄」所載の多胡郡

表-3 「上野国神名帳」記載神抜き

| 郡名 | 明神名 |
|------------|---|
| 碓氷郡 | 從五位鹿島明神・從五位咲前明神 |
| 片岡郡 | 從四位刻前大明神・從五位咲前明神・從五位様名(椿名)木戸明神 |
| 甘楽郡 | 正一位拔鉢太神・從三位丹生明神・從四位拔鉢若御子明神 |
| 多故郡 (胡) | 從三位物部明神・從五位德積明神 |
| 縁野郡 | 從三位丹生明神・正五位土師明神 |
| 那波郡 | 從五位布留明神 |
| 群馬郡 (東) | 從三位大友明神・從三位大伴明神・從三位丹生明神・正四位物部明神・從四位若伊賀保明神・從四位有馬栗口明神・正五位小伊賀保明神(正五位上伊賀保別明神)・正五位赤城若御子明神・正五位有馬栗口御御明神・從五位拔前御子明神(從五位拔鉢若御子大明神)・從五位大友明神・從五位伊賀保若御子明神・從五位大刀部明神(刀部明神カ)・從五位赤城三明神(從五位上赤城三御子大明神) |
| 群馬郡 (西) | 正一位伊賀保大明神・從一位椿名大明神・從三位古館明神・正三位鹿島明神・從四位拔前若御子明神(貫前カ)・正三位赤城三御子明神・從四位椿名(椿名)本戸明神・從四位南宮若御子明神・從四位石神明神・正五位車持若御子明神・從四位椿名(椿名)若御子明神・從四位椿名(椿名)上神明神・從四位伊賀保本戸明神・從五位椿名(椿名)大所明神・從五位車持明神・從五位香取若御子明神・從五位赤城若御子明神 |
| 吾妻郡 | 正四位小磯明神・從五位小布多明神・從五位佐奈明神 |
| 利根郡 | 從三位糸井明神・從五位笠科明神 |
| 勢田郡 (多) | 正一位赤城大明神・從三位伊賀保若御子明神・從四位椿名(椿名)本戸明神・從五位椿名(椿名)若御子明神・從五位赤城若御子明神 |
| 佐位郡 | 從三位八田女明神・從五位德積明神 |
| 新田郡 | 橋事明神 |
| 山田郡 | 從三位賀茂明神(賀茂大明神)・從一位三輪大明神・從四位穂部明神 |
| 邑楽郡 | 從三位八田明神・從四位母前若御子明神(從四位下貫前別御子明神)・從五位岡劍明神・從五位子赤城明神(從五位上赤城別大明神) |

○印及び()内は貫前神社所蔵本記載明神を示す。

○なお表中の郡名文字の表記は原典(総社本)にしたがった。

八田郷に比定され、出土紡錘車銘（表-5）により立証されるが、矢田は矢田部を略称されたもので、「新撰姓氏錄」「大和國神別」に「矢田部鏡速日 命 七世孫大新河命後也」と記載されることなどから、系譜上は物部氏族に属している。「大和志」の大和國添下郡矢田郷の項に「仁德天皇ノ姫ニ矢田若女アリ、物部ニ矢田氏アリ、皆ココニ因メル名称ナリ、和名抄ニ矢田郷日本紀ト見ユ」とあり、物部氏系職業集團に因む地名とされる好例もある。

吉井町矢田の地においても、そうした人々が石上命を奉祀したものであろうか。さらに、多胡郡には物部明神が記載されており矢田との直接的な関係は明白である。合せて、多胡郡では物部明神と徳積明神共存も重要である。この両神社の関係については詳らかではないが、志田淳一氏は直木孝次郎氏の「徳積氏の本拠とする穂積の地が物部氏の勢内範囲に隣接していた可能性があり、そのために物部氏の支配下に入り同族の系譜がつくられた」とする説を掲げ、物部氏の東北夷征にしたがうこと、徳積氏の女、弟 橋姫が日本武尊の東征にしたがうことなど、両者の接近関係を加え、「特に徳積氏が物部氏と同祖観念を持つようになったのは、大物主神を祭祀するところに大いに関係があろう」と述べておられ、物部明神と徳積明神が同じ地域に存在するところにむしろ整合性がみられるのである。

『上野国神名帳』多胡郡には、物部明神・徳積明神が記載され、同地に祀られる穂積神社（旧火蛇森神社）は多胡碑銘文にみられる穂積親王を祭神とするが、前出の石上神社及び、甘楽郡甘楽町国峰字日向鎮座の石上神社（祭神布都御魂神）、「和名抄」記載の綠野郡保美郷（穂積カ）の存在も合せて、志田淳一氏の論考内容に通ずる要素はさらに多い。

(2) 東毛地方

東毛地方では、布留明神（那波郡）、八田女明神・徳積明神（佐位郡）、八田郷・八田明神（邑楽郡）の諸社と郷名、矢田部根麻呂（新田郡）の存在が前述の状況に符合するが、これらの諸社も同じ環境の下で奉祀されたものと考えればその存在は必然的であり、「前橋風土記」下「仏寺」貞享元年（1864）に記載される「祝昌寺 在群馬郡矢田村（後略）」（旧那波郡、現前橋市山王町矢田）の矢田をはじめ、佐波郡玉村町大字下新田字布留波、佐波郡境町保泉（旧穂積村）や、邑楽郡を流れる

表-4 本文関連郷・郡名

| 郷名 | 郡名 | 摘要 |
|-------------------|------------|----------------------------------|
| 八口郷 (田カ) | 多古郡 (胡) | 〔白銘・天平十三年(741)十月〕 「正倉院宝物銘文集成」 |
| 八田郷 | 多胡郡 | 〔四〕 「訪跡車線刻銘」多胡郡吉井町字矢田 矢田遺跡出土 |
| 穂積郷 | 碓氷郡 | 〔和名類聚鈔〕天慶元年(938)撰上 (元和刊行本) |
| 貫前郷 丹生郷 拔鉢郷 | 甘楽郡 | |
| 八田郷 | 多胡郡 | |
| 土前郷 保美郷 | 綠野郡 | |
| 有馬郷 | 群馬郡 | (高山寺本なし) |
| 八田郷 | 邑楽郡 | |
| 穂積郷 | 碓氷郡 | 〔吾妻鏡〕健仁元年(1201) |

図-1 上野国郡名・主要郷名・神社分布図



矢田川の名称も往時の地域状況を表わすものとして捉えよう。

橋事明神（新田郡）の社名に冠せられる橋は「和名抄」には「橋本天」と記載され、橋は立の意に解されるが、「出雲風土記」意宇郡橋縫郷の条に「布都主命の天石橋縫い直し給いき、故に橋縫いと云う」と記載され、經津主命と橋縫の関係は明白である。新田郡の橋事明神も橋の製作に關係した人々が奉祀した神社なのであろう。

関東地方における同系列の神社として、常陸國信太郡（茨城県稻敷郡木原村）鎮座の式内社、櫛縫神社（祭神・經津主命）がみられ傍證の一例となろう。

磯部明神（山田郡）は、石上部を略称した磯部に共通性がある。その裏付としては山田郡矢田村・矢部村（現太田市）の地名称があり、そこに物部・石上氏系神社の性格が窺える。

物部に係わる磯部については、甘楽郡の抜薪神系咲前明神が存在する磯水郡磯部郷（安中市磯

部町驚宮)がこれに通じ、吾妻郡の小磯明神、山田郡の磯部明神にみられる磯についても、それに追随した可能性が高い。しかし、「日本書紀」垂仁紀に、伊勢神宮を磯宮とする記事や、「古事記」応神天皇の段の伊勢部は磯部と記されるなど、古来伊勢神宮は磯ノ宮とも称された歴史的経緯をふまえると、磯部の地に祀られた神社には共通して天照大神の名が多くみられ注意を要するであろうし、太田市台之郷字磯ノ宮(旧山田郡)の地名なども、追究課題の一つとしておきたい。

(3) 北毛地方

まず、吾妻郡の佐奈明神、小布多明神、小磯明神の性格であるが、佐奈明神の佐奈についてはかつて考察したように、鐸、鐸、すなわち、鉄の古語サナに因む宛字である。小布多明神の布多については、日光男体山に係わる布多との関連及び、「先代旧事本紀」記載の「二田物部」の影響なども感じられるが、これは渡来系の神社であろう。しかし、佐奈明神、小磯明神の両者については物部氏系列の神社としても妥当性を欠くことはないと思はれる。

吾妻町金井字市敷領座の一宮神社は貞觀三年(861)に甘楽郡抜鉢神社の分祀と伝えるが、坂上・岩島地区の小字名、石上、サナの地名から、物部・石上氏系譜とされる上野国吾妻郡擬少領下正六位上毛野坂本朝臣直道など、郡司層、有力氏族との関連が窺える。

上毛野氏の基盤とされる勢多郡には物部・石上氏系神社の記載はないが、郡内的一部分に物部氏族系の始祖神とされる天火明命(一説に饒速日命の別名ともいわれる)の名が散見され、物部氏系神社の残影を示唆している。物部氏の本宗は大和國にあり、地方に拡散した物部は二十五物部八十伴緒といわれ、その系譜に含まれる真壁郷の変化が『和名抄』勢多郡所載の真壁郷とする解釈もあり、系列を異にする

表-5 上野国に見る物部・石上・磯部姓他

| 人名 | 郡・郷名他 | 調査 |
|------------|-------------|--------------------------------|
| 石上部君登与 | (在京) | ○ 天宝元年(701) |
| 物部君牛足 | | |
| 物部君狐刀自 | | 「金井沢の碑」 |
| 物部君乙駒刀白 | 群馬郡・他 | △ 神龜三年(726) |
| 磯部君身麻呂(敏郎) | | |
| 石上部君諸弟 | 碓氷郡 | ○ 天平勝宝元年(749) |
| 矢田部根麻呂 | 新田郡 | ○ 天平勝宝四年(752) |
| 石上部君男鶴 | (在京) | ○ 天平勝宝五年(753) |
| 物部公蛭鹿(賜姓) | 甘楽郡 | ○ 天平神護元年(765) |
| 物部公牛麻呂(ノリ) | | ○ 天平神護二年(766) |
| 磯部宿祢光頼 | (主典) | 「上野国田村美録帳」 康保三年(966) |
| 石上朝臣兼親 | (上野権介) | ○ 天喜二年(1054) |
| 磐梯行石上(花押) | (在府官人) | ○ 「櫛名神社文書」 建久元年(1190) |
| 物部國安 | 甘楽郡 | 「仁治の碑」 仁治四年(1243) |
| 磯部氏計 | # | ○ 応永廿年(1413) |
| 別当、俗長野・姓石上 | 群馬郡 | ○ 「東路の津登」 永正六年(1508) |
| 物部島麻呂 | 緑野郡 | ○ 「平城宮出土木簡」 |
| 「物部私印」 | 群馬郡 | ○ 高崎市矢中町字村東 矢中遺跡出土 |
| 「物部郷長」 | 多胡郡 八田郷 | ○ 「坊羅車線刻銘」多胡郡 吉井町・矢田遺跡出土 |
| 磯部左衛門尉秀忠 | 碓氷郡 磯部郷? | ○ 「佐々木家系図」 「尊卑分制」 |

物部氏系神社が、赤城神の本拠地とされるこの地に奉祀されることは蓋し当然であろう。

利根郡においては関連神社の記載はみられず、沼田市薄根町（旧井土上村字熊野）鎮座の稻荷社の境内社妻合社の祭神に物部氏族の始祖宇麻志麻知命の名をみると、上野国における宇麻志麻知命の名は株名神社（群馬郡株名町株名山）系諸神社の祭神にみられるが希少で、物部氏族の段階的地方進出による信仰対象変化の一つとして受けとめることができるのでなかろうか。

(4) 西毛地方

西毛地方においては、抜鉢大明神（甘楽郡）を中心に、抜鉢若御子明神（同）、咲前明神（碓氷郡）、剣崎明神・咲前明神（片岡郡）、抜前（鉢）若御子明神（群馬東・西郡）の諸社には物部・石上・石上部氏族一經津主命の系譜とする既説があり、磯部郷（碓氷郡）と『紀日本紀』所載の石上部君諸弟、抜鉢神・抜鉢郷（甘楽郡）と物部鰐測・磯部牛麻呂などの人名や郷名を含めて多言を要しないし、鹿島明神（碓氷郡）及び、鹿島明神・香取若御子明神（群馬西郡）は、下總国・香取神宮（主神經津主命）の影響と、常陸国鹿島神宮（主神石上布都大神『旧事本紀』）との係わりが窺えるのである。

考古資料では、国分寺遺跡出土銘文瓦「山字物マ（部）子成」があり、山字は『和名抄』所載「多胡郡山字^{佐末}」で物マは物部と解釈されている。現山名は古代の山字の地と考えられ、その北接地域である高崎市根小屋町字鹿島に鹿島神社がある。鹿島神社本来の性格に軍事に通じた性格があるため、前述した物部氏族の上毛野における立場を考えた時有機的な関係が想定される。

(5) 伊香保神社

古代における「イカホ」の呼称地については過去数多くの論議が繰り返されたが、現在の伊香保及び株名山を含む地域が「イカホ」と呼ばれたものと解されるようになった。この、古代の「イカホ」の中の最高峰相馬山を中心にその東側は伊香保神社、西側に株名神社が存在するが、神社史料上先行するのは『続日本紀』承和二年（835）の伊香保神社である。株名神社は伊香保神社に後れることおよそ一世紀の『延喜式』延長五年（927）にはめじてその名称をみせるが、両社が本源地と別に国府所在地に存在しており、国府に直接係わった関係氏族の残影と捉えられ、「上野国神名帳」による両社が鎮座する意義は大である。

尾崎喜左雄氏説によると、伊香保神社を崇拝した氏族は群馬東郡を支配下においた有馬氏（阿利真公）で、北群馬郡吉岡村大字大久保字宮鏡座の三宮神社の地を、伊香神社の元の地とされるが、それについて『上野国神名帳』による伊香保神の分布は、群馬東郡三座、群馬西郡一（二座）、勢多郡一座である。しかし、有馬氏本来の氏族的性質を表わす神社は、別の群馬東郡所載の有馬栗口明神ほか二社と考えられ、そのいずれにしても推定神社は一地域に集中する傾向にある。この状況は、すなわち、当時の有馬氏の本拠地とする説と適応するかのようにみえるが、伊香保神は直接の有馬氏族の氏神とは異なると考えられるのである。

(6) 株名神社（図-2）

株名神社は『延喜式』にその社名が登場した以後、神仏習合の煽りで、群馬西郡五座、片岡郡

一座、勢多郡二座の3郡にまたがる広域に分布し、相馬山より西側の地域に集中する傾向をみせる。現在の榛名神社本社は、群馬郡榛名町榛名山に鎮座するが、既説に神社名称の椿名・榛名の混用のため、初期（故地）榛名神社信仰圈を群馬郡箕郷町周辺とする考え方方が支持される。⁽¹⁰⁾

榛名神社の初期祭神は奇幡田姫神と伝え、江戸時代後期の木版掛軸絵図上段に埴山姫神、中段は国常立神、伊弉諾神、伊弉册神、大己貴神、下段に饒速日神、彦湯支神（元湯彦神）、美真味神（宇麻志麻知神）が配され、またそれらの神々は榛名神社満行宮の祭神とされているのをみると、加えて現在の榛名神社主祭神は旧時とやや趣を変え、埴山姫神、火産靈神を明治の廃仏毀釈以降に取り入れる（実査確認）とされる。また、社伝では物部氏始祖宇麻志麻知命が山上神を祀ったことを始源とし、合せて掛軸絵図下段の饒速日神、彦湯支神、美真味神の存在は重要な意味を持ち、その点は、同一の三神を祀る群馬郡倉渕村大字権田字広領座の椿名神社（旧本社有縁）があり複例をもって左証されるし、氏人との関係をみれば、榛名神社信仰の故地とされる群馬郡箕郷町西明屋字椿山の小祠（椿名神社）が祀られ、周辺に物部・石上系氏族信奉神の布都御魂神を祀る石上神社が鎮座したことにより、現榛名神社のそうした旧祭神の性格も物部・石上系氏族の信奉神として推定することもできるのである。なお、現榛名神社との係わりについては、車持氏族の信奉神説がある。確に、現榛名神社の一部と、車持神社の分布は重複する状況もあるが、「上野国神名帳」には群馬郡記載の車持若御子明神、車持明神の二社名がみられるため、この二社が車持氏族に直接係わったと推察され、そのように榛名明神と車持明神とが重複同一にみえる例は前述の有馬氏族に係わる有馬渠口明神ほか二社と伊香保神の場合もまったく同様である。現在、車持の名称を冠した神社は、車持神社（祭神射狹命。群馬郡榛名町大字十文字字芋干場）、車持若御子明神（同本郷。同字後東より本郷神社へ合祀）、車持社（車持若御子明神、祭神車持公。群馬郡箕郷町善地字長坂、月並神社境内社）で、その所在地は旧群馬郡久留馬村、同車持村に属し、それらの地域が車持神の影響圏を指すと考えられ、より具体的にいえば奥原古墳群の存在する十文字屬台地と、その周辺地帯と推察できるのである。⁽¹¹⁾

この榛名神社には問題点がある。先の椿名神社を故地とする既説があるも、現榛名神社を踏査したところ、江戸時代後期の榛名山絵図に記載される講堂跡、中堂跡は急斜面を壇状に削土されて設けられた削平壇であった（図一-2）。削平壇とその周辺には、土師器（壺・壇・甕）、須恵器（壺・壇）、灰軸（壺・瓶子）、土師質土器（皿）が散布し、10世紀前半頃の土器類であった。急斜地の削平であり、前代の遺物とは考え難く、削平壇以降の所産と考えられ、あたかも延喜式成立の延長五年（927）頃に相当し、現榛名神社創立の上限は意外に遡る要素を持つといえそうで、また周辺遺跡である膳棚遺跡、唐松遺跡の立地状況からも推察できるのであり、その点に関連しては榛名神社祭事と周辺遺跡にも認められる。現榛名神社の一隅に本地堂（国祖社）がある。国祖は國の測源に触れる社名で、そこで行われる天狗祭りは神職のみで行う密祭で榛名神社の祭事中重要な意味があるものと思われる。天狗の名称は神社の南東に聳える天狗山との関連だが、その天狗山の南東麓に膳棚遺跡（図一-2）がある。膳棚遺跡は、麓端の大日蔭部落から天狗

山への参道をわずかに外れるが傍ともいってよい位置にある。この遺跡地には削平墳が数墳あって、9世紀中頃の土器類と布目瓦をはじめとする遺物が散布して、明らかに大がかりな建物跡である。同遺跡の東方1400米の榛名湖へ通ずる県道・箕郷一榛名山線（榛名街道）沿いに膳棚同様の削平墳、古瓦類を伴う唐松遺跡（図-2）があり、古瓦類から9世紀初頭頃の存在が考えられる。両例はとともに現在の人家から離れた山深い場所に立地している。そのため古瓦の存在を合せて宗教色の強い遺跡と推定される。特に周辺の遺跡環境は宗教的意味合から榛名山麓を必要とし、こうした状況を合せて考えると、現榛名神社そのものの初源を新しい時代とする説にはゆかないであろう。稿を改めて再考したい。

(7) 推定国府周辺（図-3）

推定国府周辺の神社については、群馬東郡記載の大伴明神、大友明神（以上一の宮本）、物部明神、矢田部明神、大友明神、抜鉢若御子明神（以上總社本）について考えてみたい。

大伴明神（總社本は大友明神）には、上野国府と周辺社寺（図-3）記載の赤鳥明神（現赤鳥神社旧地）を充てたが、現赤鳥神社の祭神健角身命^{アマツヨコミコト}が大伴氏族の遠祖であること及び、その旧地が推定上野国府郭東縁の中央付近に位置し、さらに、地名大友の地に接するなど、都における門衛大伴氏の性格を上野国の場合においてもよく表わしている。すなわち、大伴氏の祖は記・紀・『新撰姓氏録』に天孫降臨時における活躍が特筆される健角身命を祀り、宮城十二門の一朱雀門を守護した門衛の族として知られるように、宮城や国府などの軍團守護の代表的存在となつたが、その氏族名を冠する神社や地名称が国府周辺に存在する意義は大きい。しかし、より重要なことは、物部氏と大伴氏の接近状態であろう。『延喜式』卷三・臨時祭の条に「石上社（中略）伴・佐伯二殿（後略）」とあり、大和國石上神宮を媒介として物部氏に対する大伴氏の密なる接近状態



を示しているが、このことは、物部拿下におかれた大伴氏の性格をよく表わしているのではなかろうか。大友明神（一の宮本）は、かつて考察した大友町の地主社大友社の外は見当らない。

矢田部明神には上述の赤鳥神社を擬定する傾向もみられるが、前橋市天川町所在の二子山古墳付近にみられる小字名矢田及び、前橋市前代田町（現南町）字矢田の地名との関係が、また物部明神は、高崎市矢中町出土「物部私印」と、高崎市京目町字二ノ宮の小祠香取若御子神社（祭神・経津主命）（表-6）に相対関係が残されているようにも考えられるのである。

抜鉢若御子明神には図-2 上野国府周辺社寺図記載の巣鳥明神（現巣鳥神社旧地）を考えている。社名の巣鳥は前述の赤鳥（朱鳥）の変化と考えられるが、経津主命を祭神とする現巣鳥神社は木彫の四神像を蔵しており、旧地における国府鎮護の性格をよく表わしていることが理由である。大伴明神、物部明神、抜鉢若御子明神の三社併存には重要な意味合が含まれるのである。

V 群馬郡の中の経津主命（表-6）

前述のように古代上野国神社の主要祭神に経津主命を掲げることができるが、「上野国神名帳」をはじめ、「群馬県神社明細帳」、「群馬県神社総覧」による経津主命の分布状況は、鎮守神1、碓氷郡30、片岡郡2、甘楽郡21、多胡郡2、緑野郡3、那波郡8、群馬郡58、吾妻郡13、利根郡2、勢多郡19、佐位郡3、新田郡9、山田郡4、邑楽郡3となり、58座の群馬郡を筆頭に碓氷郡、甘楽郡、勢多郡が群を抜くが、この現象は当該地域における経津主命の強い影響力の表われであろう。すなわち、当該地方においては経津主命をもって疫瘡神や火雷神などの事・物崇拜のための祭神とすることがその代表例に考えられるが、こうした事・物信仰にも古代から近世へと、上野国の民衆はその守護神として経津主命を祀り崇拜の歴史をつくってきたことは粉れもない事実であり、確な地方的史実を裏付けるものである。特に、「和名抄」記載の「上野国」国府在群馬郡（中略）群馬_{久留米國分為東西}（後略）の地に充てられる群馬郡下に集中する傾向は、總社神社との関連も大きいに考えられよう。そこで、「群馬県神社明細帳」を基調に、群馬郡下における物部・石上氏系の神社、または、その派生とみられる神社を探り出して表-6を作製し、その中で古社的要素を備える神社名、祭神名の抽出を試みた結果、づぎの諸社の存在に注目できた。

石上社（前橋市下阿内町字八反）は、郡下に数少ない石上の社名と祭神経津主命及び、近隣の小字名八反の相対関係に注意をしておきたい。

井堤神社（群馬町井出字村内）は、古名を古井堤大明神と称し、主神には磐筒男命・磐筒女命・経津主命を祀り、享保年中（1716～1734）には抜鉢宮とも称された。社名に冠せられた古は、振、布留と同義語であり、物部・石上・布留社の関係が推察される。

下布留社（群馬町井出字下布留）の現祭神は下照姫命（大国主命の女で、大国主の大國玉に対して稚国王と称される）で、地名と祭神の性格は異なるが、下布留の地名は、古井堤大明神の所在地に対する位置関係から生じた下布留と考えれば容易に理解できるであろう。なお、古を冠する古社名として、「上野国神名帳」群馬西郡に、從三位古館明神の記載があり、注目されると

ころである。

石神社（高崎市南新波町字村前）は、推定東山道に接し、祭神を布留魂命とするところから、『上野国神名帳』群馬西都記載の石神明神の性格を窺うことも不可能ではない。すなわち、石神社の読み方は不詳であるが、祭神名を通じ、石神は石上と同義であるように考えられる。

布留社（高崎市浜川町字御布呂）は、祭神を経津主命と伝えており、永正六年（1509）年の『東路の津登』に登場するが、中世の武将長野氏勧請の歴史を持つ石上神社（祭神布都御魂神、箕郷町東明屋石上寺西）及び、同氏創建とされて布留山石上寺（同所）と共に、少なくとも長野氏存続の時代に遡り得る古社である。

抜鉢神社（高崎市菊地町字大明神）は、元和年中（1615～1623）に、一の宮抜鉢神を勧請した記録（貴前神社誌）があるも、目下検討中である。

石上神社（倉渕村大字三の倉字石上）の祭神は布都御魂を祀り、鎮座地周辺は13～14世紀の榛名神社座主の越冬地とされ、境内の前方に地名座主の森が存在し、地名の石上は「上野國留守所下文」（『榛名神社文所』）にみる中世の石上氏族系譜との関連も無視できない。

布留（古布）神社（倉渕村大字水沼字森。旧碓氷郡烏渕村）の祭神は布留速玉命で、経津主命を主神とする水沼神社の境内社に含まれているが、元来は布留神社が本社の性格を有していた本社で、碓氷郡の豪族、石上郡君諸弟などの石上氏族系の信奉神であろう。

VI 総社神社をめぐって（図-3）

（1）宮鍋神社

推定上野国府郭鎮座の総社神社は主祭神の一坐に経津主命を奉祀するが、推定総社神社の元宮、宮鍋神社においても当然経津主命が祭神とされている。

宮鍋神社は、宮野辺神社とも称されて、元来、宮之咩→宮の女→宮の辺（宮野辺）→宮鍋、の変化により生じた名称であるとされてきた。確に宮の咩の語句は国府に關係の深い事項であるが、上野国総社神社及び、宮鍋神社においては、下野国府の宮延神社（祭神大物主神）や、武藏国宮之咩神神社（祭神天御中主命）にみられるような、宮之咩の性格を表わす祭神は見当らないので、前述した経津主命の性格が金属に係るところから、宮鍋神社の「鍋」の呼称を『和名抄』所載による、「賀奈々閉」に起因する名称と考え、鍛冶に係る鍋を用いた地名称を追究したところ、鍋の文字を冠する他国例も多くみられた、たとえば、播磨国志相郡岩鍋（兵庫県宍粟郡千種町岩野辺）には、鍋・野辺の変化が、宮鍋神社と相通する様相を呈するが、その岩鍋は、『鐵山秘書』天明14年（1784）所載の「金屋子祭文・雲州非田の伝」にみられる地名称として著名で、関連神社名称に鍋ヶ森神社（お鍋様）がある。また、信濃国には鍋を冠した地名称が28ヶ所も存在し、遺物発見の面からも鐵器生産関係の地名称と考えられている。ここ前橋市元總社町通称宮鍋の地においても、表面採集時に多量の羽口片や鐵滓を採集したこと、鍋の名称と製鐵の存在は直結した可能性が高く、それについては、妙安寺（前橋市千代田町）蔵、推定応永年間（1394～1428）

製作の梵鐘に「大工想社住人藤原吉久・伊清」の記銘があり、想社（慈社・總社は、現元總社）の地に規模の大きい鋳造施設の存在は充分に考えられる。

總社神社の東辺を流れる牛池川は、上流の宮鍋神社近くで大きく蛇行し、その地点を風呂沼と称しているが、この風呂の名称も奈良県天理市布留鎮座石上神宮の布留に因るものであろう。
上野では、富岡市宮崎町字御風呂と一の宮貫前神社・拔鉢神社、高崎市浜川町字御風呂と布留社、群馬郡群馬町井出字下布留と古井堤大明神・下布留社などの神社名称、地名称の相対関係が、布留一風呂の変化と解釈すれば、總社神社（宮鍋社を含む）主祭神の性格もより鮮明になる。因みに、備前国石上布都御魂神社の鎮座地は、岡山県赤磐郡石上村字風呂の谷（旧）である。

(2) 總社神社主祭神の性格と弥勒の地名

上野国における律令制国司政治の中心、祭政思想を担った總社神社主祭神の一座経津主命も、甘楽郡では

表一六 群馬郡東西二郡下の経津主命分布表

| 鎮 座 地 | | | 社格 | 神社名 | 摘要 | 末社名 | 祭神名 |
|-------|------|------|-----|------|----|----------------|---------------|
| 市町村 | 町・大字 | 字 | | | | | |
| 前橋市 | 元總社 | 屋敷 | (県) | 總社神社 | 主神 | | 経津主命 |
| | " | " | 無 | 宮鍋神社 | 主神 | | 経津主命 |
| | 高井 | 桃木 | 村 | 神明宮 | 境末 | 拔鉢社 | 経津主命 |
| | 總社 | 給人屋敷 | 無 | 果島神社 | 主神 | | 経津主命 |
| | 池端 | 屋敷小路 | 村 | 神明宮 | 境末 | 小出神社 | 経津主命 |
| | 宿内河 | 八反 | 村 | 諏訪神社 | 境末 | 石上社 | 経津主命 |
| | 宮地 | 梅天神 | 村 | 赤城神社 | 主神 | | 経津主命 |
| | 紅雲町 | 龍海院西 | 村 | 赤城神社 | 主神 | | 経津主命 |
| | 京甫分 | 村内 | 村 | 水神社 | 境末 | 上長宝社 | 経津主命 |
| | 上佐鳥 | 上野 | 村 | 春日神社 | 合殿 | | 経津主命 |
| 群馬町 | 引間 | 諏訪西 | 村 | 諏訪神社 | 境末 | 疱瘡社 | 経津主命 |
| | 稻荷台 | 村内 | 村 | 稻荷神社 | 境末 | 拔鉢社 | 経津主命 |
| | 塚田 | 村東 | 村 | 菅原神社 | 境末 | 拔鉢社 | 経津主命 |
| | 井出 | 村内 | 村 | 井提神社 | 主神 | (總社三神) 下布留社 | 経津主命 (下闇劍) |
| | " | " | " | " | 境末 | | |
| 高崎市 | 柴崎 | 熊野前 | 無 | 熊野神社 | 境末 | 疱瘡社 | 経津主命 |
| | 浜川 | 高田 | 村 | 椿名神社 | 配神 | | 経津主命 |
| | " | 谷 | ツ | 白山神社 | 境末 | 拔鉢社 | 経津主命 |
| | " | 御布呂 | 無 | 布留社 | 主神 | | 経津主命 |
| | 南新波 | 村前 | 村 | 稻荷神社 | 境末 | 石神社 | 布留魂命 |
| | 菊地 | 大明神 | 村 | 拔鉢神社 | 主神 | | 経津主命 |
| | 上小塙 | 稻荷前 | 村 | 稻荷神社 | 境末 | 二宮社 | 経津主命 |
| | 新保 | 中内 | 無 | 琴平宮 | 境末 | 経津主社 | 経津主命 |
| | 宿横手 | 宅地裡 | 村 | 諏訪神社 | 境末 | 貞前社 | 経津主命 |
| | 京目 | 二ノ宮 | 無 | 二宮社 | 境末 | 諏訪御社 | 経津主命 |
| | 台新田 | 台 | 村 | 稻荷神社 | 境末 | 拔鉢社 | 経津主命 |
| | 栗崎 | 宮前 | 村 | 諏訪神社 | 境末 | 疱瘡社 | 経津主命 |
| 箕郷町 | 西明星 | 上宿 | 無 | 上宿神社 | 境末 | 拔鉢社 | 経津主命 |
| | 東明星 | 石上寺西 | 無 | 石上神社 | 主神 | | 布津御魂神 |
| | 和田山 | 中和田 | 村 | 熊野神社 | 境末 | 拔鉢社 | 経津主命 |
| | " | 前和田 | 無 | 拔鉢神社 | 主神 | | 経津主命 |
| | 下芝 | 間ノ田 | 無 | 雷神社 | 境末 | 拔鉢社 | 経津主命 |
| | 善地 | 長坂 | 村 | 月波神社 | 境末 | 拔鉢社 | 経津主命 |
| | " | 天平 | 無 | 分霧御社 | 境末 | 拔鉢社 | 経津主命 |
| 棟東村 | 長岡 | 大宮 | 村 | 大宮神社 | 境末 | 貞前社 | 経津主命 |

抜鉢神・貫前神（現實前神社）の混同経過の中から、「抜鉢神の本地仏は弥勒菩薩」（『神道集』）と伝えられ、現在は、富岡市一の宮町貫前神社の懸門近くに弥勒堂跡地が残っているが、總社神社の御正体（本地仏）も「上野国神名帳」の前書きにみる弥勒菩薩であり、そして、天正十四年（1586）銘の懸仏（弥勒）が伝存する。さらに、その後の「蒼海城古図」（推定江戸前期頃）には弥勒寺の所在地が記載され、「上毛伝説雑記」は弥勒寺ほか過去に存在した数ヶ寺の建立を伝承する。

こうした弥勒をめぐる状況から、鳥羽遺跡のある弥勒甲の地籍名称を、神仏習合による總社神社の弥勒菩薩（御正体）の影響により成立した地名称と考えれば、同遺跡の鍛冶工房址と、總社神社の関係はより緊密な形で浮んでくる。前述までのように、経津主命は武器・武具に係る性格を持っていることは明らかであるが、一方では、磐筒男命・磐筒女命と共に四神の思想に叶う性格を備えているようである。四神相応地とは、官位・福録・無病・長寿を併有（國家鎮護）する地相のことと、『薦幕内伝』卷第四に「東有_流水_曰_青龍_、南有_沢畔_曰_朱雀_、西有_大道_曰_白虎_、北有_高山_曰_玄武_」とあり、その地相条件を示すが、中央においては、宮城等造営のための候補地選定について、陰陽師等四神相応地観察者を畿内や信濃國に派遣したことが『日本書紀』天武天皇十三年（685頃）二月二十八日庚辰の条に記録されている。さらに、『統日本紀』卷四には、元明天皇和同元年（708）二月十一日甲戌（甲子朔）平城遷都の条に、遷都のための亀筮（亀占）を行ったとある。このようにして、京地は四神相応条件を具备するといわれるが、地方国におけるこれの類例として考えられる形跡を認められる例に、国府域の四隅に神社を配する例（近江国府・安芸国府）及び十王堂や妙見社を配する例（周防国府）などをみると、周防国府の妙見社は北辰信仰の表われであるが、近年、太陽信仰により、冬至や夏至が

| | | | | | | | |
|-----|-----------|---------|-----|--------------|----------|------|---------------|
| 吉岡村 | 北下 | 中御所 | 村 | 小出神社 | 主神 | | 経津主命 |
| 渋川市 | 御幸田 | 畠中 | 無 | 北野神社 | 境末 | 貫前神 | 経津主命 |
| 権名町 | 宮沢 | 行人塚 | 村 | 抜鉢神社 | 主神 | | 経津主命 |
| | 本郷 | 後側 | 無 | 抜鉢神社 | 主神 | | 経津主命 |
| | 神戸 | 宮山 | 村 | 戸権名神社 | 境末 | 抜鉢社 | 経津主命 |
| | 十文字 | 亭干場 | 村 | 車持神社 | 境末 | 抜鉢社 | 経津主命 |
| | 権名山 | 巖山 | (県) | 権名神社 | 境末 | 抜鉢社 | 経津主命 |
| | 中室田 | 上木戸原 | 無 | 琴平宮 | 境末 | 抜鉢社 | 経津主命 |
| | 〃 | 大久保 | 無 | 大山祇神社 | 境末 | 抜鉢社 | 経津主命 |
| | 〃 | 岩城 | 無 | 瀧田神社 | 境末 | 抜鉢社 | 経津主命 |
| 倉淵村 | 三ノ倉 水沼 | 石上 森 | 村 | 石上神社 水沼神社 | 主神 主神 | | 布都御魂神 経津主命 |
| | 水沼 | 〃 | 〃 | 〃 | 境末 | 布留神社 | 布留魂命 |
| 子持村 | 小野子 | 宮 | 村 | 七社神社 | 配神 | | 経津主命 |
| | 北牧 | 宮地 | 村 | 若子持神社 | 境末 | 火雷社 | 経津主命 |
| | 上白井 | 伊能 | 無 | 御前神社 | 境末 | 雷電社 | 経津主命 |
| | 〃 | 南谷 | 村 | 玉山神社 | 境末 | 雷電社 | 経津主命 |
| | 村上 | 御甲子 | 無 | 稻荷神社 | 境末 | 経津主社 | 経津主命 |
| | 〃 | 中里 | 無 | 金善神社 | 境末 | 香取神 | 経津主命 |
| | 〃 | 北塙川 | 村 | 作間神社 | 境末 | 経津主社 | 経津主命 |
| | 〃 | 田島 | 無 | 竈三柱神社 | 境末 | 経津主社 | 経津主命 |
| | 〃 | 山街戸 | 無 | 金平稻荷社 | 境末 | 経津主社 | 経津主命 |

図-3 上野国府と周辺社寺

1:25,000



至の日の出、日没を方位を基準に国府擬定地に対して選地の正当性について検討を行う方法も試行されている。

上野国では、国府の選地について、北辰信仰の思想性が窺える。推定国府跡地の西北1.1kmに位置する国分僧寺跡に接する妙見社は「上野国神名帳」群馬東郡記載の息災寺小祝明神に比定され、風水思想理念の星占の聖堂として、国府官衙地区の造営・構築に係ったと解釈されている。また、太白（金星）信仰（前出III項）は、その星神として總社神社主祭神の一座、磐筒男命が直接的に係っている。したがって本稿では、「釈日本紀」「述義一」（前出III項）及び、「東家秘伝」（14世紀中葉成立）により、国家平安鎮護適応の四神配置を上野国府域に試行した。

東方神—青龍…八龍神・木精の神（句々廻転神）　流水（？）　青木　薬師

| | | |
|-------------------------|--------------|-------|
| 南方神—朱雀…七鳥神・火精の神 (阿修羅智神) | 汗地 (?) | 觀音 |
| 中央神—土神…五基神・土精の神 (頃山 姫神) | 黄色 (經津主命) | |
| 西方神—白虎…九虎神・金精の神 (金山 虎神) | 大道 (磐筒男命) 弥勒 | |
| 北方神—玄武…六蛇神・水精の神 (罔象 女神) | 丘陵 (磐筒女命) | 風呂沼伝説 |

上野国總社神社の祭神、磐筒男命・磐筒女命・經津主命の場合、少なくとも『上野国神名帳』(總社本) 永仁六年(1298)の成立以後、祭神の変更はまったく行なわれておらず、律令制機構下においては、より祭神の変更は考え難く、上述のように推定もされるのである。

VII おわりに

本稿は、上野国の古社・祭神・地名を通じ、總社神社主祭神の經津主命の性格を概観し、さらに焦点を國府所在地の群馬郡下に当たるが、律令制祭政思想の中心的役割を担った總社神社主祭神の性格の一端は辿り得たものと考えている。また、赤城神、伊香保神、榛名神と國府所在地の関係は想像以上に深かったように推察された。一方、上毛野氏族の本拠地とされる勢多郡を中心とした渡来系譜の村主神は本地仏に虚空藏菩薩を安置し、上毛野氏族の赤城神と密接に係わるが、この村主神が旧群馬郡下に進出しており、赤城神、榛名神、伊香保神の派生と重なる状況を呈する。その媒介者は經津主命を奉る物部・石上氏族系及び、当時上野国の有力氏族層であり、そのいずれもが、國府に関与していたものと考えられる。しかし、本論旨には仮説や問題点も介在する。この点については、今後さらに追究を行い、稿を改めて責を果したい。

なお、本稿は1985年に脱稿し、諸神社、諸遺構の踏査所見を加えた考察であり、石川正之助「物部君・磯部君・石上部君一解説の手引書に関連して」、前沢和之「三ツ寺I遺跡の性格と意義」の論旨は参考にでき得なかった。

最後になったが、本稿を草するにあたり、群馬県立図書館、群馬県立文書館、榛名町歴史民族資料館、前沢和之(群馬県教育委員会文化財保護課)、飯島克己(榛名町教育委員会社会教育課文化財担当)、樋口秀次郎(榛名町歴史民俗資料館長)、清水喜臣(同資料館)、小山義裕(榛名町榛名山大龍旅館)、入沢庄策(榛名町下室田大日蔵)、群馬県埋蔵文化財調査事業団の皆さんからの資料提供、御教示、御助言を頂いた。記して謝意を表したい。(順不同)

註及び参考文献

- *本稿を草するにあたり、先学の有益な諸説及び、文献史料を参考・引用させて頂いたが、紙数の関係上、すべてを註に掲げることができず、止むを得ず一部を削愛した。
- (1) 唐沢至郎、綿貫邦男、関根慎二、友広哲也、斎倉明彦「鳥羽遺跡」「年報3」(群馬県埋蔵文化財調査事業団) 1984
- (2) 「上野国交替実録帳」長元三年(1030)成立「九条家本能寄式紙背」竹内理三編「平安文獻」第九卷(4609号文書) 1978、「群馬県史」資料編4 原始古代4 文獻「上野国交替実録帳」群馬県史編さん委員会。1985
- (3) 「上野国神名帳」には、上野国總社神社所蔵本 永仁六年(1298)、一の宮貫前神社所蔵本、高保己一編「群書類從」採録本などがよく知られている。本稿では論旨に沿うべく總社神社所蔵本を根幹として、他は補助的に用いた。
- (4) 安居院編「神道集」正平七年(1352)~正平十五年(1360)頃成立。近藤喜博「神道集」。1984
- (5) 「民俗資料選集」13「鹿占習俗」一群馬県一 文化庁文化財保護部編 国土地理院。1984
- (6) 前掲 註(5) 及び、「一之宮貫前神社調査報告書」群馬県教育委員会。1978

- (7) 群馬県立文書館蔵『群馬縣神社明細帳』群馬県社事部編。1879
- (8) 『群馬縣神社綱要』群馬縣學務部編。1928
- (9) 古市剛『前橋風土記』下「神社」、「仏寺」貞享元年(1684)。今井善一郎訳・校註「前橋風土記」「群馬縣史料集」第一卷「風土記綱要」群馬縣文化事業振興会。1965
- (10) 赤城神社の祭神、磐筒男命・磐筒女命・経律主命についての研究は、押木耿介「赤城神社誌」(1944)が詳細であるが、本稿は總社神社主祭神の性格を追究することに比重を置いた。したがって、押木氏の論説には言及しなかった。
- (11) 大和岩雄「住吉大社」 谷川健一編「日本の神々」。1984
- (12) 「新木原神社誌」新木原神社編。1964
- (13) 尾崎喜左雄「上野國の信仰と文化」「赤城神社の研究」 尾崎先生著書刊行会。1970
- (14) 「上野國神名帳」總社神社所蔵本の前書きに「總五百四十九座」とあるが、その実座数は546座である。
- (15) 「上野國留守所下文」(「櫛名神社文書」)室田町誌 室田町誌編纂委員会。1966
- (16) 奏願軒宗長「車路のつと」永正六年(1509)「新校群書類從」15紀行部二(1777)。この紀行文には布留今道の作品が引用されている。布留今道の名前は「三代実鏡」天応六年(882)正月七日条に、石上並松の名前と共に記載された布留姓・石上姓としてみられる。「車路のつと」所載の浜川並松と、大和の石上並松の名前に注意したい。
- (17) 鶴田純一「先代旧事本紀の研究・枝本の部」仁德天皇条に「冊八年春正月癸酉朔矢田童女為皇后」。八十二年春二月乙巳朔。詔「侍臣物部大別「速公曰」。皇后久經數年不生皇子。以爾大別定皇子代後号為氏為氏造改稱矢田都連公姓」とある。
- (18) 志田淳一「古代氏族の性格と伝承」第三章「連姓氏族」二「物部連」。1971
- (19) 佐伯有清「新慨姓氏錄の研究」本文編 第二「枝訂新造姓氏錄」左京神別上に、「穗積朝臣 石上同祖。神誠連日命五世孫伊香色雄命之後也。」の記載がみられる。
- (20) 松鶴頃正編「正倉院宝物館文集成」第三編「調査關係銘文」上野回「白布」「上野國多古郡八郷上毛野朝臣」(後略)
- (21) 鬼形芳夫、中沢悟、内木真琴「矢田道路」「年報6」御厨群馬県埋蔵文化財調査事業団。1987
- (22) 本稿に使用した文字は、神社名には一の宮貫前神社所蔵「上野國神名帳」写真版の文字(1966)を、そのほかは、「和名類聚抄」影印本、推定平年代中期以前の成立、「天理図書館蔵本叢書」(1971)所載の文字を使用した。
- (23) 「続日本紀」天平勝宝五年(753)七月戊午(十九日)「左在京人正八位石上郡君男嶋等壇七人言、己親父登与、以去大宝元年(701)、賜上毛野本君姓、而子孫等聽猶住石上郡君、於理不、安、望謂、隨父姓欲改正之、詔許焉。」
- (24) 同上 「天平勝宝元年(749)五月戊寅(十五日)「上野國碓氷郡人外從七位石上郡君諸弟(後略)」による。
- (25) 前掲 訂 黄鉢鉢「上野国新田郡淡井町戸主矢田部根麻呂(後略)」の記載による。
- (26) 「続日本紀」天平神護元年(765)十一月戊午朔「上野國甘楽郡人中衛物部壇測等五人贈姓物部公」の記載による。
- (27) 同上 「天平神護二年(766)五月甲戌(20日)「上野國甘楽郡人外大初位下議郡牛麻呂等四人贈姓物部公」。
- (28) 「除目大成抄」四 春 行事所中 外國四「天嘉二年(1054)上野櫛介正六位石上朝臣兼親(後略)」による。
- (29) 一の宮貫前神社所蔵「頼」銘文(「前略」応永廿年(1413)天正十二月一日神主安芸守確部氏計)の銘によった。
- (30) 「平城宮出土本簡 第二 解題」奈良県立文化財研究所。1975
- (31) 「矢中村東遺跡」高崎市教育委員会。1984
- (32) 大江正行、川原嘉久治「天代瓦窯遺跡の存在意義をめぐって」「天代瓦窯遺跡」吾妻郡中之条町教育委員会。1982
- (33) 「政治要略」八十二 級彈雜事 大政官府刑部省(「前略」上野國吾妻郡都督領外正六位上毛野坂本朝臣直道(中略)、貞觀四年(862)四月十日)の条による。
- (34) 「史跡上野園寺発掘調査概要」群馬県教育委員会(1984)において、前沢和之氏により指摘されている。
- (35) 現在地に、礎石、塔石露頭、8世紀代の瓦の散布があり、基本的な諸堂を配した古代寺院跡が考えられ、奈良時代における物部氏族の立場が明示された重要な遺跡である。
- (36) 前掲 訂 (3) 「伊香保神社の研究」
- (37) 尾崎喜左雄「上野國神名帳の研究」196~210頁 櫛名神社の項が詳説である。
- (38) 群馬櫛名町櫛名山櫛名山社境内に所在。標高830mに位置する急斜面を整地造成したものと思はれる層平壩状遺構で、江戸時代後期の木版櫛名山絵図所載による中堂跡の場所にあたり、つぎの殿殿寺(石殿寺)との関係が推察される。遺構の確認は、「室田町誌」(1966)記載の殿殿寺(「僧妙造蘇生記」天祐二年(1125)所載の石殿寺)踏査の折に、櫛名町歴史民俗資料館の清水喜経氏の御教示によるものもあるが、清水氏によれば、1988年夏、豪雨による作業道の破壊・崩落の流出土砂の中に遺物を発見したことである。採集遺物としては、土師器(环・壺)、須恵器(环・壺)、灰陶(壺・瓶)、土師質土器(皿)、鐵器類などの生活用具で、10世紀前半に該当する。10世紀前半代は、櫛名神社の社名が、はじめて古代史上に登場する「延喜式」の延喜五年(927)と重なる大変重要な時期に該当される遺跡である。
- 長元三年(1030)の國司交替に伴い作製された「上野國交替実錄帳」神社の項に
- 群馬郡 正 位格櫛名神社 玉殿一字 帯殿一字 鳥居二基 向屋一字 美豆垣一題
荒垣一題 篓人宿從一宇 房屋一字
- と記載され、10~11世紀代における櫛名神社の建造物などとの関係を解明する上でも特筆される遺跡である。
- (39) 群馬櫛名町下田室田字福種の大字林(旧田村)に所在する本遺跡は、大日蔵部落より天狗山への参道から僅かに外れるが、櫛名山の一峰天狗山の東麓部にあたり標高750m、比較的緩やかな斜面を利用し、階段状の削平基壇を成し、そのほぼ中央を林道が通るが、林道の切り取り面には置き抑えられた自然石の礎石が認められる。また、林の中には林道工事により開

- り出された礎石と思はれる自然石が点在する。採集遺物には布目瓦、土師器（环・塙・甕）、須恵器（环・羽蓋）等で、その製作年代は、9世紀中期を前後する時期にあてられる。榛名神社遺跡と共に重要遺跡である。
- ④ 十文字彫刻台地東脇の車川（善地川）の流れに沿うように県道、箕郷一帯名山線が通る。箕郷から善地—唐松—水室堂—椎名湖へ通ずるこの道は、途中の唐松を過ぎたところで分かれ地蔵峠を越えて榛名神社御神門の脇へ出る山道が、箕郷町から現在地へ通達されたといわれる榛名神社の表参道と考えられ、その道筋に階段状削平基壇をなしていた唐松遺跡（図-2）があり、出土遺物の縁瓦、土師器類から9世紀初頭～中頃の上表年代が与えられ、古代の榛名信仰が神仏習合期の山中へ入り大きく変化したのは9世紀頃とされることと係わりがあるものと考えられる。この地は寺の狹山の俗称地で、谷一つ届いた東の鍾撞山は旧事の鍾撞の場に推定されているが、山頂には金剛院（箕郷町西明院）跡の石塔が立ち近世瓦が散在する。金剛院は18世紀時代の施設の寺である。付近に、ヨージ（源王寺）ハバの地名。
- ⑤ 本図に用いた国府周辺の社寺配置は、長尾説治氏所蔵「蒼海城古圖」（推定江戸時代前期）記載の社寺配置によった。
- ⑥ 川原嘉久治「国府周辺の古社について」「鳥羽遺跡」群馬県教育委員会、群馬県埋蔵文化財調査事業団。1986⑦ 銀宮神社の項に、かつて、現前橋市大友町に所在した、諏訪上・下神社の境内神社の一座。地主神の大友社をもって「上野国神名帳」（總社神社所蔵本）群馬東郡に記載される從五位大友明神として推定する論旨の一文を発表した。
- ⑧ 現井坂神社にある元文五年（1740）銘の鳥居には、古井坂大明神の華瀬を開けている。また「上郊村誌」上郊村誌編纂委員会（1976）所載の「井出村古記録」に「舎守井坂大明神、古來より祭る神は神日本磐余彦 尊（神武天皇）、經津主命、雨師五十鈴姫」とあり信仰編の祭神とは異なるが、經津主命については変動が認められない。
- ⑨ 木下良「国府その変遷を主にして」5「国府と神社」宮司社の項。
- ⑩ 宮乃岬は、大宮能充命の宮能女が転じて宮の女となり、君・臣、神・人との間を執り持つ官衙の守護神的性格を持ち天御免命に代表されるが、「大三輪神三社御座次第」に「前略」孝昭御世（中略）大己貴命、大物主命、昭・吉日命..、自今已後可為宮能充（後略）とあり、大己貴命、大物主命及び天御免命の三神などが宮の咩神の性格を有している。
- ⑪ 下原重伸「鉄山必要記事」一名「鐵山秘書」（金屋子祭文・青州鉄田の伝）天明4年（1784）「日本科学古典全書」第十卷 第三部 産業技術編。1978 なお同書によれば、金屋子神の本地仏は阿弥陀如来とされている。
- ⑫ 今井素男「信濃の鉄」上による、上田、小県、佐久、安曇、伊那、水内、更科、高井、筑摩の各地方の合計である。
- ⑬ 「上野国群村誌」8 甘楽郡1。群馬県文化事務振興会。1983 「宮崎村 御風呂 西方一宮町 東方本城・摩塚、東西二町廿間南北二町拾間」と記載され、御風呂の地名称の存在が知られる。
- ⑭ 「蘆窓内伝」「続群書類從」巻第九百六、雜部五十六、蘆窓四、仁四神相応地。※阿部清明謹といふも不詳。
- ⑮ 前掲 註1、「國府の発掘」。山田安彦「古代の方位信仰と地城計画」。1985
- ⑯ 北畠准后撰房「東家秘伝」一「第六 変_易五行_建_立八卦」 塙保己一編「新校群書類從」。1977
- ⑰ 川原嘉久治「村主隨想」「理文月報」No65～No67。群馬県埋蔵文化財調査事業団。1986
- ⑱ 石川正之助「物語君・礪部君・石上部君 一解説の手引書に関連して」「群馬県立歴史博物館紀要」第9号 群馬県立歴史博物館。1988
- ⑲ 前沢和之「三ツ寺I遺跡の性格と意義」「三ツ寺I遺跡古墳時代居館の調査」群馬県教育委員会、徳群馬県埋蔵文化財調査事業団、東日本旅客鉄道株式会社。1988

群馬県地域の土師器甌について

外山政子

1 はじめに

甌は底に孔をあけて、「蒸し器」として使われたと考えられる土器である。土器を作る当初から孔をあけてあるものが大部分だが、煮沸用に使用していた甌の底に孔をあけ、甌としたらしい転用土器もある。^{注1} これらの甌については、早くから注目され研究の対象とされてきた。特に稻作開始と甌の存在とが関連してとらえられ、弥生時代以来、米は蒸して食べ、その食生活習慣の名残が祝事料理の御強飯、餅にみられる蒸す調理方法である、という一般的な認識となった。

しかし近年、弥生時代の甌形土器について、その蒸し器としての機能に疑問がだされてきた。^{注2} 一方土器そのものについても、より生活の実態に迫る研究が行われ、弥生時代には米を炊いていたという注目すべき見解もだされている。^{注3}

こうした弥生時代の甌形土器と食生活に対する認識の修正とは別に、古墳時代の甌様土器については蒸し器であり、特に大型の甌の出現をもって本格的な蒸す調理方法の出現とみる考え方^{注4} が定着している。

古墳時代の甌について多くの研究がなされ、その系譜、食生活習慣の変化と、具体的に何を料理したと考えるべきか、またその背景は何かなど論議の広がりと深まりを見せている。その中で共通の認識とされている事柄を列挙してみると次のようになる。

- ・古墳時代の甌には、弥生時代からの系譜をひくと思われる小型椀・鉢状のものと、まったく新しい系譜に属する大型甌がある。
 - ・大型甌はカマド、須恵器の出現と相前後して出現し、密接な関連がある。
 - ・これら複合した一連の変化現象は人間の移動を含む古墳時代社会の変動を示す。
 - ・大型甌とカマド、須恵器はその系譜を三国時代の朝鮮半島に求められる。
 - ・大型甌の出現は東日本においては、古墳時代中期後半である。
 - ・東日本の土師器甌は、いわゆる鬼高式土器期に盛行し真間式土器期以降激減する。
- そして残されている問題点、及び新たに提起してきた問題点は、
- ・弥生時代からその系譜をたどれる小型の甌は蒸し器であるのか。^{注5}
 - ・東日本と西日本とでは甌の出土率に違いがみられるが何故か。
 - ・東日本の大型甌は直接の系譜をどこに求められるのか。
 - ・甌で何を料理したのか。
 - ・東日本における甌の盛行の背景は何か。
 - ・その後の減少と消滅は何を意味するのか。

などである。これらの問題は考古学の研究方法だけでは解決出来ないものも含んでいる。また西日本と東日本の違いについては、膨大な資料の蓄積と処理を要求される。今これら総てに答えるだけの力を持ち合わせないが、資料蓄積の一端を埋めるものとして、群馬県地域の土師器瓶について出現と消滅の過程をたどっておきたい。幸い昨年当事業団の十周年記念事業野外展示でカマドを復元しての煮炊き実験を行うことができ、今まで見過ごしていたカマドの機能について推察の材料を得た。私自身のかかわってきたカマド調査結果とあわせて、カマドをつかった瓶と煮炊きの実態についても述べてみたい。なお、ここで扱う土師器の型式及び時期については、先学諸氏の研究成果を援用させていただいた。

2 土師器瓶の出現から消滅まで

古墳時代以降の群馬県地域出土の瓶を、共伴する甕とともにおよそ時期別に並べてみたものが第1図から第3図である。

瓶は底に孔をあけた土器であることから、当然これを受けた他の土器と組み合ってはじめて機能する。大型の瓶は、大きさ、形、出土状態から、大、中型甕とセットで間違いないだろう。小型瓶については特定できない要素がある。甕の口径と小型瓶の体部径は組み合せれば使用可能の大きさである。小型瓶は煮沸用小型甕に収まって出土する例もあるが、出土状態が収納状態を示す場合も想定でき、即使用状態ともいえない。しかし双方の瓶ともそれぞれ大小の煮沸用甕類と関連のふかいセットとしてとらえうるとして、共伴の甕類を並列して図示した。

ここでは大型瓶の出現を手がかりとして

第1期、大型瓶出現以前 第2期、大型瓶出現期
第3期、発展・定着期 第4期、減少・消滅期
の4時期を設定した。

第1期 大型瓶出現以前（第1図上段）

当地域に古墳時代前期の土器型式として設定されている石田川式土器期から和泉式土器期前半に相当する。この時期の瓶は弥生時代後期から認められる鉢、楕円土器底部に孔をあける小型タイプと同一で、その系譜を弥生時代後期にもとめられる。

概観したところ体部の丸い楕円、直線的な鉢形の2種あり、底部孔は小さな単孔のものが主流である。口縁部は折り返し口縁が多い。楕円のものには内外面ヘラ磨きによる調整を行っている例があり、鉢形にはヘラによるなで調整がみられ、楕円に比べて調整が粗い印象がある。

弥生時代から系譜をひく小型瓶について、その容量の小さいことから蒸し器ではないとする見解が示されているが、柿沼幹夫氏は胴部中程から上にかけて帯状に摩滅痕が巡ること、口縁部の内外面に炭化質の付着物が巡ること、小型甕とのセット関係を示す出土状態から蒸し器であるとしている。^{注10}しかし先にも述べたように、小型瓶と小型甕のセットとしての出土状態は収納状態を示す可能性があり、胴部の摩滅痕も収納の際にいたとも考えられる。

実際に甕と甌を組み合わせて蒸し器として使用する場合には、接する部分に蒸気漏れを防ぐパッキングをする必要があるだろう。大型の甌には、甕と組み合わせる際に当然つくはずのスレや摩滅痕がほとんど観察出来ない。このことは使用時に布を巻くなどの手順を推測させ、小型甌につく摩滅痕が収納状態に因るもので、すくなくとも蒸す作業に因るものでない可能性を補強する。小型甌口縁部内外に付着する炭化物については火にかけた結果と考えるのが妥当であろう。蒸し器としての機能を与えるに不都合はないと考えるが、俄かには結論を出せない。使用の際^{注12}蓋と炭化物付着の関連もふくめて、観察資料の蓄積を心がけねばならないだろう。

当期に相当する住居の火処はすべて炉である。石田川式土器は台付き甕が煮沸具で、大型平底甕も散見するが主体を占めない。和泉式土器の煮沸具は平底の丸胴甕で、台付き甕は一部地域に残存する。甕に見られる両土器形式間の形態変化は漸移的とは言いたい。畿内を中心とする外的影響の上に出現するものといえるだろう。台付き甕による煮沸方法は、台によって炉床から持ち上げて加熱するものである。煮沸具が台を持たない丸胴甕に変わることに応じ、加熱施設に変化が見られるはずと考えるが、この時期には当地域で目立った火処の変化は認められない。

第2期 大型甌の出現期（第1図下段）

ほぼ和泉式土器期後半にあたる。前時期からの小型甌に加えて、新しく大型の甌が登場する。甕は第1期後半と変わらないが、わずかに長胴化のきしが認められる丸胴甕である。

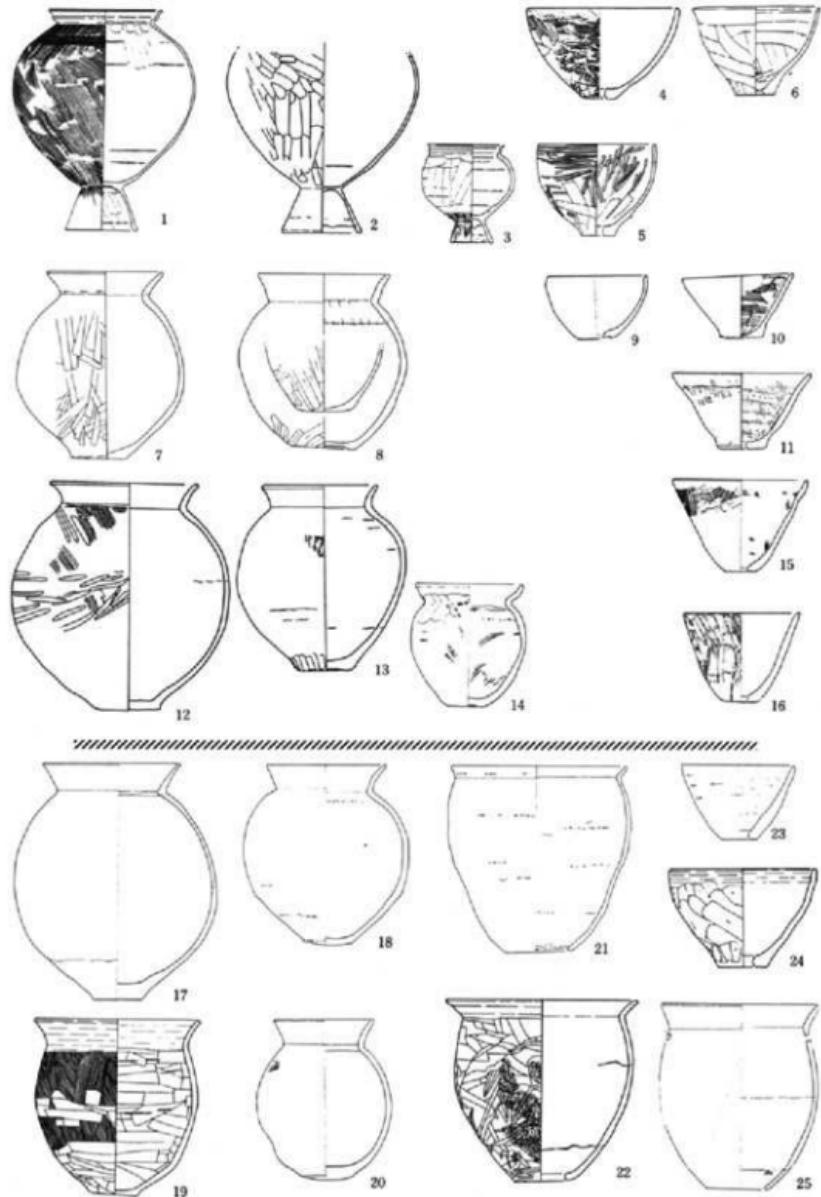
出現期と出現期直後（一部鬼高式土器期を含む）の甌代表例を集めたのが第4図である。

大型甌は口縁部の形状で大きく2種に分類出来る。口縁部をくの字状に外反させるタイプ（A類第4図第2段、第3段）と、体部から内湾ぎみに口縁部へ立ち上がり直行させるタイプ（B類、第4図第1段No76～78）で双方とも体部全体に丸みが強い。A類が一般的で、B類はまれである。A類の底部は、僅かに内側に曲がりはじめ部分を残してくりぬき、筒抜けの状態にしている。体部の調整はヘラ磨き、弱いヘラけずり、ヘラなでなどである。出現期のA類で把手がついたものは当地域ではみかけていない。B類の底部はA類と同じ筒抜けタイプと、平底で小孔を複数くりぬくタイプとがある（No76は不均等な小円孔5個をくりぬく）。B類には崩れてはいるが角状把手がつく。今までのところ、当期のB類では第4図に示した3例を見るのみである。

A類・B類のうち共伴する土器を対比しても、出現に大きな時期差は認められない。西日本の甌の形態を忠実に受け継いでいるB類が先行するとはいえない。B類は今のところ赤城山南麓でもやや東側での出土例である。類例が少ないため危険ではあるが、地域差を考慮すべきであろうか。また第4図第4段は口縁部がくの字で、頸部のくびれが強い甕の形態をもつ甌である。やや時期が新しく第3期前半にあたるが、その後の時期にも同様の甕をもつ甌を使っている。甕とともに小地域間の地域色としてとらえられるだろう。

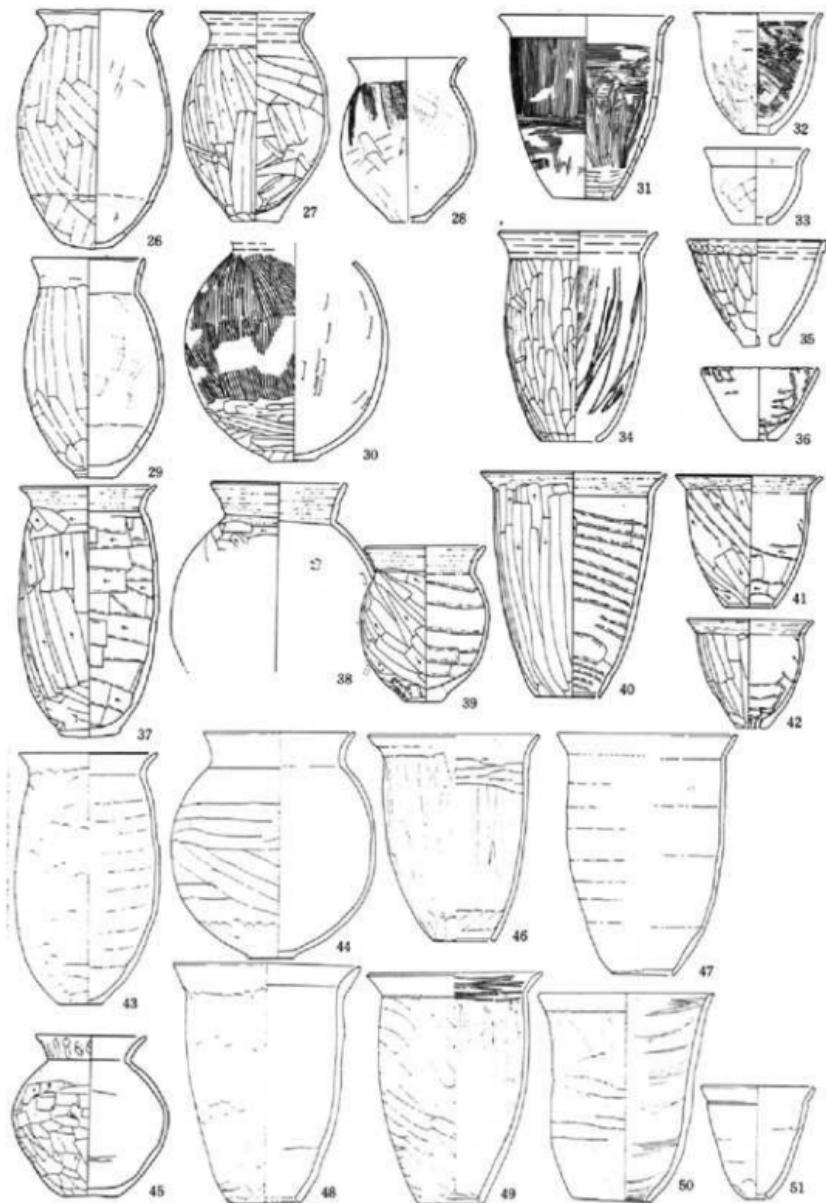
以上の事から、当地域では、口縁部A類のタイプが出現当初から主流であるといえる。このことは当地域の甌出現の経緯を考えうえで重要であろう。

当期に相当する住居の火処は炉の場合とカマドの場合がある。火処が炉で大型甌を出土して



第1図 各期の甕と瓶①

(S: 1/8)



第2図 各期の甕と瓶②

— 99 —

いる住居は少なく、カマドをもった住居では大型甌の出土率は増加する。炉の住居のうちには、カマド出現の影響を受けたと思われる変化を見せていくものもある。炉の周囲に粘土を巻きついている兼師原遺跡H-1号住、石を炉周辺に立てまわしている粋屋遺跡3号住などの場合は、大型甌とカマドとの関連を示すだろう。

第3期 定着・発展期（第2図・第3図上段）

おおよそ鬼高式土器期にあたる。甌は長胴甌が定形化はじめ、煮沸用には長胴甌の大、中、丸胴甌の大、中、小とバラエティーを持つ。おそらくそれぞれの機能分化によるものであろう。大型甌は、口縁部がくの字状に外反し底部筒抜け状の単孔タイプである。胴部は甌の長胴化に呼応するように膨らみを減していく。口縁部の外反の様子も長胴甌の変化と良く対応し、両器種の関連性を裏付ける。体部調整は第3期前半（第2図）には内外へラ磨きを施したものが見られるが、後半（第3図）にかけてはヘラけずりである。内面調整は全体に丁寧である。底部穿孔の状態は、甌底部と同じにつくった底部の下から2、3センチメートル上を切り取って端部を調整したと思われる。第2期の底部調整方法と異なるようだが、両期の甌底径は殆ど同じである。体部の膨らみと底径の大きさとの関係でこうした違いが見られるであろう。

小型甌は、従来の平底で体部直線的に開く鉢形に対して、口縁部がくの字にひらく大型甌をそのまま小さくしたタイプ（第2図No.32・41・42）が出現する。底部は小孔1個が多いが、当期後半には蓮の実状に突刺した多孔タイプ（第3図No.63・71）がみられる。

甌の容量による分化に対応してか、大型甌においても大、中、小と分化が定着する。また後半に器高にたいして口縁部が大きく開くやや特殊なタイプ（第3図No.65・66）が散見する。この洗面器様の甌は、水篭として細かく均一化した胎土を使い、縱方向のヘラけずりで器肉を薄く調整している。底部は小孔1個くりぬか、No.66のように小孔のまわりに突刺孔をあける。出土する率も低く今のところ性格を規定できないが、この手の胎土をもつ杯類とともに注意したい。

当期の住居はカマドも定着・発達し、時期や小地域の実状に合わせて各種の工夫を行っている。

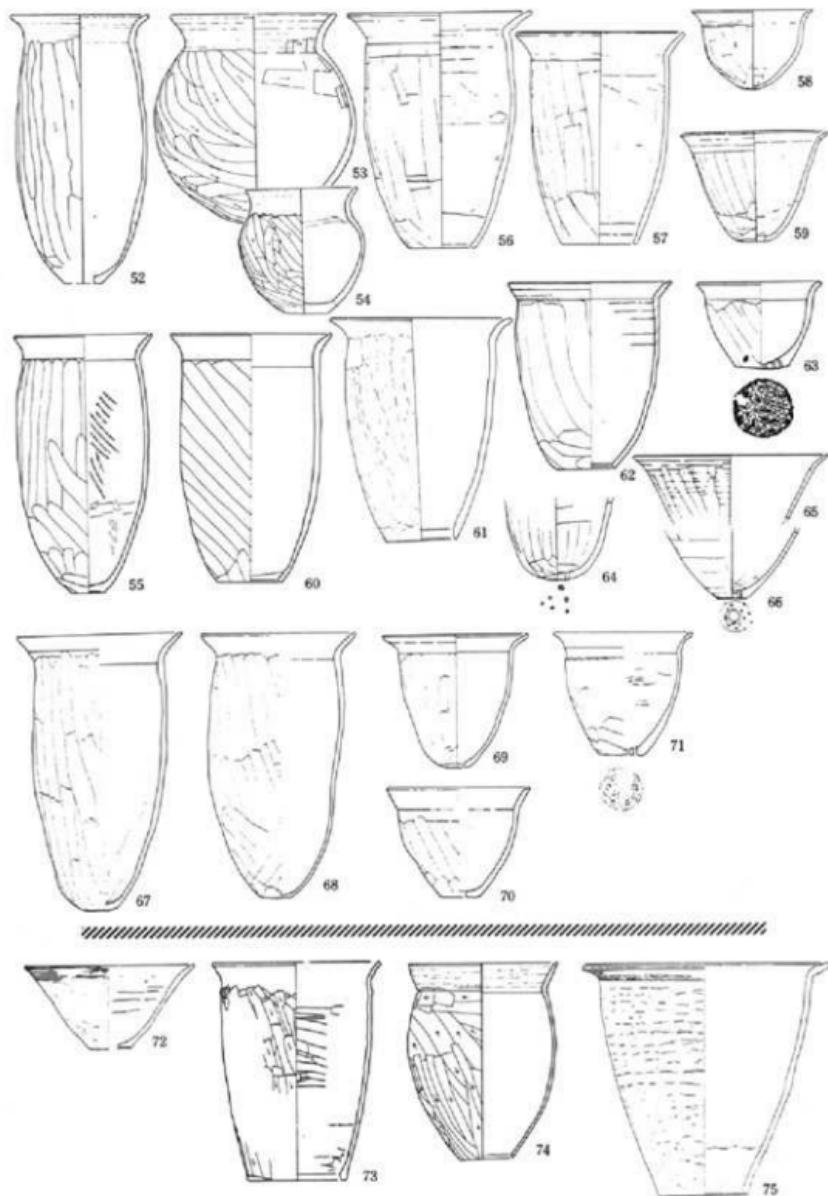
第4期 減少・消滅期とその後（第3図下段）

鬼高式土器期の終末からいわゆる真間式土器期以降に相当する。大型甌は激減する。掲載した資料はほぼ8世紀代に比定されるが、No.73のように体部の膨らみのないタイプ、前代から少量ながら続いている口縁部が開いて底部小孔のタイプ（No.72）、要底部を欠いて調整した転用甌（No.74）などがあるのみで、その後発展しない。7世紀後半にはむしろ小型甌が散見する傾向がある。またNo.75の甌は8世紀後半に比定されているが、口縁部が肥厚して強い外反をすること、底部から体下部へ立ち上がり気味のカーブを持つことから従来の土師器の甌の変化形態ではないと考える。従来の甌は甌と共に形態変化が認められるが、No.75の時期の当地域の甌は体部を薄く削りこむ甌である。同時期に出現する他地域の須恵器甌の形態に近いと思われるが、類例が少ないとから断定は避けたい。

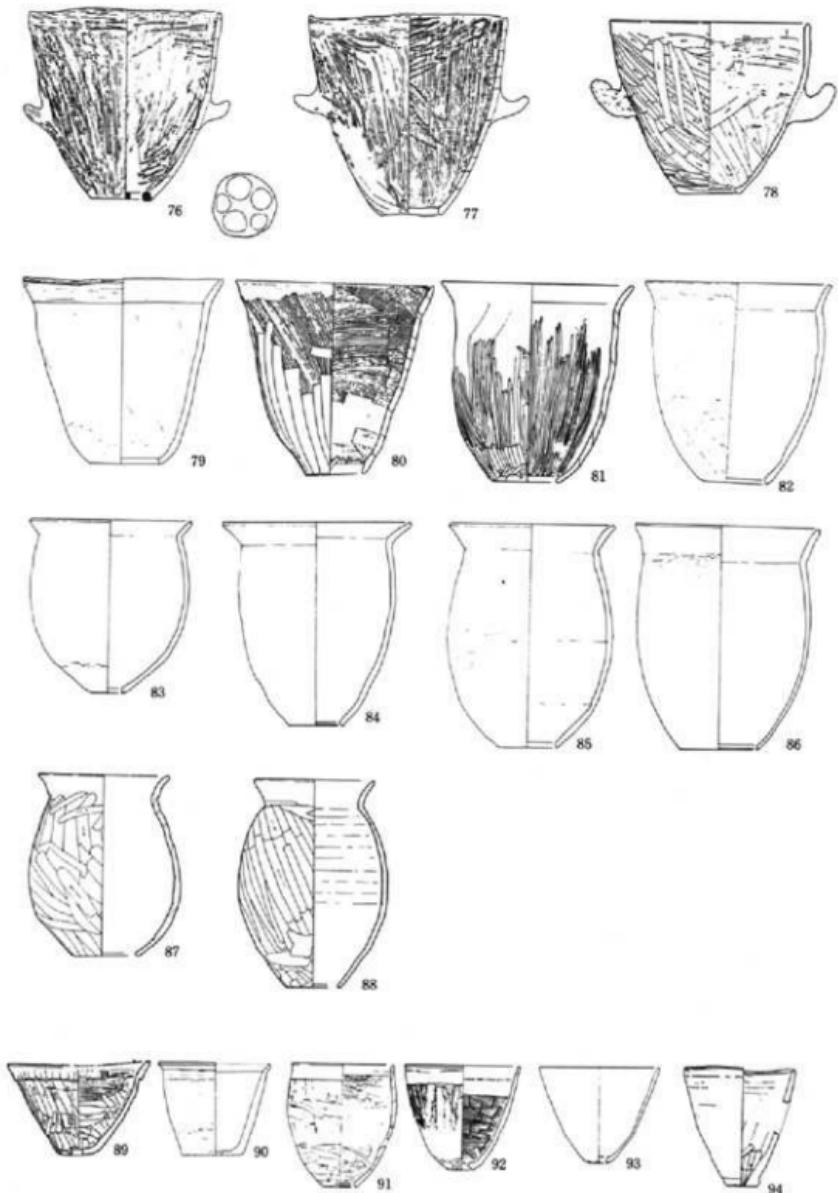
当時期に対応する甌は7世紀後半から体部のヘラけずり調整が強まり、口縁部はくの字で胴部

注14

注15



第3図 各期の甕と瓶③



第4図 出現・定着期の瓶

(S: 1/8)

がわずかに丸みをもつ。8世紀には、器高が短くなる傾向をみせコの字状口縁のケズリ甕へと変化してゆく。この時期にも甕は大、中、小とあり、小型甕には脚台つきのものが多くなる。

8世紀後半以降は土師器の甕は殆ど類例をみない。須恵器生産地や公的性格の強い集落では、^{注16}須恵器甕が出現する。一般集落から須恵器甕が出土するようになるのは9世紀後半から10世紀^{注17}で、煮沸具の羽釜と器形、製作技法ともに密接にかかわる。

当期はカマドが使われており、当地域では竪穴住居とカマドが11世紀まで存続している。カマド構造は燃焼部を住居壁内に掘りこんで一定の強度を保ち、カマド壁材に川原石を多用する。

群馬県地域の甕の特徴

以上、甕の変遷をたどった。群馬県地域の甕の出現と消滅は近接する他地域と同様の経過をたどる。関東地方、長野、新潟、静岡県地域の研究の成果を追認する形となった。大きく東日本に共通する傾向である。

しかし、当地域の甕は、その器形にいくつかの特徴を見ることができる。①ぐの字に外反する口縁部（A類）を持つ・②把手をつけない・③底部は筒抜け状の単孔である。

こうした特徴を持つ甕は、長野県でも東の佐久地方から関東地方北部、東部、東北地方とに分布する。関東地方でも神奈川県、東京西部はB類の口縁部で把手をつけないタイプである。長野県の西部から、静岡県西部の遠州地方、北陸の富山県あたりではB類の口縁部に把手をつけ、底部筒抜けのタイプが分布する。長野県と関東地方の中間地域の山梨、甲府周辺ではA類、B類に把手をつけ、底部筒抜けの単孔がある。西日本では、韓式系土器、初期須恵器とともにA類・B類があり、角状把手をつけ底部は平底で複数孔を穿つ。土師器の甕は口縁部B類が主流で、底部は丸底に複数の孔を穿ち、体部に角状の把手をつけるタイプが多いようである。

B類の口縁部は、静岡西部では端部を外側に折り返す口縁がみられ、同様に関東地方でも神奈川、東京西部地域で折り返し口縁が多用されている。

口縁部の形状は東日本でも選択に地域差が大きい。西日本の甕の特徴を、把手をつけること、底部は複数孔であること限って東日本の甕を見た場合には、遠隔地になるに従って底部を変え、把手をはずす変容をしているとみえる。

畿内の土師器甕出現の経緯については、韓式系土器の甕から土師器甕へ転化するという見解が示されている。調整技法もタタキ目からハケ目への変化が追える。須恵器、韓式系土器の甕は基本的に平底であり、土師器の甕は出現の当初から丸底が多いようである。一方、朝鮮半島には、軟質赤焼の丸底の甕がある。このことは器種の形態変化が、複合した文化伝播経緯のなかで、一系列のみでは説明しがたいことを示唆していると考える。土師器甕の系譜を考える上で、考慮すべき問題である。

群馬県地域の甕は、把手を持たず底部筒抜けの単孔であること、調整技法が共伴する甕と共通することから、出現の当初から既に充分地域化した様相がみてとれる。直接のモデルを須恵器甕に求めることも、韓式系土器甕に求めることにも無理がある。私はかつて土師器大型甕は「須恵

^{注19} ^{注20} ^{注21} ^{注22}

器の模倣として出現するのではなく、模倣すべき源はそれぞれ灰陶系、埴質系の両者にあるだろう」とした。表現が不充分で誤解を与えたむきもあるが、これは須恵器が灰陶系（硬質灰色土器）、土師器は埴質系からという意味である。埴質系とは軟質赤焼のものをさしている。須恵器の模倣からは、日常的に使用している蒸す道具としての機能は出現、定着しないだろうとした考えは変わっていない。もとに日常生活用具の蒸し器の機能を持つものがあって、機能とともに形を写した結果が土師器瓶であると考えている。

現段階では、当地域の土師器瓶が直接どの瓶から成立してくるかは特定できない。しかし、瓶が初めから機能のうえで完成された形を持っていることは注目すべき点である。例えば、瓶の模倣として壺の体部に傷をつけているような機能と結び付かない試行錯誤を、瓶の場合は見せていない。これは瓶の機能をその形とともに良好に理解していたことを示すだろう。また、瓶は同時期の甕と形状、製作技法もよく似ており、時間差による変化も甕の変化と同一の傾向である。当地域では丸胴から長胴へ、ヘラ磨きからヘラなで、ヘラ削りへと変化する。甕類の器面調整にハケ目を多用する癖のある地域では、瓶にも同様の器面調整を行っている。同じ住居出土の甕と瓶が驚くほどよく似ていることがある。甕と瓶は組み合わせて使うというよりむしろ同じ器として、もともと同時にセットとして作るものであったことによるだろう。瓶の形態の地域差は甕の地域差と一体であろう。それでもなお、形態上で当地域の瓶が、把手をつけないという思い切ったアレンジをしているのはなぜかという問題が残る。

3 瓶とカマド——煮炊きの実態——

土師器大型瓶は、住居の火処が炉からカマドに変わる時期に出現してくる。瓶の変遷で第2期とした時期である。全国的にも瓶とカマドは密接に結び付いて出現している。瓶はカマドによってその機能を発揮するといえよう。そこで、次にカマドの構造と具体的な使われかたを明らかにして、おもに定着・発展期の瓶の役割と煮炊きの実態を推測したい。

瓶の出土状況

残念ながら大型瓶が使用状態をしめすように甕に懸かって出土した例は聞いていない。遺物が住居内にたくさん遺されている状態は、通常では有り得ないはずである。しかし遺物が多い住居も検出されている。住居を廃棄する事情に問題があるとしなければならないだろう。一つには災害による生活の中止である。火山災害による黒井峠遺跡や中筋遺跡が好例で、このほか火災による焼失住居がある。また住居を埋めている土の観察からは焼失住居と考えられないにもかかわらず異常に遺物の多い住居もある。投げ込まれた様子のないものを放置の状態と判断している。いずれの場合によって出土状態の持つ意味合いが異なる。そのうち、より使用状態を示していると思われる住居のなかから、瓶の出土地点と出土状況をあげてみると、カマド右脇から壁際、貯蔵穴の周辺にたてかけた状態、あるいは貯蔵穴の中に落ち込んでいる例が多い。焼失住居のなかには、中筋遺跡と同じように屋根下の棚から落ちたことを推察させるような出土状況もみられる。

注24 佐藤義之「須恵器の歴史」

注25 佐藤義之「須恵器の歴史」

カマドの左側一帯と中央部の床面に密着して出土する場合もある。いずれも住居のカマド設置辺側に集中する。収納の際は、破損した大型の土器片を敷いたり、胴部を欠いた壺を置き台にして、口縁部を上にして立て掛けているばかりが多く、カマドを中心とする厨房空間の配置が想定できる。

以上のように、出土状況からは、台所用具としての瓶の位置付けが確定できる。

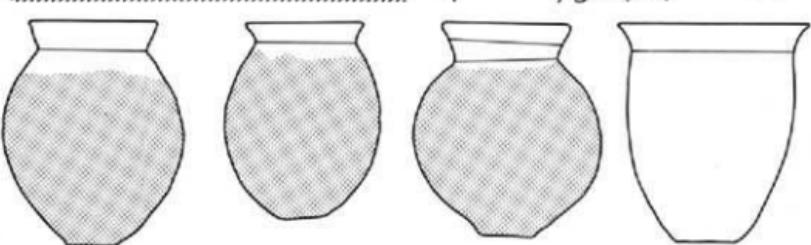
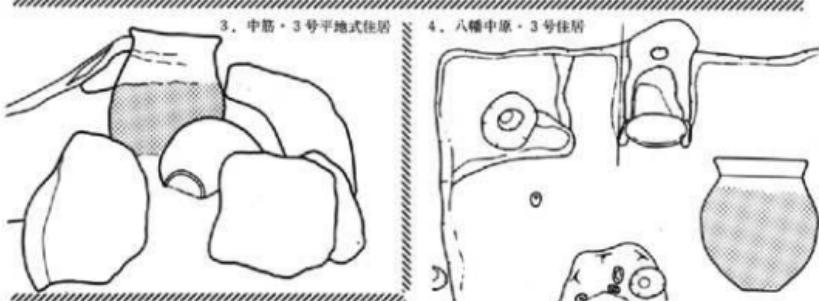
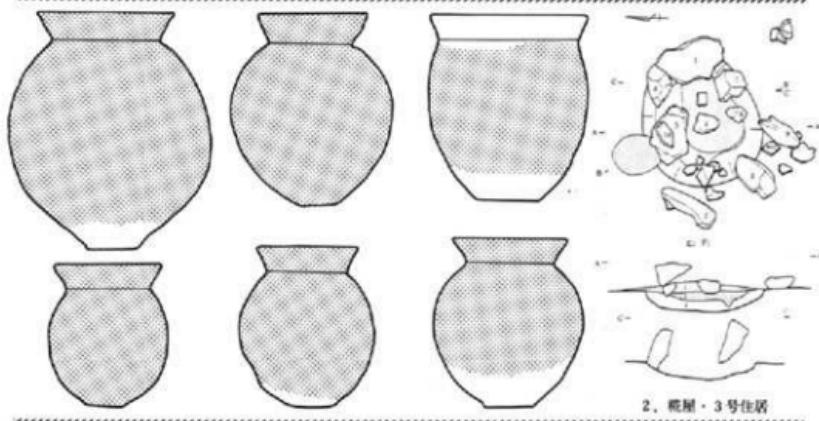
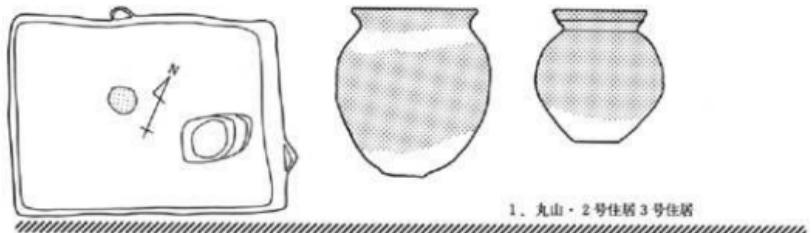
瓶の使用痕

瓶は壺と組み合わせて使うことを想定した場合、体下部に帯状にスレが有るはずであるが、大型瓶にはほとんど観察できない。^{注28}

第2期・出現期にあたる純屋遺跡3号住は、炉の周辺に石組みを持つ。この住居出土の壺類と瓶には外面にススの付着が認められている。炉で煮炊きをした場合は、空気量の調整が不可能であるため、煮沸用壺類の器面ほぼ全体にススが付着する。純屋遺跡の瓶には体部外面にススが付着するが、底部から上へ4センチメートルまではススの付着が見られない。この瓶は、壺と組み合わせた場合に壺の口縁部によってススが遮られる部分に相当する。この瓶にも外面のスレは認められないが、ススの付着の様子から、壺にのせて使用したとしてよい。

カマドを持つ住居から出土する瓶にはほとんどの場合ススの付着が認められない。これは炉とカマドの構造の違いによるものである。第5図は、炉の住居から出土している壺のスス付着状態と、カマドの住居の壺のスス付着状態を示している。上段は大型瓶出現以前・第1期にあたる時期^{注29}の資料、中段は上記の純屋遺跡の資料で共に炉を火廻としている。

炉の住居の壺は体外面全体にススが付着する。頭部にススが付かず口縁部に付く場合もあるが、火勢の具合によるものであろう。壺底部周辺にススが付着していないのは、炉床に直に置いたため・ススの付着していたものが強い加熱によって完全燃焼したため・継続使用によりヒビが入り水漏れを生じてススがとれたという幾つかの見解が示されている。煮沸実験では、水漏れの結果という見解に近い感触をうけたが、1例の実験であり、結論とはしがたい。この問題は壺を炉床から離して加熱したか、置いて加熱したかともかかわり、遺構の観察と土器の観察を統一ないと考える。第5図下段左は、火山災害によって崩壊した中筋遺跡3号平地式住居で、石を芯に粘土を巻いて、作り付けカマドとしている。壺が2個架かったままの状態である。図はカマドの断面を観察した写真から図化したものであるが、カマドに壺が架かっていた状況は理解できる。壺のスス付着の状態は、ほぼカマド天井に接する部分でとまっている。カマドの架け口と壺は密閉されており、煙が架け口から漏れない工夫がされている。そのためススは壺頭部から口縁部に付着しない。下段右は第2期に相当し、カマド設置住居である。カマドは焚き口両側に石を立て、上に長い川原石をのせて焚き口天井としている。側壁はローム質土で築いている。カマド内に壺を2個並べた状態で検出している。カマドに架けた壺の記載がなく確定できなかったが、やや長胴化はじめた壺と丸胴壺、中型、小型壺にはススの付着が認められている。壺には胴部最大径より上の頭部までススが付着し、ススが付かない部分との境がはっきりしている。丸胴壺の口縁



第5図 炉とカマドによるスス付着の様子

部には土が付着しており、カマド燃焼部天井と甕の頸部の間に粘土をまき密閉していたことが分かる。平地式住居のカマドと竪穴式住居のカマドとは、甕と架け口を密閉することで共通する。したがって中筋遺跡3号平地式住居の甕にも、八幡中原遺跡3・9号住の甕にもススの付着は見られない。

さて、甕の内面に使用痕は見られるだろうか。孔を開いた底板や「すのこ」のように内容物を支えながら蒸気を通す道具が土器の内側にあたって痕跡を残すだろう。また、蒸したものが付着していることも有り得ると思う。いくつかの甕からは、内側底部よりやや上に、器面の荒れた「アタリ」を観察出来た。これは材質も形も確認できていないが、「すのこ」状底板が有ったことを示す。内容物の量にもよるが、籠をいれても、簡単に「ひご」を組んでも、使用可能である。また、「アタリ」を境にして色調の違いを観察できる例がある。内容物による変化であるのかどうかは確定しがたいが、可能性はたかい。科学分析をしてみれば何を蒸したかが分かるだろうか。

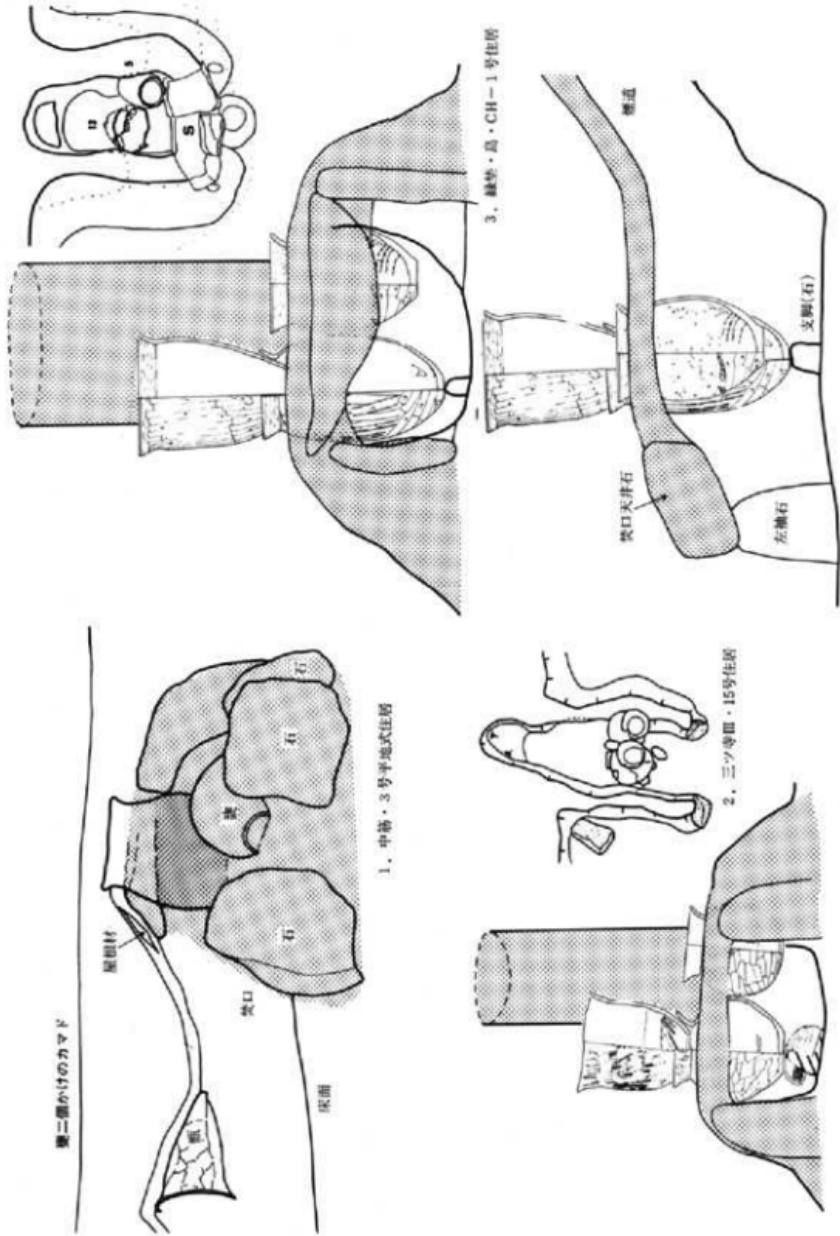
甕と甕

大型甕出現とともに甕にも変化がある。大型甕出現以前では丸胴甕の大、中、小が基本である。甕出現とともに甕が長胴化しはじめる。畿内では長甕が新しい器種として登場するととえられ^{注32}ているが、当地域では前代の甕が漸移的に変化する。一方、煮沸用丸胴甕は長く存続する。

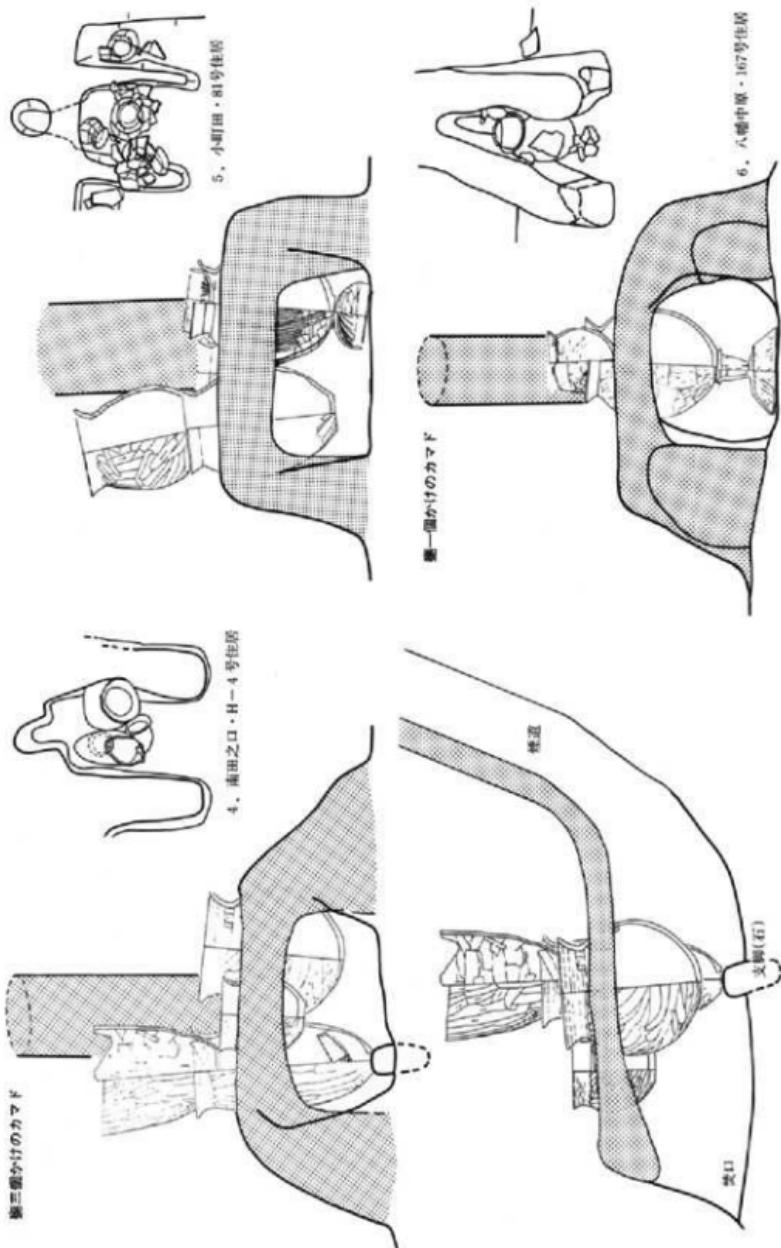
一住居で使われていたと思われる甕には、長甕(大とやや小振りの2種)、丸胴甕大、中、小がある。すべて加熱の痕跡がある。個体数は厳密に検討していないが、長甕2個から3個、丸胴甕大1個、中1個から2個、小1個が基本であろうか。これに甕が大、小つく。甕の住居に対する平均出土個体数は、柿沼氏の検討結果とほぼおなじ傾向をたどる。^{注33} 中筋遺跡では2軒の平地式住居に甕がそれぞれ1個ともなうようである。甕が煮沸用であることは明らかで、形と大きさによって、使い分けがあったと思われる。甕に組み合う甕は、形態・技法に同一傾向の変化をたどる長甕が基本であろう。長甕の内面には、内容物が焦げ付いたような痕跡がほとんど認められない。湯水をわかしたとき、水分が蒸発して出来る帯状の変色部が確認できる程度である。この変色帶は、甕の頸部よりやや下がったあたりから上胴部にかけてめぐることが多いので、この変色帶のあたりまで内容物が入れてあったことが分かる。およそ甕の器高の7分目から8分目程度である。これは、甕がカマド内に入れて炎の当たる部分の高さよりや低く、内容量と炎のあたる範囲の関係を示し、加熱効果の上で合理的である。^{注34} 丸胴甕、小型甕には内側に炭化物が観察できる例がある。いずれもオコゲと呼べるほどのものではないが、小型甕は一様に炭化物のつきかたが明確である。

古墳時代後期以来平安時代まで、はっきりと焦げ付きの観察できる例は見当たらない。一住居で甕の種類がいろいろあり、すべてが甕用とは考えられない。しかも、炉の時期にはかなりの頻度で炭化したこびりつきが見られることから、カマド採用によって火力の調整が飛躍的に容易になり、焦げ付きを生じるような調理の失敗は極端に少なくなったと考えている。ひどい焦げ付きではなく、ネバが焦げつく程度であれば煮炊きを継続的に続けることで薄くなってしまうし、し

^{注35}



第6図 カマド使用状態想定図



しばらく乾燥の状態にあるとボロボロ剥落してくる。カマドの採用にこうした原因が重なって、壺類にはこびりつきが薄いのだろう。慣用と思われる長壺の使用痕と、他の壺の使用痕のちがいを丹念に検討し直す必要があるだろう。長壺がすべて壺専用に使われていたとは、考えられない例もあって一様には処理出来ないが、壺の出土率が低い地域や時期についても、また別の結果が得られるかも知れない。壺の材質を木製に求める見解も根強い。^{注37}^{注38}^{注39}

以上の事から、定着・発展期の壺と壺は一住居内でおよそ1個対数個の割合で保有されており、この組み合わせが当時の調理用具の基本であり、さらに食生活の基本であったと考えられる。

カマドの使いかたと煮炊きの実態

当地域の古墳時代後期の集落遺跡では、カマドに壺が懸けたままの状態の住居が検出されている。先に述べたように被災住居の場合と、何等かの理由が有って放置した場合と考えられるが、いずれもカマドの使用状態を良く止どめている。

そうしたカマドを検討した結果、壺のかけかたに幾つかのタイプがあることが分かった。①壺1個かけのもの・②壺2個かけのもの これには焼き口にたいして横に並べた場合(a)と縦に並べた場合(b)と有る・③壺3個かけのもの である。

かけてある壺は長壺と丸胴壺、長壺2種、丸胴壺の2種、壺2個かけに小型壺である。

一番多く見られるのは2個横並べのもの(②-a)である。しかし3個かけの場合も意外と多い。1個かけと2個かけ縦列タイプ(②-b)は少なく、特に2個かけ縦列タイプはやや古い時期に位置付けられる可能性がある。3個かけは手順の上からは2個かけの隙間にかけるだけで、2個かけの変形パターンとできるかも知れない。

2個かけ(②-a)のカマドではどちらか一方の壺が支脚の上に据えられ、もう一方の壺は側壁との間に差し込まれた状態で、床から浮いた状態である。支脚が燃焼部幅中央より左右どちらかに寄っているのは壺を複数かけるためであることが分かる。支脚に据えられているのは長壺である場合が多い。全く同じ大きさの壺がかかる場合は少ない。大きい方や重さのかかる方の壺が支脚に乗るのだろう。しかし、宙に浮くかたちに壺を架けたのは、物を入れて煮ることに耐えられるのか、また、小型壺などは下からの支えをするには距離が有りすぎるし、燃焼部床におけるカマドのなかに入り込んでしまって、とても煮炊きにつかえる状態ではないなど、幾つかの疑問がわく。これはカマドのかけ口に壺を架けるのではなく、壺とカマドの壁でお互いにもたせかけあい、燃焼部天井も粘土で密閉することによって解決する。カマドの構造上一番脆弱な部分は壺を受ける部分と天井部であるので、これによりカマドの強度も保持でき、壺の位置も固定出来る。この状態ではかけ口を壊さないと壺を取り出せない。容易にはかけはずしが出来ない「壺すえつけ調整」のカマドである。

私は、一住居で保有していた壺の種類が多いこと、従って壺胴径がいろいろであることと先に記したススの付着範囲、実際の放置カマドの観察とから、当地域の作り付けカマドは壺すえつけ調整タイプが基本形であると考えている。しかし、壺すえつけ調整のカマドの場合は、日常的な

煮炊きの場面で不都合が生じる。すえつけた状態のままでは内側が洗いにくいとか、幾つかの調理がほぼ同時に進まなければならないなどの問題である。ほかの甕をかけるような「かけはずし」は、カマド天井部を壊すことになる。

しかし、被災住居の場合でも、カマドに甕がかかっていない場合もあり、実際には状況に応じてかなり頻繁に「かけはずし」をおこなっていたとも考えられる。^{注40}

煮炊き実験では、カマドをつかっているうちに、甕をすえた際に充填した粘土は収縮して亀裂ができ、剥がれやすくなつた。継続して使用する場合は、土をこねて亀裂をふさぐ簡単な補修をすれば良い。甕をはずす場合には、周辺に水をうって土を湿らせれば簡単に土がはずれる。大部分の調査例にみられるようにカマドの焚き口から煙だしにかけての天井部分は、崩壊して残っていない場合が多い。このことは、カマドの構造的な弱さの他に、「かけはずし」の度に一部破壊を行うことが関連していると考えている。^{注41}

以上のことから、カマド使用の際に修理・補強は日常的な行為であったと考えたい。

甕がかけたままの状態で検出したカマドの使用状態を想定復元してみたのが第6図である。甕類はカマドにかかっていたと報告されているもので、カマド平面図と断面図から正面観を合成し土器の実測図を嵌め込んだ。櫃は同じ住居から出土しているものである。トーンの部分は粘土で覆う部分である。縦断面図の図は、焚き口にむかって右の側壁をはずした状態と見ていただきたい。第6図2は2個かけの例としたが、焚き口から甕までの距離がややながめであるので、3個かけの可能性もある。また、6は1個かけの例としたが甕の上に小型甕をのせており、縦に2個かけていた小型甕をとりあえずのせただけともみえる。

カマドの使用を検討した結果から、共通する事柄を揚げてみる。実際に火を焚く場所は焚き口から支脚までの間で、カマドを調査していると床面が強く焼土化しているのが認められるがこの部分である。支脚は石をすえたり、杯を重ねたり、高杯を逆さにすえたり、かける甕に合わせて高さ調整をこまめに行っているようである。カマド周辺から出土する杯類に支脚にのせた痕跡をみるとことがある。最終的な使用状態も観察すべきだろう。焚き口の天井部は前面は低く燃焼部にむかって高くなるように作っただろう。炎の逆流を防いで加熱効果があがる。

以上みてきたような構造と特徴をそなえたカマドでは、甕を複数かけて一度に数種類の調理が可能であったと考えて良いだろう。

4 おわりに

櫃の変遷と機能について検討してきたが、最後に櫃で何を蒸したのか、また大型櫃出現背景は何かという疑問についてもふれておきたい。

まずカマドの検討から、一度に複数の調理が行われている可能性が大きいことが指摘できる。その中で櫃は長甕とセットになり、調理用具組み合わせの一つである。また、出土状況からは、かなり日常的な調理道具として位置付けられるだろう。

複数の料理を同じ火力で処理するとなれば、作るものは限定されて、水分の多いものが考えられる。炊飯のような、その料理特有の火力調整が必要な調理には向かない施設の在り方といえる。

甑でなにを蒸したのかとともに、甕でなにを煮たのかも重要な課題である。現在の生活から類推すれば、蒸す料理はごく限定される。米で強飯を作ったとするのが無理のないところであろうが、他の甕とともに現代科学分析の技術にも期待したい。ご飯に一汁、一菜などという食生活がいつ出現するのか興味はつきない。

甑出現の背景

群馬県地域で甑の出土率に地域差を認めることは出来ない。甑が盛行する時期や出土状況は東日本という単位で同一の様相がとらえられるよう、その背景を考えるうえで重要である。

甑の盛行時期には米を常食とできたのか、米を蒸したとしてその米は「うるち」なのか「もち」なのか、問題が多い。いずれもすぐには答えが出せないが、現在栽培されている陸稻はほとんど「もち」種であるという事実は参考に出来ないか。

古墳時代中期から後期にかけて、東日本では新しい灌漑技術の導入による水田の耕作地拡大がおこなわれたとされている。群馬県地域では集落立地が沖積地近辺から台地内部へ変化してゆく過程と、生産域の拡大を明解に分析した見解が示めされている。^{注43}私は、水田耕作地の拡大とともに稲作指向がさらに強まり、畠作にも技術的革新がおよび、陸田が拡大し、その基盤の上にさらに水田の拡大があると予測したい。推測に推測を重ねることになるが、陸田で栽培された陸稻が「もち」種であったとはいえないだろうか。

甑をつかった蒸す調理方法は遠く中国大陆に出発するという。朝鮮半島を経由して日本の群馬県地域に伝来するまで長い時間を要している。これは新しい調理用具や調理方法がある地域に出現・定着するということが、その前提条件として調理方法にふさわしい材料の変化と、食物素材を安定して入手できる経済的基盤の成立を含んでいるためであるといえよう。甑の出現・定着の背景には、農耕技術の革新と生産量の増大、それらを可能にした社会・政治情勢の問題が浮かび上がってこよう。

はじめにあげた問題点のうち、甑の消滅の意味については全く触れることができなかった。その他にも不十分な部分が多く、甑の変遷と食生活習慣の変遷という課題に遠い結果となった。稿を改めて補充として書きたい。

小文を記するにあたって多くの方々から御教示をいただいている。末尾ながら記して感謝の意としたい。

赤木克視、飯塚 誠、石井克巳、井上和人、井上 太、井藤暁子、泉森 眞、石塚久則、宇田川千恵、内本勝彦、大塚昌彦、大木伸一郎、女屋和志雄、川原嘉久治、鹿沼英輔、木下正史、小林良光、合田幸美、佐原 真、佐川正俊、志村 哲、関 晴彦、関口功一、竹谷俊夫、田野倉武男、中沢 哲、春山秀幸、原 芳明、福田健司、藤原 学、藤巻幸男、増田孝彦、右島和夫、向坂鋼二、依田治雄、若林正人、渡辺 剛（敬称略）

注及び参考文献

- 1 ここでは古墳時代以降の甕を転用した瓶をさす。
- 2 - 1 岩崎卓也「瓶少考」「信濃」18巻4号1966
- 2 - 2 木下正史「古代炊飯具の系譜」「古代・中世の社会と民俗文化」1976
- 2 - 3 佐原真「煮るか蒸すか」「飲食史林」第7号1987/5
- 3 柳瀬昭彦「米の調理方法と食べ方」「弥生文化の研究 2 生業」雄山閣1988/3
- 4 関野義子「食生活」「日本考古学を学ぶ」2 1979・注 2 - 3 文獻
- 5 - 1 柳瀬昭彦「瓶形土器に関する一考察」「埼玉考古」1976
- 5 - 2 俊森紀己子「かまど出現の背景」「古代」72号 幸田考古学会 1982/3
- 5 - 3 板口一「群馬県における出現期の須恵器模倣土器」「勝保沢中ノ山遺跡I」(文献No.に同じ)
- 5 - 4 田中清美「古代河内地域出土の韓式系土器」「弥生・古墳時代の大陵系土器の諸問題III」
- 5 - 5 中西克宏「須恵器出現期の土器部・煮沸用土器を中心にー」「紀要」(財)東大阪市文化財協会1985
- 5 - 6 中村倉司「大型瓶」「土壺考古」5号1982
- 5 - 7 中村倉司「器種組成の変遷と時期区分」「土壺考古」9号 1984/10
- 5 - 8 横田喜一「日本上代の瓶について」「日本古文化論叢」櫻原考古学研究所編 吉川弘文館1970
- 6 - 1 注 2 - 3 文獻・佐原真「古代農耕20項」「日本考古学協会シンポジウム発表要旨」1988/10
- 7 板口一「古墳時代後期の土器の編年ー三ツ寺遺跡を中心とした土器部と須恵器の平行関係ー」「群馬文化」208 1986
- 板口一「群馬県における古墳時代中期の土器編年」「研究紀要」4(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986
- 板口一「東国須恵器の一様相ー関東甲信地方における出現期の須恵器について」「考古学雑誌」第74巻第1号 1988-1
- 8 下佐野遺跡II地区5区5・7号位N587の小型瓶はN594の小型甕に組み合って出土している。
- 9 女郎と志雄 他「下佐野遺跡II地区」群馬県教育委員会(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1986
- 10 当地域の弥生時代中期には小型の瓶が確認されている。瓶型、鉢型とあり器形のうえからは系譜をたどれるだろう。弥生時代の瓶には赤色胎形が施されている場合がある。
- 11 相京建史「猪里・庚申塚遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1981
- 12 注 2 - 3 文獻
- 13 注 5 - 1 文獻
- 14 柳瀬氏が提示された資料には口縁部の内外面に炭化質の付着物がめぐらしくある。私の観察できた範囲ではそうした類例にあたっていない。炭化質のものがススであつて、口縁部内面に付着するのではなく落とし蓋状であったことになる。内容物が暖められたことによって付着している場合には、口縁部外側の付着が説明しがたい。
- 15 志村哲「F9薬師原遺跡」藤岡市教育委員会 1985
- 16 小林良光「市内遺跡」浜川市発掘調査報告書第19集 浜川市教育委員会 1988/3
- 17 松村恵司「山田水呑遺跡」「山田水呑遺跡」山田水呑調査会 1977
- 18 千葉県山田水呑遺跡、埼玉県若葉台遺跡、鳩山塙跡群、新久宿、八坂前室、群馬県薬師寺南遺跡等
- 19 外山政子「瓶についてー平安時代の瓶を中心にしてー」「研究紀要」4群馬県埋蔵文化財調査事業団1986
- 20 注 5 参照
- 21 注 5 - 1
- 22 原芳明氏の御教示による。
- 23 板井秀弥「古代のご飯は蒸した『飯』であった」「新潟考古学談話会会報」2 1988/10
- 24 向坂剛二氏の御教示による。
- 25 注 5 - 4 文獻
- 26 注 18 と同じ
- 27 土器の垢には体部に孔をあけかけたものや、孔をあけたものがある。いずれも焼成後の穿孔であり、不整形な大きさで実用とは思えない。
- 28 石井克巳「子持村村誌」子持村教育委員会1987
- 29 石井克巳「黒井峯遺跡発掘調査概報」子持村教育委員会1987
- 30 大塚昌彦「中筋遺跡」第2次発掘調査概要報告書 浜川市発掘調査報告書18浜川市教育委員会1988/3
- 31 注 14 と同じ
- 32 西田健彦「丸山・北原」群馬県教育委員会1987
- 33 注 21 と同じ
- 34 神戸聖謙 他「八幡中原遺跡」高崎市文化財調査報告書31集 高崎市教育委員会 1982
- 35 注 5 - 5 と同じ
- 36 注 5 - 1 と同じ
- 37 大塚昌彦氏の御教示による。
- 38 内容物の量と加熱部位は当然ながら密接な関係にある。内容物の量に対して加熱する面積を多くすることが、調理時間の短縮につながる。

- 36 当地域では平安時代に羽釜・土釜とよんでいる土製釜が煮沸具の中心となる時期がある。双方とも内側に炭化物の付着する例は大変少ない。しかし、全く無い訳ではないが、コゴとよべるほどではない。
- 37 カマドに長甕を2個かけている例からは、長甕が瓶専用のみとは考えにくい。
- 38 碓内の古墳時代長甕の内面にも目立った炭化物の付着などが見られないようである。
- 39 名井文明「わが國窯の伝来と焼成に関する一考察」『岩手県立博物館研究報告』第5号 1987/7
- 40 中筋道路3号窓穴式住居では、カマドから甕がはずして、住居隅にたてかけた状態であった。
- 41 家を放棄する際にカマドを壊す祭り行為が想定されているが、壊すのか、壊れるのか、慎重な検討が必要だろう。
- 42 カマド使用の状態からは日常的な工夫が看取できる。支撑も2個並べていたり、甕を重ねたり、甕に杯や高杯で蓋をしたり、実に様々である。
- 43 小島敏子「初期農耕集落の立地条件とその背景」『群馬県史研究』24群馬県史編纂委員会1986/10
- 44 渡辺芳郎「漢代カマド形器考—形態分類と地域性—」『九州考古学』第61号1987/1
「日本とアジアに実った稻作文化」(財)食生活情報サービスセンター1987/3
- 45 羽鳥政彦「田中田遺跡・崖谷戸遺跡・見眼遺跡」富士見村教育委員会1986
- 福田健司「古代から中世へ」「東京考古」4 東京考古学講話会1986/4
- 福田健司「日野市落川遺跡調査概報」日野市落川遺跡調査会 1981/3
- 古都正志、田野倉武男「他「F2 緑豊地区遺跡群」」
- 藤田至希子「古墳時代前期の煮沸形態についてー矢部遺跡を中心にしてー」「矢部遺跡」奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第49号奈良県立橿原考古学研究所1986
- 石坂茂「荒砥北原遺跡、今井神社古墳群・荒砥青柳遺跡」群馬県教育委員会(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986
真下高幸「温井遺跡」群馬県教育委員会(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1981
- 井川達雄「三ツ寺田遺跡・保渡田遺跡・中里天神塚古墳」群馬県教育委員会、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985
- 塙敏敏「伊場遺跡遺物編」伊場遺跡発掘調査報告書第6号 浜松市教育委員会 1987
- 石坂茂「勝保沢山口山遺跡」群馬県教育委員会(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1988
- 坂口一「櫛名山二ツ岳起源FA・F P層下の土器と須恵器」「荒砥北原遺跡」(文献No. に同じ)
- 飯田陽一、能登健「荒砥東原遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1984
- 大木紳一郎「小角田前遺跡」群馬県教育委員会、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985
- 駒見和夫「古代における炉とカマド」「信濃」第36巻第4号1984/4
- 富田好久「古代に於ける炉とカマドの変遷」「未永先生米寿記念献呈論文集」
- 横川好富「竈の出現とその背景—埼玉県を中心としてー」「埼玉の考古学」柳田敬司先生還暦記念論文集
- 川西幸宏「形容詞をもたぬ土器」「考古学論考」小林行雄先生古希記念論文集
- 鹿田雄三、飯田陽一「荒砥上川久保遺跡」群馬県教育委員会、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 小島敏子、藤巻幸男「小町田遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1984
- 小暮誠、中野寛、原田和博、福田瑞穂「南田之口遺跡」前橋市埋蔵文化財発掘調査団1985
- 第1回
- 1 下佐野遺跡7区45号住No1556
- 2 田中田遺跡33号住No34
- 3 下佐野遺跡7区45号住No1548
- 4 田中田遺跡5号住No2
- 5 下佐野遺跡7区24号住No251
- 6 下佐野遺跡7区45号住No1554
- 7 勝保沢山口山遺跡19号住No15
- 8 勝保沢山口山遺跡19号住No17
- 9 田中田遺跡31号住No32
- 10 勝保沢山口山遺跡19号住No9
- 11 荒砥鬼子窯遺跡 遺構No14
- 12 田中田遺跡33号住No19
- 13 田中田遺跡13号住No15
- 14 田中田遺跡33号住No11
- 15 田中田遺跡13号住No21
- 16 田中田遺跡37号住No8
- 17 眼鏡道路3号住No35
- 18 荒砥東原遺跡2号住No29
- 19 小神明・藤ノ気道跡2号住No128
- 20 瓶屋道路3号住No37
- 21 荒砥東原遺跡21号住No26
- 22 小神明・藤ノ気道跡29号住No505
- 23 荒砥東原遺跡21号住No25
- 24 小神明・藤ノ気道跡29号住No52
- 25 瓶屋道路3号住No40
- 第2回
- 26 三ツ寺田遺跡5号住No1
- 27 小神明・九糸田遺跡5号住No11
- 28 三ツ寺田遺跡5号住No4
- 29 三ツ寺田遺跡5号住No2
- 30 小神明・九糸田遺跡5号住No96
- 31 三ツ寺田遺跡5号住No22
- 32 三ツ寺田遺跡27号住No10
- 33 三ツ寺田遺跡27号住No11
- 34 小神明・九糸田遺跡58号住No413
- 35 小神明・九糸田遺跡58号住No6936、縦壁・上底
遺跡L-H-14号住No840
- 36 縦壁・上底遺跡L-H-14号住No33
- 38 縦壁・上底遺跡L-H-14号住No25
- 39 縦壁・上底遺跡L-H-14号住No505
- 40 縦壁・上底遺跡L-H-14号住No248
- 41 縦壁・上底遺跡L-H-14号住No156
- 42 縦壁・上底遺跡L-H-11号住No1035
- 43 小角田前遺跡131号住No17
- 44 小角田前遺跡131号住No3
- 45 三ツ寺田遺跡15号住No6
- 46 小角田前遺跡24号住No17
- 47 小角田前遺跡12号住No7
- 48 小角田前遺跡131号住No2
- 49 小角田前遺跡132号住No5
- 50 小角田前遺跡131号住No5
- 51 小角田前遺跡131号住No4
- 52 両田之口遺跡H-4号住No42
- 53 両田之口遺跡H-4号住No33
- 54 沼田之口遺跡H-4号住No69
- 55 小角田前遺跡100号住No17
- 56 下佐野遺跡5区57号住No586
- 57 下佐野遺跡5区57号住No589
- 58 下佐野遺跡5区57号住No795
- 59 下佐野遺跡5区57号住No587
- 60 小角田前遺跡100号住No8
- 61 畠井遺跡13号住No14
- 62 小角田前遺跡100号住No9
- 63 小角田前遺跡10号住No6
- 64 下佐野遺跡5区4号住No311
- 65 下佐野遺跡5区4号住No309
- 66 下佐野遺跡5区57号住No588
- 67 小角田前遺跡105号住No7
- 68 小角田前遺跡18号住No5
- 69 小角田前遺跡18号住No2
- 70 小角田前遺跡18号住No7
- 71 小角田前遺跡20号住No1
- 72 大久保A遺跡II区57号住No8
- 73 荒砥島原遺跡B-9号住No5
- 74 縦壁・大工ヶ戸遺跡BH-1号住No21
- 75 大久保AII遺跡150号住No2

第4回

- 76 鶴川・新宿道路B H - 4号住No.
- 77 鶴川・新宿道路B H - 4号住No.
- 78 宮城島原道路B - 2号住No.16
- 79 八幡中原道路152号住No.5
- 80 鶴之内道路G H - 25号住No.1
- 81 三ヶ寺田道路2号住No.18
- 82 温井道路7号住No.61
- 83 温井道路23号住No.63
- 84 温井道路31号住No.31
- 85 温井道路15号住No.3
- 86 温井道路4A号住No.42
- 87 小町田道路61号住No.8
- 88 小町田道路15号住No.5
- 89 宮城島原道路C - 7号住No.15
- 90 八幡中原道路112号住No.6
- 91 宮城上川久保道路5区15号住No.10
- 92 宮城上川久保道路6区8号住No.14
- 93 温井道路23号住No.65
- 94 八幡中原道路167号住No.12

第5回

- 上段、丸山道路2号 / 3号住
- 中段、祇園道路3号住
- 下段左、中原道路3号平地式住
- 下段右、八幡中原道路39号住

第6回

- 1 中野道路3号平地式住
- 2 三ヶ寺田道路15号住
- 3 緑豊・島道路C H - 1号住
- 4 南田ノ口道路H - 4号住
- 5 小町田道路81号住
- 6 八幡中原道路167号住

左兵庫小九伊勢別臣諸膳 左右衛官生各一人
 土田直鏡氏「類從三代所取官符の上題」(『佛教史研究』四号)によれば、承和年間後半から齊衡年間にかけて宣者として頒出する藤原良房が太政大臣となつて天安元年以降は、弟の良相が事実上藤原良房の立場で宣者として頒出していることが示されている。「三代実錄」(承和四年十月十日条)の藤原良房著述伝に吉報之朝、專心機機」とあるのは、かような良相の立場を物語るものであろう。なお同著述には、「大臣本習内典、精熟真言、至是禮起萬解、大事守法」をはじめとする良相の仏教施設のあり様を伝える記載が見られ、前述の大枝音人・香原覺善とともに大仏修理事業の背景にある精神的基盤の一端を知り得るのである。

貞觀元年十一月一日付御牒(『東南院文書』一一〇〇号)。
 前掲註(2)。
 貞觀二年正月五日付信牒(『東南院文書』一一〇一号)。
 貞觀二年正月七日付信牒(『同』一一〇三号)。
 日本紀略、「扶桑略記」。
 東大寺要錄「講堂供養事」。
 日本紀略」。
 前掲註(3)。
 舜喜八年六月九日任(『東南院文書』一一七二号)。その後時望が弁別當に任せられる承和十九年五月二十三日(『東大寺別当當任第』智道多)までその任にあつたと思われる。

(74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (570) (571) (572) (573) (574) (575) (576) (577) (578) (579) (571) (572) (573) (574) (575) (576) (577) (578) (579) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (710) (711) (712) (713) (714) (715) (716) (717) (718) (719) (711) (712) (713) (714) (715) (716) (717) (718) (719) (720) (721) (722) (723) (724) (725) (726) (727) (728) (729) (721) (722) (723) (724) (725) (726) (727) (728) (729) (730) (731) (732) (733) (734) (735) (736) (737) (738) (739) (731) (732) (733) (734) (735) (736) (737) (738) (739) (740) (741) (742) (743) (744) (745) (746) (747) (748) (749) (741) (742) (743) (744) (745) (746) (747) (748) (749) (750) (751) (752) (753) (754) (755) (756) (757) (758) (759) (751) (752) (753) (754) (755) (756) (757) (758) (759) (760) (761) (762) (763) (764) (765) (766) (767) (768) (769) (761) (762) (763) (764) (765) (766) (767) (768) (769) (770) (771) (772) (773) (774) (775) (776) (777) (778) (779) (771) (772) (773) (774) (775) (776) (777) (778) (779) (780) (781) (782) (783) (784) (785) (786) (787) (788) (789) (781) (782) (783) (784) (785) (786) (787) (788) (789) (790) (791) (792) (793) (794) (795) (796) (797) (798) (799) (791) (792) (793) (794) (795) (796) (797) (798) (799) (800) (801) (802) (803) (804) (805) (806) (807) (808) (809) (801) (802) (803) (804) (805) (806) (807) (808) (809) (810) (811) (812) (813) (814) (815) (816) (817) (818) (819) (811) (812) (813) (814) (815) (816) (817) (818) (819) (820) (821) (822) (823) (824) (825) (826) (827) (828) (829) (821) (822) (823) (824) (825) (826) (827) (828) (829) (830) (831) (832) (833) (834) (835) (836) (837) (838) (839) (831) (832) (833) (834) (835) (836) (837) (838) (839) (840) (841) (842) (843) (844) (845) (846) (847) (848) (849) (841) (842) (843) (844) (845) (846) (847) (848) (849) (850) (851) (852) (853) (854) (855) (856) (857) (858) (859) (851) (852) (853) (854) (855) (856) (857) (858) (859) (860) (861) (862) (863) (864) (865) (866) (867) (868) (869) (861) (862) (863) (864) (865) (866) (867) (868) (869) (870) (871) (872) (873) (874) (875) (876) (877) (878) (879) (871) (872) (873) (874) (875) (876) (877) (878) (879) (880) (881) (882) (883) (884) (885) (886) (887) (888) (889) (881) (882) (883) (884) (885) (886) (887) (888) (889) (890) (891) (892) (893) (894) (895) (896) (897) (898) (899) (891) (892) (893) (894) (895) (896) (897) (898) (899) (900) (901) (902) (903) (904) (905) (906) (907) (908) (909) (901) (902) (903) (904) (905) (906) (907) (908) (909) (910) (911) (912) (913) (914) (915) (916) (917) (918) (919) (911) (912) (913) (914) (915) (916) (917) (918) (919) (920) (921) (922) (923) (924) (925) (926) (927) (928) (929) (921) (922) (923) (924) (925) (926) (927) (928) (929) (930) (931) (932) (933) (934) (935) (936) (937) (938) (939) (931) (932) (933) (934) (935) (936) (937) (938) (939) (940) (941) (942) (943) (944) (945) (946) (947) (948) (949) (941) (942) (943) (944) (945) (946) (947) (948) (949) (950) (951) (952) (953) (954) (955) (956) (957) (958) (959) (951) (952) (953) (954) (955) (956) (957) (958) (959) (960) (961) (962) (963) (964) (965) (966) (967) (968) (969) (961) (962) (963) (964) (965) (966) (967) (968) (969) (970) (971) (972) (973) (974) (975) (976) (977) (978) (979) (971) (972) (973) (974) (975) (976) (977) (978) (979) (980) (981) (982) (983) (984) (985) (986) (987) (988) (989) (981) (982) (983) (984) (985) (986) (987) (988) (989) (990) (991) (992) (993) (994) (995) (996) (997) (998) (999) (991) (992) (993) (994) (995) (996) (997) (998) (999) (1000) (1001) (1002) (1003) (1004) (1005) (1006) (1007) (1008) (1001) (1002) (1003) (1004) (1005) (1006) (1007) (1008) (1009) (1010) (1011) (1012) (1013) (1014) (1015) (1016) (1017) (1018) (1019) (1011) (1012) (1013) (1014) (1015) (1016) (1017) (1018) (1019) (1020) (1021) (1022) (1023) (1024) (1025) (1026) (1027) (1028) (1029) (1021) (1022) (1023) (1024) (1025) (1026) (1027) (1028) (1029) (1030) (1031) (1032) (1033) (1034) (1035) (1036) (1037) (1038) (1039) (1031) (1032) (1033) (1034) (1035) (1036) (1037) (1038) (1039) (1040) (1041) (1042) (1043) (1044) (1045) (1046) (1047) (1048) (1049) (1041) (1042) (1043) (1044) (1045) (1046) (1047) (1048) (1049) (1050) (1051) (1052) (1053) (1054) (1055) (1056) (1057) (1058) (1059) (1051) (1052) (1053) (1054) (1055) (1056) (1057) (1058) (1059) (1060) (1061) (1062) (1063) (1064) (1065) (1066) (1067) (1068) (1069) (1061) (1062) (1063) (1064) (1065) (1066) (1067) (1068) (1069) (1070) (1071) (1072) (1073) (1074) (1075) (1076) (1077) (1078) (1079) (1071) (1072) (1073) (1074) (1075) (1076) (1077) (1078) (1079) (1080) (1081) (1082) (1083) (1084) (1085) (1086) (1087) (1088) (1089) (1081) (1082) (1083) (1084) (1085) (1086) (1087) (1088) (1089) (1090) (1091) (1092) (1093) (1094) (1095) (1096) (1097) (1098) (1099) (1091) (1092) (1093) (1094) (1095) (1096) (1097) (1098) (1099) (1100) (1101) (1102) (1103) (1104) (1105) (1106) (1107) (1108) (1109) (1101) (1102) (1103) (1104) (1105) (1106) (1107) (1108) (1109) (1110) (1111) (1112) (1113) (1114) (1115) (1116) (1117) (1118) (1119) (1111) (1112) (1113) (1114) (1115) (1116) (1117) (1118) (1119) (1120) (1121) (1122) (1123) (1124) (1125) (1126) (1127) (1128) (1129) (1121) (1122) (1123) (1124) (1125) (1126) (1127) (1128) (1129) (1130) (1131) (1132) (1133) (1134) (1135) (1136) (1137) (1138) (1139) (1131) (1132) (1133) (1134) (1135) (1136) (1137) (1138) (1139) (1140) (1141) (1142) (1143) (1144) (1145) (1146) (1147) (1148) (1149) (1141) (1142) (1143) (1144) (1145) (1146) (1147) (1148) (1149) (1150) (1151) (1152) (1153) (1154) (1155) (1156) (1157) (1158) (1159) (1151) (1152) (1153) (1154) (1155) (1156) (1157) (1158) (1159) (1160) (1161) (1162) (1163) (1164) (1165) (1166) (1167) (1168) (1169) (1161) (1162) (1163) (1164) (1165) (1166) (1167) (1168) (1169) (1170) (1171) (1172) (1173) (1174) (1175) (1176) (1177) (1178) (1179) (1171) (1172) (1173) (1174) (1175) (1176) (1177) (1178) (1179) (1180) (1181) (1182) (1183) (1184) (1185) (1186) (1187) (1188) (1189) (1181) (1182) (1183) (1184) (1185) (1186) (1187) (1188) (1189) (1190) (1191) (1192) (1193) (1194) (1195) (1196) (1197) (1198) (1199) (1191) (1192) (1193) (1194) (1195) (1196) (1197) (1198) (1199) (1200) (1201) (1202) (1203) (1204) (1205) (1206) (1207) (1208) (1209) (1201) (1202) (1203) (1204) (1205) (1206) (1207) (1208) (1209) (1210) (1211) (1212) (1213) (1214) (1215) (1216) (1217) (1218) (1219) (1211) (1212) (1213) (1214) (1215) (1216) (1217) (1218) (1219) (1220) (1221) (1222) (1223) (1224) (1225) (1226) (1227) (1228) (1229) (1221) (1222) (1223) (1224) (1225) (1226) (1227) (1228) (1229) (1230) (1231) (1232) (1233) (1234) (1235) (1236) (1237) (1238) (1239) (1231) (1232) (1233) (1234) (1235) (1236) (1237) (1238) (1239) (1240) (1241) (1242) (1243) (1244) (1245) (1246) (1247) (1248) (1249) (1241) (1242) (1243) (1244) (1245) (1246) (1247) (1248) (1249) (1250) (1251) (1252) (1253) (1254) (1255) (1256) (1257) (1258) (1259) (1251) (1252) (1253) (1254) (1255) (1256) (1257) (1258) (1259) (1260) (1261) (1262) (1263) (1264) (1265) (1266) (1267) (1268) (1269) (1261) (1262) (1263) (1264) (1265) (1266) (1267) (1268) (1269) (1270) (1271) (1272) (1273) (1274) (1275) (1276) (1277) (1278) (1279) (1271) (1272) (1273) (1274) (1275) (1276) (1277) (1278) (1279) (1280) (1281) (1282) (1283) (1284) (1285) (1286) (1287) (1288) (1289) (1281) (1282) (1283) (1284) (1285) (1286) (1287) (1288) (1289) (1290) (1291) (1292) (1293) (1294) (1295) (1296) (1297) (1298) (1299) (1291) (1292) (1293) (1294) (1295) (1296) (1297) (1298) (1299) (1300) (1301) (1302) (1303) (1304) (1305) (1306) (1307) (1308) (1309) (1301) (1302) (1303) (1304) (1305) (1306) (1307) (1308) (1309) (1310) (1311) (1312) (1313) (1314) (1315) (1316) (1317) (1318) (1319) (1311) (1312) (1313) (1314) (1315) (1316) (1317) (1318) (1319) (1320) (1321) (1322) (1323) (1324) (1325) (1326) (1327) (1328) (1329) (1321) (1322) (1323) (1324) (1325) (1326) (1327) (1328) (1329) (1330) (1331) (1332) (1333) (1334) (1335) (1336) (1337) (1338) (1339) (1331) (1332) (1333) (1334) (1335) (1336) (1337) (1338) (1339) (1340) (1341) (1342) (1343) (1344) (1345) (1346) (1347) (1348) (1349) (1341) (1342) (1343) (1344) (1345) (1346) (1347) (1348) (1349) (1350) (1351) (1352) (1353) (1354) (1355) (1356) (1357) (1358) (1359) (1351) (1352) (1353) (1354) (1355) (1356) (1357) (1358) (1359) (1360) (1361) (1362) (1363) (1364) (1365) (1366) (1367) (1368) (1369) (1361) (1362) (1363) (1364) (1365) (1366) (1367) (1368) (1369) (1370) (1371) (1372) (1373) (1374) (1375) (1376) (1377) (1378) (1379) (1371) (1372) (1373) (1374) (1375) (1376) (1377) (1378) (1379) (1380) (1381) (1382) (1383) (1384) (1385) (1386) (1387) (1388) (1389) (1381) (1382) (1383) (1384) (1385) (1386) (1387) (1388) (1389) (1390) (1391) (1392) (1393) (1394) (1395) (1396) (1397) (1398) (1399) (1391) (1392) (1393) (1394) (1395) (1396) (1397) (1398) (1399) (1400) (1401) (1402) (1403) (1404) (1405) (1406) (1407) (1408) (1409) (1401) (1402) (1403) (1404) (1405) (1406) (1407) (1408) (1409) (1410) (1411) (1412) (1413) (1414) (1415) (1416) (1417) (1418) (1419) (1411) (1412) (1413) (1414) (1415) (1416) (1417) (1418) (1419) (1420) (1421) (1422) (1423) (1424) (1425) (1426) (1427) (1428) (1429) (1421) (1422) (1423) (1424) (1425) (1426) (1427) (1428) (1429) (1430) (1431) (1432) (1433) (1434) (1435) (1436) (1437) (1438) (1439) (1431) (1432) (1433) (1434) (1435) (1436) (1437) (1438) (1439) (1440) (1441) (1442) (1443) (1444) (1445) (1446) (1447) (1448) (1449) (1441) (1442) (1443) (1444) (1445) (1446) (1447) (1448) (1449) (1450) (1451) (1452) (1453) (1454) (1455

(33) 前掲註(16)湯浅氏誠文。

(34) 例えば延喜十四年七月八日付太政官牒〔東南院文書〕一一三七に見える中納言藤原道明(宣者)と左少井藤原宣幹など。

(35) 「平安前期僧制の展開」〔史記〕二四四、日本文史大学史学研究会。

(36) 「諸大寺并有寺守別當三嗣」。源平ノ元は後醍醐天皇の日。即賣事由。但僧制可稱之徒不論年限。殊殊別號。中宮真言。自餘諸號。依官位任別當等。及尼領寺等並同此例。

(37) 其未得解由之輩。永不任用。亦不因公職。但僧制別當任別當者。不在此限。」〔西寺以別當爲長官。以三嗣爲任用。解由不勘知。并覺尊諱。及依理不盡取別等之避。一同京官其參不之狀。令嗣不傳御事。」

(38) なおこの貞觀十二年制は「延喜式」左蕃院にも同文が記載されており、貞觀十三年八月謹遣し九月に頒布された「貞觀式」にも掲載されていることは、「三代実錄」元慶六年六月通照七条起請の其五にて「式云」として同文が引かれていることからも知られている。

(39) 横本政良氏「古代寺院運営における三嗣(役割)とその選任について」〔ヒストリヤー〕一四五号。

(40) 牛山伸季氏「寺院別當と交替解由制度」〔古文書研究〕一九号。

(41) 「東南院文書」一七号。

(42) 「東南院文書」一一五八号。

(43) 即ち、貞觀十三年八月十七日に南朝年名が公卿別當に任せられる以前において中納言藤原常行が任じており〔東南院文書〕一一五八号。また右中弁藤原貞吉も貞觀十三年以前から別當であり、「東大寺別當次第」裏表にも俗別當として記されている。

(44) 即ち、貞觀十三年八月十七日に南朝年名が公卿別當に任せられる以前において中納言藤原常行が任じており〔東南院文書〕一一五八号。また右中弁藤原貞吉も貞觀十三年以前から別當であり、「東大寺別當次第」裏表のままであった〔公卿別當次第〕。即ち委譲が官符及び官旨を宣下する権限を持つてない〔土田直義氏「上繼について」「日本古代史論集」下〕)ことによってである。元慶元別當に任じた〔東南院文書〕一一六〇号。在原行平は同年六月止まで参議であり、また仁和三年別當に任じた。(同)一一九八号。延喜は任中參議のままであった〔公卿別當次第〕。即ち委譲が官符及び官旨を宣下する権限を持つてない〔土田直義氏「上繼について」「日本古代史論集」下〕)ことによってである。

(45) 言ふる所によれば、當時の官は、時平が昌慶元年よりより任職官によるものとなり、この傾向は、時平が昌慶元年より任職官(候役)となり任職官によるものとなる。東大寺三嗣・知事補任官藤原給事務にまで及んだことが窺える。

(46) この形式については「北山」を五六にて俗別當の果たす役割として記されている。

十一大寺、有封諸寺、御廟寺、神勅官符、或三司解、或五箇大乘事状、或僧

禪自御寺、葦中寺時、下給御當上釋、聽定後下弁、〔中略〕自余三司解、有公

廟別當者、不經給政中其人。

(47)(48)(49)(50)「文德実錄」。なお、この時の大仏修造をめぐる政治情勢については、森三枝子氏「天安二年大政變と東大寺大仏修造」〔政治社會史学〕二〇〇号)によつて詳述されている。

(51) これは東大寺に於ける僧職としての後継の初例である。なお眞如は出家後東大寺に入寺しており〔三代実錄〕元慶五年十月十三日条等〕、東大寺との關係浅からざるものがあった。眞如の経歴等については杉本直治郎氏「眞如禪主伝研究」に詳述されている。

(52) 仁和四年秋、大智普人來院附。

(53) 仁和四年冬、菅原是善条承附。

(54) 「東南院文書」一九号。

(55) 「東大寺要録」卷三「供養東大寺靈含那大仏記文」。なお「三代実錄」同年月日条には頭として記載されている。

(56) 「東大寺要録」卷三月十二日条。

(57) 二人の経歴については、林鶯明氏「大江晉人と菅原是善—貞觀期の政界と學界」〔上代政治社会史の研究〕に詳述されている。

(58) 大校君については、「扶桑略記」元慶元年十一月三日条の釋伝にて「音人自在在

(59) 魁、深信弘道、施終解未善、音詮知常、合掌向西方。頭頂尊然應應蘊尼七返事

(60) 氣絕」とある。また、音詮未善、音詮知常については「三代実錄」、「扶桑略記」元慶四年八

(61) 月三十日条の釋伝に「最崇法師、仁愛人物、不好殺生」と云う。

(62) 前掲註(52)。

(63) 「東大寺要録」卷二「供養東大寺靈含那大仏記文」から。

(64) 一、僧行寺授

(65) 僧行寺授行大法師位僧位

(66) 東大寺別當僧大法師位真和

(67) 僧行寺別當僧大法師位房忠

(68) 大威儀僧大法師位惠良

(69) 僧行寺別當僧大法師位惠惠

(70) 徒僧別當僧大法師位惠惠

(71) 徒僧別當僧大法師位惠惠

(72) 徒僧別當僧大法師位惠惠

(73) 徒僧別當僧大法師位惠惠

(74) 徒僧別當僧大法師位惠惠

(75) 行事(僧院記)

(76) 一、行事實(僧院記)

(77) 二品治部卿某親王

(78) 大納言正三位源某朝臣

(79) 中納言正三位伴宿禰

(80) 大和守大夫從四位下左京院臣

(81) 大和守正五位下弘聖王

(82) 敬位布施僧清貞

(83) 左大史三番藤原清江

敬位藤原朝臣春生

政官による直接的な造営管理機構としてあらわれた造寺使が、ここに於いて公卿・弁によつて構成された俗別当制度に組み込まれた形で組織されていることを知る。太政官機構を基幹とした俗別当制度から派生した、造寺使機構の姿を捉えることができる。それは、俗別当の役務に吸収された形態であると同時にまた、俗別当の役務として明確化された形態であると捉えられよう。

以上、造寺管理機構について述べて來たが、現象面のみを指摘したに留まつた部分が殆どであり、今後はそれぞれの意味を問うて行くことが課題となる。甚だ雑駁な論容ゆえ、誤解・曲解多有りと思う。については諸賢の御叱正を賜われば幸甚である。

註

- (1) 〔東大寺司に関する竹内理三氏「日本上代寺院経済史の研究」〕をはじめとして、井上薰氏「奈良朝仏教史の研究」・田中綱人氏「日本古代仏師の研究」等にて開拓内容・活動等が詳述されるほか、律令官宮工房の側面からのアプローチとして浅香年木氏「日本古代工業史の研究」がある。
- (2) 〔新日本本紀〕承暦三年九月日条。
- (3) この造東大寺所はかつて造寺司が保管していた東市庄券を保管していることから、〔延暦十五年八月「東大寺三箇院」〕(平安通文)一一一四〇号)、造寺司の後身ともみなされ、十一世紀半ば以降「修理所」と改称されるまで存続したとされる。(大河直郎「造東大寺所と修理所」)〔建歴史研究〕三五〇号)、註(1)浅香氏前著書、二二三頁)。
- (4) 〔新日本本紀〕大河氏論文。
- (5) 〔平安初期における工人組織についての一考察〕〔南都仏教〕一九号)。
- (6) (7) 前掲註(1)、浅香氏前著書、一二四〇頁)。
- (8) 「院政下における東大寺の位置——修一會の法会と造東大寺長官を通じ——」(『南都仏教』五二号)。
- (9) この時の修理工業に關連する」として「正倉院文書」卷二十五・附錄四頁に、大仏を開めるための「山形」を採用するための厳密二十分が双々より造寺所に下し置かれたことが見えるほか、大同二年六月二日付太政官様「平安通文」一三二号)からは、造東寺司との間で仕事のやりとりがあったことが窺える。
- (10) 〔東大寺要録〕卷七、前掲註(9)、「平安通文」一三三号)。
- (11) 〔東寺註(9)〕、「平安通文」一三三号)。
- (12) 〔東寺註(十九)〕。
- (13) 〔東南院文書〕案わけ第十八東大寺文書之二〕一一〇六号。
- (14) 〔公卿補任〕大同五年冬、吉備泉塗瓦附。
- (15) 前掲註(9)の大同二年六月二日付太政官様にて少弁として官業開始に携わる。
- (16) 菊池(逝)京子氏はこの使節を東大寺俗別当制度の先駆的な存在として位置付けられ、「俗別当の成立」(史林)五一一、後に「日本名僧傳集」に収載)、「源氏吉美氏は造東宮に關する任務を主とする性格を指摘され、見往南尼監理のための官人候選と、東大寺俗別当との中間的態勢とされる〔東大寺の俗別当について〕(「国史研究会報」五号)。当時の修理工業情況や官業構成から見て、やはり修理事業を主目的としたのではないか。むろん造東大寺使の先駆と言えよう。
- (17) 天長年中のこの大修造工業について、伊藤延男氏「大仏背後の山」(奈文研)「研究論集」一)によつて整理方策についての論議や経緯などが詳述されている。
- (18) 〔天台座主吉記〕(「群書類纂」第四十巻・補任部十二)。
- (19) 延暦寺の俗別当については、前掲註(16)の菊池氏論文のほか、湯瀬吉英氏「延暦寺の俗別当について」(「国史研究会年報」四号)や岡野浩二氏「延暦寺俗別当と天台座主」(「群書類纂」三三号)などの論考がなされている。なお、岡野氏には俗別当制度をもじめて造寺長官に至るまでの日頃より貴重な御示唆をいただきおり、本稿を成すにあたつても多くなる恩恵を蒙った。
- (20) 〔前掲註(19)〕湯瀬氏論文。
- (21) 〔前掲註(19)〕岡野氏論文。
- (22) 〔前掲註(19)〕岡野氏論文。
- (23) 〔前掲註(16)〕菊池氏論文。
- (24) 〔東南院文書〕一一一〇号)。
- (25) 前掲註(16)菊池氏論文(①～③)。前掲註(16)湯瀬氏論文(④)。
- (26) 〔東南院文書〕二一五三〇号、五三九号、五四〇号、五七〇号。
- (27) 〔平安通文〕一九号)。
- (28) 〔平安通文〕一一九号)。
- (29) 〔前掲註(16)〕菊池氏論文。
- (30) 承和十三年九月二十五日付僧籍牒(「東南院文書」一九五号)に於て知事年限の定めにあたり「別當左大井辨院宣」を別當が僧籍に伝へ、東大寺に據す。また、天安元年六月七日付僧籍牒(「東南院文書」一九七号)にて「彼寺道俗別當」の別當より知事年限を擔任せざる。
- (31) に於て「別當中納言源朝」であるが、嘉永二年ならびに仁寿二年当時、「公卿補任」によれば、源弘・源定が共に中納言として該當し、兩人とも從三位やがて正三位。なお、源弘は承和十三年には別當であつた(前掲註(29))。
- (32) 天安元年十二月二十五日付太政官様(「東南院文書」一九九号)。後述。
- (33) 〔東南院文書〕一一一〇号)。

期間中の東大寺三綱・造寺所知事等の補任官職の作成にあたっている。

さて、附表Ⅰ・Ⅱに示されたとおり、三綱・知事補任官職発給手続に於いて、貞觀十三年以降の官職に於いては、公卿別当が中納言以上であれば、ほぼ上卿として官符宣者となり、弁別当が發給責任者として携わるのを通例とする情況下、造講堂使設置相当期間内に於いてもその傾向のもと、公卿別当・弁別當と、そして史が造東大寺判官として造寺官機構に組み込まれることで、三者を特定の人物によって専当させる形となる。かかる狀況下にて、例えば延喜十八年六月二十日付太政官牒に於ては、宣者上卿が公卿別当・弁官たる弁別當が造講堂長官・史が同判官という系列下で事務処理が行われることとなる。ここに、上卿・弁・史の官符発給システムにのつた俗別當及び造寺官の編成を確認するのである。

延喜う承和の造東大寺講堂使設置期間中、東大寺三綱・知事等の人事は、弁別當を兼ねる造寺長官の出現及び史の造寺使機構（＝判官）への編入という体制下にて、俗別當（公卿・弁）及び造寺官（弁別當・史）のものと補任手続が行なわれる形が見られるようになつた。

俗別當制度が上卿・弁・史システムのものと再編成されたとも言え
る貞觀十三年前後以降、東大寺三綱・造寺所職員等の補任にあたつて、
公卿別當が上卿となり人事を決定し、弁別當が弁官として補任官職発
給責任者となる形式が整えられたわけであるが、延喜う承平に於ける
造寺使は、こうしたシステムにのつとり、先の貞觀の修理大仏使から
一步進んで史までを造寺使判官に組み込んだ体制である。

六、結びにかえて

造東大寺司廃止後の東大寺に於ける修理事業への対応は、勅使・檢

校の派遣がしばしば見られるほか、大同元年に発遣せられた四名の官人からなる検校使は、造寺司廃止後の最初の管理機構として編成されたものと言える。その後承和年間以降官人俗別當が設置されると、当寺の造営修理の管理もその役務の一つとなつて行く。

さて齊衡う貞觀期に於ける大仏修理機構は、如上の如く公卿（右大臣藤原良相）—弁官（修理大仏長官（大江音人・藤原家宗））—史（三善清江）という、上卿・弁・史システムに基く太政官による東大寺管理制度の初例として位置づけられるものであると言える。東大寺に於いて公卿・弁官による俗別當制度が未確立な状況下にあつたその当時、太政官による直接的な修理事業運営をはかるとした体制であり、それは例え僧綱に知事補任權が帰せられていた造寺所に、太政官直任による權專當を置いて造寺所を代表させて、造寺所の直接的管理を目指したことにも反映されている。

その後の東大寺に於ける俗別當制度再編成による東大寺管理体制（即ち、弘仁以来延暦寺にて行なわれていた公卿・弁による俗別當制度の東大寺への導入）は、この時の修理大仏事業に於ける太政官の対応のあり方が大きなきつかけとなつたに違いない。俗別當制の制度的确立の画期である貞觀十三年当時、それ以前より俗別當に任じていた中納言藤原常行・左中弁藤原良近らの存在によつて既に公卿別當・弁別當が意識されていたことを知るのである。

延喜末延長承平年間に於ける造東大寺講堂使は、公卿・別當（検校）、弁官・弁別當・造講堂使長官、史・造講堂使判官という機構編成が浮かびあがり、今のところ平時望に於いてのみ確認されることではあるが造講堂使長官と弁別當との一体化が見られ、また史が造寺官の中に判官として位置付けられていることが特色である。齊衡う貞觀期に太

既述の如く、知事の上位にある権専当は、太政官牒による補任であり、太政官による造寺所の直接的把握の傾向を見る。また、この頃修理事業推進・功労による造寺所知事の重任・專徳化の傾向も見られ、特に知事忠純の重任は「道俗別當」の意向によつており、令督・令超の重任もまた寺別當真綱の推薦の結果としてあり、僧綱牒による補任形式をとるとは言え、俗別當・寺別當の積極的な開拓が見られるのである。

五、延喜・延長・承平の講堂復興と造東大寺講堂使

ここでは公卿別當・弁別當からなる俗別當制度の確立を見る貞觀十三年以降に於ける俗別當と造寺長官との関連をポイントに、造東大寺講堂使と修理事業についてとらえてみる。

貞觀の大仏修理から半世紀余りを経た延喜十七年十二月一日⁽¹⁾、講堂及び三面僧房からなる大規模な東大寺講堂院が消失する。同四日寺より朝廷に失火が奏せられ、同日宇多法皇が東大寺に赴き説教を修せしめる一方、調布五百段を施し、翌五日左少弁藤原当幹（この時東大寺俗別當の任にあつた）を勅使として派遣し舎一千屯を衆僧に施した。翌年三月二十三日には造東大寺講堂使が任せられる。同二十年十二月二十八日には、造東大寺講堂検査観察及び寺別當観察より復興造當推進の方針が示された。その後財政難に悩まされながらも統けられ、承平五年に至りようやく講堂再建なり、五月九日講堂供養会が催されたのである。

講堂復興にあたつて設けられた造東大寺講堂使について見て行きたい。

「東大寺要録」によると、延喜十八年三月二十八日には、長官平時

望（正五位下、左少弁）、次官文星幸行（從五位下、前主水正）、判官丈部有沢（正六位上、左少史）、主典阿刀平諸（正六位下、左京大属）が任せられ、同年六月二十日には判官普野常生（木工少充）、主典壬生時春が加えられ、更に八月十五日には算師依智秦信臣が加えられる。ここに、弁官・史のほか、木工少充・算師などの予算・見積り等の算定に携わったであろう技術・実務官人も勤員されている様子も見える。この後の造寺官人事については不明な点が多いが、「東南院文書」所収の三綱・知事補任官牒に見られる造寺官の肩書きを有する官人としては、長官平時望のほか、判官として丈部有沢（左少史・左大史）、泰貞興（右大史）、物部本興（右大史）、坂上經行（右大史）、檢前忠明（左少史）らである（付表II参照）。なお諸記録に延長五年六月四日や承平元年閏五月五日に造東大寺長官・主典を任ずる記載が見えるが、具体的人名は不詳である。

造講堂長官平時望についてであるが、まず「東大寺別當次第」第三十八代別當智趙条に於いて俗別當歴名の位置に「造講堂長官右少弁正五位下平朝臣時望（延喜十八年五月廿三日）」（傍註筆書）と記され、且つ延喜二十二年三月八日付俗別當藤原元方補任の太政官牒にて、「件人宣補別當左少弁平朝臣時望遷任修理大夫之替」（傍註筆者）とあることから、大夫に遷任するまでの間、弁官にして造講堂長官兼俗別當として講堂修理に携わっていた。ここに、造寺（講堂）長官と俗別當を兼帶する例を史料上初見する。

造講堂判官については全て史が任せられていることは既述のとおりである。そして造東大寺講堂判官たる弁官局史として、造講堂使設置

権知事の補任は僧綱牒によるのを通例としていたのに対し、知事より上席の権専当は、上卿藤原良相から弁官である修理大仏使長官藤原家宗に補任の旨が宣せられ、左大史三善清江に伝えて作成させた太政官牒によって補任されている。これは大仏修理事業に際して太政官による造東大寺所へのより直接的管理を目指したものと解せられよう。

この時藤原家宗は弁官として官牒発給事務に携わったのであるが、同時に修理東大寺大仏使長官を兼帯し、造東大寺所職員補任手続きに携わつたと言える。

さて次に、この太政官牒発給にあたって、上卿として宣を下す立場にあつた右大臣藤原良相について、東大寺大仏修理との関わり合いを跡付けてみたい。

(1) 齋衡二年九月二十八日、修理東大寺大仏修理工真如とともに、当時大納言であった藤原良相が、修理方針について奏言す。

(2) 天安二年十二月二十五日付太政官牒（前掲、権専当補任官牒）

発給にあたつて上卿として臨む。

(3) 貞觀三年正月二十一日付太政官符（大仏供養会前後二週間の殺生禁斷等）発給にあたつての上卿。なお、弁官は大枝音人。史は三善清江。

(4) 貞觀三年三月十二・十三日、大仏供養会に向けて諸事務の指揮を行ふ。（『東大寺要錄』卷三「御頭供養記」）

(5) 供養会開催場所の乱行罪や大童子の亂悪の禁制を定めるにあたり上卿として臨む。なお良相の奉勅宣を右小弁藤原家宗が伝宣している。（『同右』卷三「供養東大寺蘆舎那佛記文」）

(6) 大仏供養会にあたり俗行事検校として列す。（藤原家宗・三善清江）

江も列席）（同右）

以上の事例から、藤原良相が大仏修理事業に大きく関わっている様子が窺えよう。特に東大寺修理に付帯する諸務裁定に関して、藤原良相が官符實者たる上卿となり、(1)に於いて修理大仏長官藤原家宗が弁官として官牒発給に携わり、仍に於いてもかつて長官の任にあつた大枝音人が弁官として携わり、且つ双方とも史として三善清江が名を連ねている。平安から貞觀年間にかけての時期に於いて藤原良相は諸官符の宣者として頻出することが知られており、かかる東大寺大仏修理に関してもその右大臣たる立場にてどり行なわれた機務の一つであつて、上卿として東大寺に關する事だけを専ら行なつていたわけでもなく、東大寺の事だけに専門的に携わっていたと判断することは無論出来ない。しかれども(1)に見る檢校真如とともにに行なつた奏上にはじまる一連の良相の関わりの中に、修理大仏事業あるいは東大寺に対する特定の役務（公卿別當的立場）の兼帶を想起することも可能ではないだろうか。

この大仏修理事業は、時の大納言・右大臣たる藤原良相のもとで、弁官である修理大仏長官を中心にして事業が行われていつたと言える。修理事業遂行のための諸施策実行にあたつては、官符（牒）発給手続の上での宣者（上卿）と弁官との関係に於いて處理されていたことが確認できる。ここに、弁官が長官を兼帯する修理東大寺大仏の基本的性格が見い出されるのである。ここでは弁官が造寺官として位置付けられたのであるが、(1)・(2)・(4)に於いてその名を見る史たる三善清江についても当該事業への専門化の傾向が窺える。

なお、この時期の造東大寺所の動勢であるが、権専当・権知事の増置に見るよう修理事業推進のための組織的充実がはかられている。

城天皇第三子でありかつて皇太子の地位にあったこともある真如の特

別な身分が、東大寺大仏修理事業そのものの統括的立場としての「檢校」の地位に示されているものと思われる。この司は、東大寺側を代表する修理管理体制あるいは機構を表現した呼称と言えようか。

「修理(造)東大寺大仏使」については、その長官の任にあつた大枝(江)音人・菅原是善・藤原家宗の三人の人名のみ判明する。

①大枝音人 「公卿補任」によれば齊衡三年正月十一日左少弁に任

ぜられると同時に「修理東大寺大佛像長官」に任ずる。時に從五位上・東宮學士。また「弁官補任」に於いては天安元年・同

二年の条に「修理東大寺大佛長官」として見える。

②菅原是善 「公卿補任」には年月日不詳ながら齊衡三年三月二日

条(任左京大夫)と天安元年五月八日条(兼美作守)の記載にはさまれて「修理東大寺大佛使長官」とある。時に從四位下・文章博士・左京大夫。なお「尊卑分脈」にも年月不詳ながら「修理東

大寺大佛長官」とある。

③藤原家宗 「文德実錄」天安二年四月十九日条にて「造東大寺大佛長官」に任せられる。時に右少弁・從五位下。なお、天安二年

十二月二十五日付太政官牒にて「修理東大寺大佛使長官從五位上守右少辨兼行中宮亮」とある。また「三代實錄」貞觀二年四月二十九日条にも「修理東大寺大佛長官從五位上守右少辨」とある。

大枝音人・菅原是善は「公卿補任」の記載からほぼ同時期に長官の任にあつたことになる。長官二員制であったのであろうか。菅原是善はいつまでその任にあつたかは不詳だが、大枝音人の場合は「弁官補任」から、天安二年までは在任し、同年四月になつて藤原家宗と交替したものと考えられる。以上長官の人名のみ判明し、次官・判官・

主典等の下部組織の存在については一切不明である。

修理東大寺大仏使長官の具体的な役割についてであるが、不明の部分も多く限定された史料の中で示さざるを得ないが、大枝音人についてはその長官在任相当期間をはずれ直接その任務とは言えないかも知れないが、貞觀三年正月二十一日付太政官符(大仏修理成り、大仏供養会期日前後二週間の殺生禁断そのことを命じたもの)に於いて

左中弁として発給に携わっている。また、菅原是善についてはその文章博士としての立場及び教養に裏付けられた部分も強く作用しているであろうが、大仏供養会の願文及び咒願文の起草者として深く関わっている。菅原是善も大枝音人も当きつての良吏・文人政治家としてその名を馳せ、かつ私的には仏教信仰者の側面があった。また、大枝

音人は弁官局を歴任したその官歴からは有能なる実務官僚の姿が窺え、造寺使前半期の修理事務に関しては主に音人が担当したのである。藤原家宗の長官在任中の仕事として、天安二年十二月二十五日付太政官牒(造寺所權専當の任命)の発給に携わっているのが見える。

太政官牒東大寺

傳燈住位僧惠者

右、右大臣宣、件僧宣定造彼寺所專當者、寺宣承知、依宣行之、但、不可充行被彼所供養并從料、牒到准狀、故牒、

天安二年十二月廿五日左大史正六位上三善宿禰清江

修理東大寺大佛使長官從五位上守右少辨兼行中宮亮藤原朝臣の任にあつたことになる。長官二員制であったのであろうか。菅原是善はいつまでその任にあつたかは不詳だが、大枝音人の場合は「弁官補任」から、天安二年までは在任し、同年四月になつて藤原家宗と交替したものと考えられる。以上長官の人名のみ判明し、次官・判官・

修造寺所權専當はその時はじめて設けられたもので、從來の造寺所職員である知事よりも上首に位置することは、大仏供養会の僧行事檢校の歴名の中に見える權専當が、造寺所を代表する形で列席してい

既述の如く貞觀十二年から十四年の間に僧團牒から官牒による補任へと変化していることから、東大寺に於いて貞觀十二年制を画期として官符(牒)による別当・三綱・知事の補任が定例化されたことを確認されている。そして俗別當についても、官牒による補任が確認されるのが貞觀十三年八月十七日以降についてであり、これは別當以下の官牒による補任の定例化時期を同じくすることから、貞觀十三年を別當制確立の二期とされている。

貞觀十三年以降の俗別當は、參議以上の公卿と左右中・少弁を中心とする弁官とによる二員体制が確立しており、またそれは既に貞觀十三年以前にも行なわれつあった。ここに、以前に見られた公卿と様々な官人とによって構成されていた俗別當が、公卿と弁官とに集約されたわけであり、それは官牒発給における上卿と弁との關係をもとに再編成されたことを意味する。

さて先の湯浅氏による指摘である太政官と東大寺の直結構造についてであるが、三綱並びに造寺所知事の補任官牒発給に関わった宣者(上卿)・弁・史と東大寺俗別當との關係について見るならば(「府志」I・II参照)、双方とも貞觀(寛平)年間に於いて宣者として見える別當は南淵年名の(寛平)年名であり、弁官は約半数が別當である。しかし昌泰年間以降は官牒発給に関してほぼ公卿別當が官符宣者となり、弁別當が発給責任者となる慣例が成立したと言える。

以上の如く、貞觀十三年以降東大寺別當・三綱・知事の人事は太政官の補任権下にてとり行なわれることとなつたが、補任官牒の発給に際し官人俗別當が深く関わることとなる。特に昌泰年間以降中納言以上の大卿別當が上卿として宣下し、弁別當がそれを受けて官牒を発給するという形が慣例となつていったのである。

四、齊衡・天安・貞觀の大仏修理と修理(造)東大寺大仏使
さて、こうした俗別當制が確立する少し前、貞觀初頭頃行なわれた大規模な修理事業について考えてみたい。僧團牒による造寺所知事補任が通例であった貞觀十二年以前に、一例だけ太政官牒による造寺所權專當の補任が行なわれた時のことである。

齊衡二年五月二十三日(805)¹⁵、東大寺から大仏頭落下的奏言が朝廷に届けられ、政府は六月七日に參議左大弁兼左近衛中將藤原氏宗を現地に遣わしてその状況を見せしめ、そして九月二十八日に到り、大仏修理事業を推進する上での方針についての奏言が修理東大寺大仏司検校真如と大納言兼右近衛大將藤原良相によつて行なわれ、大仏頭修復に乗り出すこととなる。そして数年後の貞觀三年三月十四日に無量大会が設けられ、大仏供養会が催されるに到る。

この時の修理事業遂行にあたつては、延暦八年造東大寺司廃止以来久方振りの、東大寺の名を冠した修理專當官が組織されている。記録に見られる官名は「修理東大寺大仏司」「修理(造)東大寺大仏使」である。

「修理東大寺大仏司」については、「文德実錄」齊衡二年九月二十八日条に於いて真如が同司檢校であるのを初見とし、「三代實錄」貞觀二年四月八日条に同じく真如をして、「修理大佛檢校」と見え、この時は大仏供養会行事の最高責任者の地位に任せられている。真如は大仏修理期間を通じて一貫して、檢校¹⁶の地位にあつた。この「修理東大寺大仏司」については具体的な性格は不詳である。但し当司の「檢校」である真如の存在性に着目するならば、彼は東大寺大仏修理における僧侶としての少なくとも東大寺側の最高責任者であると言えよう。平

接的な結びつきとして、公卿・弁官からなる俗別当制度がとられたものと考えられる。延暦寺俗別当の主要な役割は、天台宗の試業・得度・授戒に関する事務取り扱い、諸国講説師の簡定等にあり、その手続きは三司、即ち治部省・玄蕃寮・僧綱を経ずに行われる。こうしたことから俗別等に対して「太政官との直結」・「延暦寺側の利益代表」そして「教団の代弁者」的性格を有すといった評価がなされて来ている。

こうして弘仁十四年延暦寺で初現する官人俗別当制度は承和年間を中心にして諸寺に及ぼされていった。⁽²⁾ 東大寺に於ける官人俗別当も、承和年間よりその存在を認めることができる。即ち毘沙門天像修理について記された承和五年八月三日付「造東大寺司所記文案」と称される文書の署名者の中に、別当として大法師位円明に統いて參議民部卿朝野鹿取・内堅高橋祖嗣・同石川真主の三名が、造東大寺所知事五名とともに記されてあるのを初見とする。初期の頃の東大寺俗別当の役割については、①修理造営に関することとして、ここに示した承和五年の毘沙門天像修理のこと、②寺田勘札に関することとして、承和五年から九年にかけて寺田実録のため別当石川真主が寺使として在地に下向していること。③資材管理に関することとして、嘉祥二年九月の宇治華嚴院への土地施入状⁽³⁾並びに「寺田勘札」の上首にあつて寺務統轄者としての責任を負い、伽藍修造・維持管理というその最重要任務の覆行の徹底化をはかるとする体制ができる

ところである。湯浅吉美氏によれば、貞觀十三年はまた、東大寺に於ける俗別当制度の制度的な確立の画期とする位置付けをされている。「三代実録」貞觀十二年十二月二十五日条によれば、この時諸寺の別當と三綱の任期が定められ、解由制度が適用されることとなつた。ここに、秋限と解由をともなう別當官・三綱任用制が確立し、また別當が三綱の上首にあつて寺務統轄者としての責任を負い、伽藍修造・維持管理というその最重要任務の覆行の徹底化をはかるとする体制ができる

ことがわかる。以上のことから、この時期①・④の事につき、直接あるいは間接に俗別当が修理事業に携わることを確認する。

なおこの頃の俗別当として見える官人は、おおよそ二名あるいは三名からなり、三位・四位の中納言・參議といった公卿と、六位前後の

下位官人との組合せであることが窺える。

さて、俗別当の間接的な修理事業への関与とも言える④についてであるが、東南院文書所収の「造司綱牒官符」及び「造司官符」と称される文書群には、承和年間から天元年間にかけての造東大寺所職員である専当・知事等の補任を中心とした東大寺宛の僧綱牒、太政官牒が収載されている。ここに於いて、承和から貞觀十二年までは一例を除いて僧綱牒による補任形式をとるが、貞觀十三年の「俗別当牒」を経て、貞觀十四年以降は全て太政官牒による補任であるという特色が見出される。湯浅吉美氏はこのことに關し、特に貞觀十四年以降の太政官牒に於て、宣者である公卿ならびに發給責任者である弁官の相当人物には、俗別当在任者があたつている例が見られることに着目され、かような形で太政官と東大寺とを直結させているところに官人俗別当設置の意義があることを指摘している。

ところで、土谷恵氏によれば、貞觀十三年はまた、東大寺に於ける俗別当制度の制度的な確立の画期とする位置付けをされている。「三代実録」貞觀十二年十二月二十五日条によれば、この時諸寺の別當と三綱の任期が定められ、解由制度が適用されることとなつた。ここに、秋限と解由をともなう別當官・三綱任用制が確立し、また別當が三綱の上首にあつて寺務統轄者としての責任を負い、伽藍修造・維持管理というその最重要任務の覆行の徹底化をはかるとする体制ができる

年を経ても解決できずいたところ、実忠の活躍によって見事に成し遂げられたというものである。この修理については文脈からは延暦十七年頃以降より対策が講じられ、関連史料により大同二年前半期頃までに修理が行われていたらしいことが窺われる。更にこの頃の東大寺は大仏修理のほかにも、北大門造営・大垣造作・食堂前庭の修復等の諸工事が継続されていたらしく、かかる状況下にて、大同元年に発せられた次の使節に注目してみたい。

太政官 殿東大寺

使南海道觀察使從四位下右大辨吉備朝臣泉

從五位上行玄蕃頭藤原朝臣千引

從五位下守大和守藤原朝臣木貞

外從五位下行造西寺次官兼木工少主秦宿禰都枝麻呂
牒、爲檢彼寺雜事、差件等人發遣、寺察此狀、一事已上聽使檢核、
今以狀牒、牒到准狀以牒

大同元年七月十五日左大史正六位上勅八等滋野宿禰柏代

參議北陸道觀察使左大辨從四位上（以下略）秋篠朝臣安人

ここに吉備泉以下四名の官人からなる使節が東大寺に対して發遣せられたことが知られる。四等官を多分に意識した様な官人構成であるが、長官格の吉備泉はかつて宝龜九年から延暦二年にかけて造東大寺司長官¹³を経験した人物であり、秦都伎麻呂は木工寮所屬の技術官人として造西寺司次官として西寺造営に携わっている人物である。そして在京ならびに諸国の大寺及び僧尼名籍の事を所掌とする玄蕃頭の藤原千引や、東大寺所在國大和國司の參画を見る。この時期の東大寺の修理事情を併せ考へるに、この使節の主たる目的はかような修理造営に伴う諸事務たる「雜事」を検し、寺の一切の寺務を検査するために発

遣されたものと捉えられよう。即ちこれは、造東大寺司廃止後に於ける東大寺の大規模修理事業に対処するために派遣された、官人による管理機構の最初の具体例である。

なお、大仏の損傷はその後も進み、天長年間に到つて再び本格的な補強修理を行なうこととなつた。この時は朝廷よりたびたび勅使・検査が派遣され、実地検分や修理方法の評議等が行なわれていたことが、「東大寺要錄」卷七所収の天長四年四月十四日付僧綱所宛ての「太政官牒」から窺える。そこでは、勅使とともに僧綱・造東大寺所長上工や、東大寺僧・大安寺僧、そして木工寮官人等により修理方策がそれ表示され、最終的に廟堂にて修理方法の裁定が下され、太政官から僧綱に対して指示がなされた経緯が知られる。

以上のように、造寺司廃止後の延暦年間以降、勅使・僧綱・諸大寺三綱等の集会による修理事業遂行のかたちがまずとらえられ、かつ大規模となるにつき大同元年七月に見られるような検査使の派遣がなされたものと考えられよう。

三、俗別当制度と修理造営体制

平安時代初期の律令国家の仏教政策の上で、官人俗別当制度の成立と展開は極めて重要なポイントであり、その実態もかなり解明されつある。官人俗別当制度は、弘仁十四年三月に中納言藤原三守・右中弁大伴國道を別当に定めたのがそのはじまりで、ここに於いて「以左大臣爲檢核以左大辨左大史爲別當」と記され、公卿・弁官・史を別当とする例がひらくれたのである。そもそも延暦寺に対する官人俗別当設置の意義は、独自の大乗戒場設立による天台宗の治部省玄蕃僧綱からの脱却を目指したものであり、そこに太政官機構との新たな直

する時、一時的に大量の官有工匠を必要とする場合に於いて編成されたものであるとされる。以上の如く、造東大寺所を日常的修理工事の機関として、大規模工事の時に政府側から臨時に造寺官が編成され、官有工匠の動員等がなされたという性格付けが示されているが、造寺使の具体的な組織編成・内容・事情にまで言及されているとは言い難い。

ただ、浅香氏⁽⁷⁾は、延喜・延長期の造東大寺講堂使と奈良期末の造東大寺司の長官以下四等官の官人構成の比較をされ、専任者の多い旧造寺司に比して、造寺使は殆どが兼任者によって構成されており、造寺使の性格を、木工寮・修理職などの官有工匠の動員や諸国からの役夫の差発を担当する仮設の行方官とし、官工房として固定された労働力を把握するものではなかったとされている点で、造寺使の内容に一步踏み込んだものと言えるが、氏の観点は東大寺に於ける官営の工房機構の解体過程にあり、「固定された労働力を有しない」ところの臨時の行方官としての造寺使への意味付けはかなり消極的にならざるを得ない。

なお、平安時代後期以降の院政期に於ける造東大寺使については、近年安達直哉氏⁽⁸⁾によつて考察がなされており、特に造東大寺長官には、

寺使については全く触れられていない。故に、平安後期以降常置の官となり、弁官が長官を兼務するを通例としていた造東大寺使につき、機構編成上の原型として、平安前期の両度の造寺使を捉えてみる意義もあろうかと思う。

本稿は、このように從来あまり積極的に取り上げられることのなかった平安期における官寺造営機構である造寺使について、九世紀中葉の大仏修理並びに十世紀前葉の講堂復興といった二度の大規模修理について考えようとしたものである。なお、造寺使官人が弁官・史などの中央官人の兼任によって編成されるという機構的特質に関連して、詳しく述べるが、京内及び周辺諸大寺を中心とする官吏をもつてその任にあて（特に主要寺院に於ては公卿・弁官が任せられる）当該寺院の管理機構として重要な役割を担つた官人俗別當制度とのかかわり合いに着目しながら、平安前期東大寺の修理造営事業のあり様を捉えてみたい。

二、平安初期の修理造営

ここでは、延喜八年造東大寺司廃止直後の東大寺修理事業の情況を概観し、「造寺使」以前の大規模修理事業に対する官側の取り組みについて捉えてみたい。

延喜年間末葉から大同年間にかけて大仏修理が行わっている。東大寺造営に多大な功労のあった実忠の事蹟を列記した「東大寺權別當實忠二十九箇条⁽⁹⁾」に見える第五箇条目の「奉固大仏御脊所々破損并左方御手絶去事」によると、破損した大仏背面部の修理につき、勅使・僧に示唆を与えるところである。ただし氏は、平安前期に於ける造

平安前期東大寺修理造営と 造寺使に関する覚え書

飯 塚 聰

一、はじめに

奈良時代を通じて、京内官大寺及び特定の官寺の造営は、しばしば寺院毎に設けられた造寺司によつてとり行なわれていたことは周知のとおりである。なかでも八世紀後半の東大寺造営に際して組織された造東大寺司⁽¹⁾はその最大のものであり、律令官人による長官・次官・判官・主典の四等官制をとる管理部門のもとで、現業部門として写教所・造仏所・造瓦所・木工所・鍛所等の各工房や、出先營繕機関としての造石山院所・造香山薬師寺所等が付属する、一個の独立した総合的官司工房としての体裁が整えられ、東大寺の造営・管理運営がなされていたことが『正倉院文書』によつて垣間見ることができる。伽藍主要部分の造営も一段落した八世紀末に至り、官司整理・再編政策とともに長岡京造営など新規大規模造営事業開始に伴い、造東大寺司の保有する生産機構や労働力の転用等を必要とする情勢のもとで、延暦八年造東大寺司⁽²⁾は廃され、その後は縮小された組織である造東大寺所によって當務業務が受け継がれて行くこととなる。そして大規模な修理事業が行なわれるにあたっては臨時に造寺専当官が組織されており、例えば齊衡から天安・貞觀年間にかけての大仏頭修理に際しての修理(造)東大寺大仏使や、延喜末から延長・承平年間の講堂復興事業に於

ける造東大寺講堂使など、「修理(造)某寺某使」といった名称の機関を確認することができる。

本稿のテーマは、造寺司廃止後の東大寺の修理造営事業体制に於けるかような造寺官編成のあり様を探るようとするものである。從来、奈良時代の造寺司も含めて東大寺の營繕機構及びその変遷についているが、平安時代に於いてその主眼は、主に平安前期に於いては造東寺所、中期以降は東大寺修理所といった東大寺在所の營繕機関の組織内容・性格について置かれ、造寺司及び造寺所から修理所への変遷を、律令的官営工房の解体と寺営工房の成立という過程の中でとらえるものである。これは、工匠の所属形態(官工→寺工)や、あるいは律令的取扱機構であるところの封戸制の崩壊による、財源としての封戸収入から寺領莊園への依存へといつた社会経済史的観点が基調となっている。

こういった造東大寺所・東大寺修理所に関する研究にくらべて、臨時の大規模修理事業に際して律令官人によって編成された造寺使についてはさほど論じられているとは言い難い。從来、平安時代の修理事業を概説する過程で、事実として触れた程度である。それは例えば大河直躬氏によれば、臨時大工事に際して設けられた臨時の官職で、その活動はその工事に限られたものであり、清水善三氏によれば、造寺所において造営がなされる場合、國から檢校使による検査をうけるほか必要に応じて臨時の造寺司が設置されたとし、検査及び造寺司の任務としては修理費用の算定、修理方法の決定にあるとされている。また浅香年木氏によれば、造東大寺使は大規模工事の時に造寺所とは別個の臨時の行事官として大規模な修理活動に要する労働力を必要と

研究紀要 6

平成元年3月31日発行

編集行
編

財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
群馬県勢多郡北橘村下箱田784-2
Tel (0279) 52-2511㈹

印刷

朝日印刷工業株式会社

BULLETIN
OF
PUBLIC CORPORATION
FOR ARCHAEOLOGICAL
OPERATIONS OF GUNMA

VI

CONTENTS

| | |
|--|--|
| The structure of the Pebble Cist at the Late Jomon Period | |
| Concerned about the Formation of Graveyard at the Fukasawa site, Tsukiyono | SHIMOJOH Tadashi, ONAYA Washio, TANIFUJI Yasuhiko, NAKAMARU Kohji |
| (1) | |
| Location of the Early Yayoi Period settlements in the Kanto district, and their relationship to wet rice cultivation | NOTO Takeshi, KOJIMA Atsuko |
| | (19) |
| Relics from Tumulus in Midono, Fujioka city | |
| The mounds No. 410, 411 and 412 in Hirai village, Tano district by "Jōmō Kofun Soran" | KOBAYASHI Tohru |
| | (45) |
| Pottery for Boiling in Heian Period | |
| What is a Dogama type like | MIURA Kyouko, KUROSAWA Harumi |
| | (49) |
| Archaeological Research to the Old Roads, Tosando & Azuma-michi etc. | |
| The Introduction of Study for the Land Transportation History at Kōzuke | SAKAI Takashi |
| | (61) |
| Study concerned with the character of God of The Sohma Shrine in Kohzuke-no-kuni | |
| | KAWAHARA Kakuji |
| | (73) |
| Koshiki of Hajiki in the Gunma Prefecture | |
| | TOYAMA Masako |
| | (95) |
| A Report on the Maintenance and Restoration of Todai-ji Temple and Zoiji-shi (造寺使) in the Former Part of Heian Period | |
| | IIZUKA Satoshi |
| | (128) |

PUBLIC CORPORATIONS FOR ARCHAEOLOGY

01-350 / 6 / 6(6)

March



0135000060000600 06



財團法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団